OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス第三版(仮訳)

本文書は仮訳であり、正確には英語原文をご参照ください

http://www.oecd.org/daf/inv/mne/OECD-Due-Diligence-Guidance-Minerals-Edition3.pdf

**OECD** 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス(仮訳)

本書および本書に含まれる地図は、いかなる領土の地位または主権、国際的な国境および境界の限定、および領土、都市または地域の名称を害するものではありません。

この刊行物を引用する際は、次の名称を利用すること。

OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas: Third Edition, OECD Publishing, Paris.

http://dx.doi.org/10.1787/9789264252479-en

ISBN 978-92-64-25238-7(印刷版) ISBN 978-92-64-25247-9(PDF版)

Photo credits: Cover @ Hemera/Thinkstock.com

OECD 刊行物の正誤表は次のサイトを参照。www.oecd.org/publishing/corrigenda © OECD 2016

OECD のコンテンツは利用者個人が使用するために複写、ダウンロード、または印刷することが認められている。また、利用者は自身が作成する文書、プレゼンテーション、ブログ、ウェブサイト、教材の中に、OECD の刊行物、データベース、マルチメディア製品からの抜粋を用いることができるが、その際は、OECD を出典および著作権所有者として適切に明記することが条件となる。公的な目的または商用目的での利用および翻訳の権利に関する要望はすべて電子メールで rights@oecd.org 宛に送信のこと。また、公的な目的または商用目的で本資料の一部を複写することに関する要望は、電子メールでコピーライトクリアランスセンター(Copyright Clearance Center)のアドレス info@copyright.com 宛、または、フランス著作権センター(Centre français d'exploitation du droit de copie (CFC))のアドレス contact(@cfcopies.com 宛に送信のこと。

紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス(以下、「本ガイダンス」と呼ぶ)は、紛争地域で採掘された鉱物のサプライチェーン・マネジメントに関して、政府支援のもと多様な利害関係者が共同で関与した取り組みの初めての事例となる。その目的は、企業が人権を尊重し、またその鉱物採掘活動を通じて紛争に手を貸してしまうことを回避するための一助となることである。また本ガイダンスは、資源産出国が自国の資源から利益を得ること、ならびに鉱物の採掘や取引が紛争や人権侵害または社会不安の源になるのを防ぐこと、という点を視野に入れつつ、透明性の高い鉱物サプライチェーンを構築し、鉱物セクターに対する企業の関与を持続可能なものにすることを目指している。すず、タンタル、タングステン、金に関する補足書と共に OECD ガイダンスは、鉱物取引が紛争ではなく平和と発展に寄与し、企業が責任ある鉱物調達を行うための包括的なパッケージを提供する。

本ガイダンスは、OECD が深く関与したほか、アフリカ大湖地域国際会議(ICGLR)参加 11 カ国(アンゴラ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、ケニヤ、ルワンダ、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア)、さらには企業、市民社会、そしてコンゴ民主共和国に関する国連専門課会議といった多様な利害関係者が参加したプロセスを経て、開発された。ガイダンスと 2 つの補足書の開発のための協議はこれまでに五度開催され、うち四度はパリにおいて 2009 年12 月、2010 年 4 月、2011 年 5 月と 11 月に、そしてもう一度は、OECD および ICGLR の共催によって 2010 年 9 月にナイロビで行われ、ここにはブラジル、マレーシア、南アフリカも参加した。その結果、本ガイダンスは、複雑な課題に対処するため協力的かつ建設的アプローチに重点を置いた、実用指向のものとなった。

国連安保理決議第 1952 号(2010 年) [S/RES/1952 (2010)] では、「コンゴ民主共和国に関する国連専門家会議」による最終報告書に記されたデュー・ディリジェンス勧告を推進することを支持している。 OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンスはこれに一致するよう設計されている。

「デュー・ディリジェンス・ガイダンスに関する OECD 勧告」は、2011 年 5 月 25 日の閣僚理事会で採択され、2012 年 7 月 17 日に改訂され金に関する補足が参考書に含まれた。さらに、2015 年 9 月 25 日に投資委員会と開発援助委員会でガイダンスの序文の改訂が承認された。この勧告に法的拘束力は無いものの、OECD 加盟国ならびに非加盟国に共通する立場と、これらの国々の政治的コミットメントを反映したものとなっている。

OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス第3版は、すず、タンタル、タングステンおよび金のサプライチェーンにの

み適用すると認識されていた序文の言葉を削除することによってガイダンスの適用範囲を明確にしている。改訂版では、ガイダンスが全ての鉱物における責任あるサプライチェーン管理の基準として詳細なデュー・ディリジェンスの枠組みを提供することを明らかにしている。

# 目 次

紛争地	域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための	
デュー	<ul><li>・ディリジェンス・ガイダンスに関する閣僚理事会による勧告</li></ul>	7
OFOE	<b>公名地域などですリック地域などの盆物の 事だちてむプラスチューンの</b>	
	紛争地域および高リスク地域からの鉱物の 責任あるサプライチェーンの	4.4
72870	デュー・ディリジェンス・ガイダンス	
	概 要	
	鉱物サプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンスとは何か?その必要性とは?	
	デュー・ディリジェンスを行うべきなのは誰か?	
	ガイダンスの構成	
	本ガイダンスの特質	16
	附属書1 鉱物サプライチェーンにおけるリスクに基づいた	
	デュー・ディリジェンスのための5段階の枠組	17
	附属書Ⅱ 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任ある	
	グローバル・サプライチェーンのためのモデル・サプライチェーン指針	20
	附属書Ⅲ リスク緩和のために推奨される措置、および改善を測定するための指標	25
すず、	タンタル、およびタングステンに関する補足書	31
	範囲および定義	32
	本補足書の適用を促す危険信号	33
	ステップ <b>1</b> : 強固な企業管理システムの構築	36
	ステップ 2: サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価	41
	ステップ 3:特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施	44
	ステップ 4:独立した第三者による精錬/精製業者のデュー・ディリジェンス行為の	
	監査を実施	47
	附属 上流の企業のリスク評価のためのガイドノート	
△1ヶ日	する補足書	61
並には		
	概要および範囲	
	定義	65 72
	A 1 N/ / L 1 B田IBL/ C4は 至信 1日 11日 1 A 1 / N / N / N / N / N / N / N / N / N /	,,

	ステップ 2: サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価	78
	ステップ3:特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施	99
	ステップ4:独立した第三者による精製業者のデュー・ディリジェンス行為の監査を実施	106
	ステップ 5: サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する年次報告	.111
	附属 零細・小規模採掘業者のために経済および開発の機会を創出するための措置の提案	.115
図表		
	図 1. 紛争地域および高リスク地域からのすず、タンタル、およびタングステンの	
	サプライチェーンにおけるリスク	35
	図 2. 紛争地域および高リスク地域からの金のサプライチェーンにおけるリスク	71

紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンスに関する閣僚理事会による勧告<sup>1</sup>

#### 2012年7月17日改訂版

理事会は、

1960 年 12 月 14 日付の「経済協力開発機構(OECD)条約」第 5 条(b)を考慮し、

「OECD 国際投資および多国籍企業に関する宣言」の一部を形成する「OECD 多国籍企業行動指針」を考慮し、

「多国籍企業行動指針」の遵守を勧告する各国政府間と発展共同体に共通する目的が、責任ある事業経営の原則と基準を推進することであることを想起し、

鉱物の責任ある調達には開発とビジネスの両側面があることを遵守し、

着実な経済成長と持続可能な発展を支える形で民間投資を動員することを目的として **2006** 年に採択された「投資のための政策的枠組み」を考慮し、

2007 年 4 月 3~4 日のハイレベル会合で承認された「脆弱国家支援原則(Principles for Good International Engagement in Fragile States and Situations)」を含む、脆弱な環境および紛争環境に関与する際の被害の回避を目的とした、脆弱な国家における国際的取組みの分野での「開発援助委員会」の業務を想起し、OECD「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」および国連「腐敗防止条約」を通じての取り組みを含む、汚職との闘いにおける国際社会の協力した取り組みを想起し、

天然資源の取引および投資が、確実に社会全体にとって有益なものとなるよう貢献するために、各 国政府、国際機関、および企業は、各自の能力および役割を利用することが出来るということを認識 し、

「大湖地域国際会議」を中心とした国際社会による、紛争地域および高リスク地域における違法な天 然資源開発と闘う取組みを考慮し,

<sup>1 2011</sup> 年 5 月、閣僚理事会で採択。採択時、ブラジルは以下の声明を発表した。「現在の勧告に従い、ブラジルは、デュー・ディリジェンス・ガイダンスがアフリカの大湖地域における経験に基づいたものであると理解している。また、ブラジルの考えは、企業が操業を行っている他の地域が紛争地域または高リスク地域と考えられるか否か判断するにあたっては、安保理決議をはじめとする国連による関連の決定に適切に配慮するべきである、というものである。」

紛争地域および高リスク地域においては重要な天然鉱物資源開発が行われており、これらの地域から調達を行っているか、もしくはそこで直接操業している企業は、紛争に手を貸してしまうリスクが高まる可能性があることを認識し、

紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスは、能動的かつ受動的で、継続的な工程であり、これを通じて企業は、人権を尊重することならびに、紛争に手を貸さないよう確保できることに留意し、

「大湖地域国際会議」との協力のもと開発され、投資委員会および開発援助委員会の承認を受けた「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」(以後、本「ガイダンス」)を考慮し、

「すず、タンタル、タングステン、金に関する補足書」は、本ガイダンスにとって切り離すことのできない一部を構成することに考慮を払うとともに、他の鉱物に関する補足書も今後追加されていくことに留意し、

本ガイダンスを実際に適用する際には、企業規模、活動場所、個々の国の事情、当の製品もしくは サービスが属するセクターや特質、といった個別の状況や要素に応じて柔軟な対応も必要であること を認識しつつ、本ガイダンスには、企業が自身の活動や関わり合いに関連した悪影響を防止または緩 和しようとする際、現実のリスクおよび潜在的なリスクを特定し対処するために取るべき措置が示さ れていることに留意し、

特に女性や児童に対して行われるものについては、附属書 II<sup>2</sup>の勧告に挙げた鉱物の採掘、輸送、も しくは取引に関わる深刻な人権侵害は容認されてはならないことを認識し,

投資委員会拡大セッション(「OECD 国際投資および多国籍企業に関する宣言」を支持する非加盟 国を含む)および開発援助委員会の提案に関して、以下の通り勧告等を行う。

「OECD 国際投資および多国籍企業に関する宣言」を支持する加盟国ならびに非加盟国が、その領土内またはその領土から操業を行っている企業および紛争地域および高リスク地域から鉱物の調達を行っている企業による本ガイダンス遵守を積極的に推進することを勧告する。その目的は、こうした企業が確実に、人権を尊重し、紛争への加担を回避し、および持続可能で公平かつ効果的な発展への貢献を行うようにすることである。

特に、「OECD 国際投資および多国籍企業に関する宣言」を支持する加盟国ならびに非加盟国が、

\_

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 附属書 II の内容は、本刊行物の 20~24 頁に掲載している。

鉱物サプライチェーンのリスクに基づいたデュー・ディリジェンスの 5 段階枠組みを、企業の管理システムに統合する取組みを積極的に支援する措置をとることを勧告する。その際、本ガイダンスにとって不可欠の一部となっている附属書 I および II³でそれぞれ示されているモデル・サプライチェーン指針には適切に配慮する。

「OECD 国際投資および多国籍企業に関する宣言」を支持する加盟国ならびに非加盟国は、OECD からの支援(OECD と国連や各国際開発組織との活動を通じてのものを含む)を受けて、確実に本ガイダンスが可能な限り広く普及するようにする。また専門職団体や金融機関および市民社会組織など他の利害関係者による積極的な利用が確実に浸透するよう勧告する。

現行の勧告に対し適切に配慮し、これを守る非加盟国を招聘する。

投資委員会および開発援助委員会に対し、勧告の実施状況を監視し、勧告採択後**3**年以内に、そしてそれ以降は適宜、理事会に対し報告するよう指導する。

\_

<sup>3</sup> 附属書 | および || の内容は、本刊行物の 17~24 頁に掲載している。

# OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の

責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス

## 概要

紛争地域および高リスク地域においては、鉱業および鉱物の売買に従事する企業は、収益を生み出し、成長と繁栄を遂げ、生計を支え、地域の発展を促す力を潜在的に有している。このような状況下においては、企業はまた、深刻な人権侵害や紛争など、重大な悪影響に手を貸すことになったり、巻き込まれたりする危険にも晒されている。

本ガイダンスにおいては、鉱物¹の責任あるグローバル・サプライチェーン・マネジメントの基礎となる詳細なデュー・ディリジェンスの枠組みを提示する。本ガイダンスの目的は、企業が人権を尊重し、供給業者の選定を含む資源調達に関する意思決定を通じて紛争に手を貸してしまうことを回避するための支援をすることにある。そうすることにより、本ガイダンスは、企業が持続可能な成長に寄与し、さらに自ら責任を持って紛争地域および高リスク地域から調達を行う際の一助となり、一方で供給業者との間で建設的な関係づくりを可能にする環境を創造する。また本ガイダンスは、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーン・マネジメントの本質に関する期待を明確にするために、鉱物サプライチェーンおよび産業主導で作られる可能性のある枠組みにおける全供給業者ならびにその他利害関係者のための共通の参照資料としての役割を果たすことを意図している。

本ガイダンスは、紛争地域および高リスク地域からの鉱物サプライチェーンにおける説明責任 と透明性を促進させるための、各国政府、国際機関、産業、および市民社会の間における共同の 取組みの結果である。

<sup>1</sup> 再利用されることが合理的に想定されている金属は本ガイダンスの対象範囲からは除かれている。再利用される金属とは、再生される最終利用者製品または使用済の消費者向け製品、もしくは製品の製造過程で生じる加工金属片である。再利用される金属には、金属素材の余剰品、陳腐化した品、不良品、断片などがあり、これらは、すず/タンタル/タングステン、および金のいずれかまたは両方の製造過程における再利用に適した精製または加工された金属である。

#### 紛争地域および高リスク地域

紛争地域および高リスク地域は、武力による紛争、広範にわたる暴力、もしくは人々に危害が及ぶその他のリスクの有無によって識別される。武力による紛争は様々な形をとることがあり、例えば、2 ヵ国ないしそれ以上が関与することもあれば、解放戦争、反乱、内戦などによることもある、国際的もしくは非国際的対立などである。高リスク地域には、政情不安や抑圧、制度上の欠点、不安定などが見られる地域や、国内のインフラが崩壊した地域、さらに暴力が広範におよんでいる地域などがある。これらの地域では広範におよぶ人権侵害や、国内法または国際法違反が見られる。

## 鉱物サプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンスとは何か?その必要性とは?

デュー・ディリジェンスとは、能動的かつ受動的で継続的な工程であり、これを通じて企業は、 自らが必ず人権を尊重し、紛争に絶対に加担しないようにすることが可能となる<sup>2</sup>。デュー・ディ リジェンスはまた、企業が、鉱物の不正取引を支配する法や国連制裁をはじめとした国際法およ び国内法を確実に遵守するようにできる。リスクに基づいたデュー・ディリジェンスは、企業が、 自身の活動および調達に関する決定に関連して生じる悪影響を防止もしくは緩和するために、現 実のリスクもしくは潜在的なリスクを見極め、これに対処するために必要な措置である。

本ガイダンスの目的上、「リスク」とは企業運営がもたらす潜在的な悪影響との関連で定義され、それは、企業自身の活動もしくは企業と供給業者やサプライチェーン上の企業や団体などの第三者との関わり合いに起因する。悪影響の中には、人に対する危害(外的影響)、もしくは評判の失墜または企業の法的責任(内的影響)、あるいはこの外的影響と内的影響の双方が含まれることがある。こうした外的および内的影響は、相互に依存関係にあることが多く、外的な危害は評判の失墜や法的責任と組み合わされて起きる。

企業は、自身の活動や他との関係を取り巻く現実の状況を識別し、そうした現実を、国内法や 国際法の中で提示されている関連の基準や、責任ある企業行動に関する国際機関からの勧告、政 府支援による手段、民間セクターによる自発的取組み、および企業内部の経営方針や経営システ ムといったものと照らし合わせて評価することによって、リスクを評価する。このアプローチは、 企業活動の規模やサプライチェーンの関係の広がりに応じて、デュー・ディリジェンスの実施規 模を調節する際の一助にもなる。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 「OECD 多国籍企業行動指針」(OECD、2011 年、パリ)、「OECD ガバナンスが脆弱な地域における多国籍企業のリスク認識ツール」(OECD、2006 年、パリ)、ビジネスと人権に関する指導原則:国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために(人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表の報告、ジョン・ラギー、A/HRC/17/31, 2011 年 3 月 21 日)。

企業は、鉱物の採掘、取引、または取扱いを取り巻く環境が原因となって、鉱物サプライチェーンにおいてリスクに直面する可能性がある。鉱物の採掘、取引や取扱いは、紛争に資金供給したり、紛争環境を助長、促進、悪化させたりなど、本質的に著しい悪影響を及ぼすリスクがより高い。サプライチェーンにおいて生産工程は断片化し、企業自らの位置もしくは企業の供給業者に対する影響力からは独立しているにもかかわらず、企業は、鉱物サプライチェーンの様々なポイントで起こる悪影響に一役買ってしまうリスクもしくは関与するリスクから隔離されていない。そのため企業は、採鉱の状況や紛争地域および高リスク地域で操業する供給業者の関係に関連して起きる悪影響のリスクをすべて特定し、防止もしくは緩和するために、妥当な措置および誠実な努力としてのデュー・ディリジェンスを行う必要がある。

## 鉱物サプライチェーン

原材料となる鉱物を消費者市場に持ち込む工程には、数次の関係者が関与し、一般的に採掘、輸送、取扱い、取引、加工、精錬、精製および合金化、最終製品の製造および販売が含まれる。サプライチェーンという用語は、鉱物を、上流である採掘現場から、下流の最終消費者向け最終製品に組み込む段階へと移転させる一連の流れにおける、すべての活動、組織、関係者、技術、情報、資源、およびサービスによるシステムのことである。

実際のところ、デュー・ディリジェンスは、以下の目的のために企業がとるべき措置を中心と して構成される。

- 紛争地域および高リスク地域を原産地とする鉱物の採掘、輸送、出荷、加工、精錬、精製および合金化、そしてそうした鉱物を用いた製品の製造および販売における実際の状況を認識する。
- 企業のサプライチェーン指針 (附属書 II: モデル・サプライチェーン指針を参照) に定められた基準と照らし合わせて現実の状況を評価することにより、現実のリスクもしくは潜在的なリスクをすべて特定し評価する。
- リスク管理計画を適用・実施することにより、特定されたリスクを防止または緩和する。これらのことは、リスク緩和努力を行う間も取引を継続するとの決定や、リスク緩和の実施中は一時的に取引を停止するとの決定、もしくは緩和が失敗に終わった際や企業が緩和策の実施が不可能と判断した際または企業がリスクを許容範囲にないと判断したなどの際には、供給業者との関係を一旦解除する決定につながる可能性がある。

# デュー・ディリジェンスを行うべきなのは誰か?

本ガイダンスは、鉱物サプライチェーン上にあって、紛争地域および高リスク地域からの鉱物を供給または利用しているあらゆる企業に適用される。デュー・ディリジェンスは個々の企業の活動や、サプライチェーンにおける位置づけ等の企業の関係性に応じて調整して実施される必要があるものの、どの企業も人権侵害や紛争には絶対に加担しないようにすることを目的としてデュー・ディリジェンスを実施する必要がある。

本ガイダンスは、紛争地域および高リスク地域におけるデュー・ディリジェンスが現実的な課題を提示していることを認識している。デュー・ディリジェンスの実際の運用には柔軟性が求められる。どういった内容や範囲を持ったデュー・ディリジェンスが適切かは、個別の状況によって決まるものであり、事業体の規模、活動が行われている場所、各国固有の事情、関連する製品やサービスの属するセクターや性質、といった要素から影響を受ける。こうした課題への対処法には以下のように様々なものがあるが、但しこれらに限定されるものではない。

- デュー・ディリジェンスを実施する能力の構築へ向けた、業界全体の協力
- ◆ 特定のデュー・ディリジェンス作業にかかる費用の業界内での分担
- 責任あるサプライチェーン・マネジメントの取組みへの参加<sup>3</sup>
- 共通の供給業者と取引する業界メンバー同士での調整
- 上流の企業および下流の企業の協力
- 国際機関や市民社会組織との協調関係構築
- モデル・サプライチェーン指針 (附属書 II) および本ガイダンスで概説される個別のデュー・ディリジェンス勧告を、既存の指針や管理システムおよび従来のデュー・ディリジェンス行為 (調達行為、誠実性および顧客熟知デュー・ディリジェンスの措置、および持続可能性に関する報告、企業の社会的責任等に関する報告、もしくはその他年次報告) に統合。

企業にとっての原則および工程を提示することに加え、本ガイダンスでは、デュー・ディリジェンスの工程や手順を勧告している。こうした工程や手続きは、新たに行われようとしている業界全体のサプライチェーンへの取組みが、紛争に対する意識の高い責任ある調達行為に向けて前進してゆく際に達成すべきものであり、また、これらによって、大湖地域国際会議の認証制度およびその手段4のような包括的認証制度の開発や実施を支援し補完することも可能になる。

<sup>3</sup> 例としては、ITRI (International Tin Research Institute)(国際錫研究所)「サプライチェーン・イニシアティブ(Supply Chain Initiative)(iTSCi)」、「精錬業者検証制度、電子業界 CSR アライアンス(EICC)およびグローバル・e-サステナビリティ・イニシアティブ(Smelter Validation Scheme, Electronic Industry Citizenship Coalition (EICC) and Global e-Sustainability Initiative (GeSI))」、「紛争フリーゴールド基準(Conflict Free Gold Standard)」ワールド・ゴールド・カウンシル(2012 年)、「加工・流通過程認証(Chain of Custody Certification)」責任あるジュエリー協議会(Responsible Jewellery Council)(2012 年)、グローバル・リポーティング・イニシアティブ・サプライチェーン・ワーキンググループ(Global Reporting Initiative Supply Chain Working Group)(2010 年)。

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 大湖地域国際会議(ICGLR)「天然資源の違法開発に対する地域的取組み(Regional Initiative against the Illegal Exploitation of Natural Resources)」、www.icglr.org 参照。

### ガイダンスの構成

本ガイダンスは、次の四つの内容を含んでいる。

- 1) 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディ リジェンスの包括的枠組みを提示 (附属書 I 参照)
- 2) 一般的な一連の原則を提示した、鉱物のモデル・サプライチェーン指針(附属書Ⅱ参照)
- 3) リスク緩和のために推奨される措置、および、上流企業が下流企業の支援を得て行う改善の 度合いを測定するための指標(附属書Ⅲ参照)
- 4) すず・タンタル・タングステン、および金、それぞれのサプライチェーン構造にまつわる課題に関する二つの補足書。

これら補足書には、サプライチェーンにおける企業の位置付けや役割の違いに基づく個別のデュー・ディリジェンス勧告が収められている。また、これら鉱物またはそこから精製された金属派生物を利用する企業は、それぞれの補足書に列挙された危険信号を参照し、そこで説明されるデュー・ディリジェンスの工程があてはまるかどうか判断することが推奨される。

## 本ガイダンスの特質

本ガイダンスは、「OECD 多国籍企業行動指針」ならびに「OECD ガバナンスが脆弱な地域における多国籍企業のリスク認識ツール」中の原則および基準に立脚し、またこれらと調和する内容になっている。本ガイダンスでは、紛争地域および高リスク地域で操業する企業やそこから鉱石を調達する企業に対する勧告を提示しており、これは各国政府との共同の取り組みによるものである。同時に、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための原則ならびにデュー・ディリジェンス工程に関する手引きを提示している。これら原則および工程は、関連法規および関係する国際基準と調和する内容になっている。なお、本ガイダンスの遵守は任意であり、法的強制力はない。

## 附属書I

# 鉱物サプライチェーンにおけるリスクに基づいた デュー・ディリジェンスのための5段階の枠組

個々のデュー・ディリジェンスの要件および工程は、鉱物の種類およびサプライチェーンにおける企業の位置付けによって異なる(詳細は鉱物に関する補足書参照)ものの、企業は自らが選んだ供給業者や調達に関する決定をよく検証した上、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのリスクに基づいたデュー・ディリジェンスのための下記の5段階の枠組みを、自らの管理システムの中へ統合していくべきである。

- 1. 強固な企業管理システムを構築する。企業は次のことに取り組むべきである。
  - A) 紛争地域および高リスク地域を起源とする鉱物のサプライチェーンのための企業指針を 採用し、供給業者ならびに公に対して明確に説明していくこと。この指針には基準が組 み込まれている必要があるが、その基準とは、附属書 II に示したモデル・サプライチェ ーン指針に一致し、またその基準に鑑みてデュー・ディリジェンスが行われるものであ る。
  - B) サプライチェーンのデュー・ディリジェンスを支援するための内部管理を構成すること。
  - C) 鉱物サプライチェーンの統制と透明性のシステムを設置すること。このシステムには、加工流通過程管理、またはトレーサビリティ・システム、もしくはサプライチェーンの上流の関係企業の特定、を含む。また、これは業界主導のプログラムへの参加を通じて実施されることもある。
  - D) 供給業者との企業同士の関係を強化すること。供給業者との契約書および合意書のいずれかまたは双方の中に、サプライチェーン指針を織り込むべきである。また、可能であれば、デュー・ディリジェンスの実施状況や内容の改善を目指して、供給業者の能力増強を支援する。
  - E) 企業レベル、もしくは業界全体で、早期警戒リスク認識システムとしての苦情処理メカニズムを構築すること。

- 2. サプライチェーン内のリスクを特定、評価する。企業は次のことに取り組むべきである。
  - A) 補足書の中で勧告されている通り、サプライチェーン内のリスクを特定すること。
  - B) 附属書 II および本ガイダンスのデュー・ディリジェンス勧告と整合する各企業のサプライチェーン指針の基準と照らし合わせて、悪影響のリスクを評価すること。
- 3. 特定されたリスクに対応するための戦略を立案し、実施する。企業は次のことに取り組むべきである。
  - A) サプライチェーンのリスク評価結果を、企業内で任命された経営上層部に報告すること。
  - B) リスク管理計画を考案し、採用すること。次の三つのいずれかによって、リスク管理戦略を考案する。i)測定可能なリスク緩和の取組みを行う間を通じて、取引を継続する、ii)測定可能なリスク緩和の取組みを継続する間、一時的に取引を停止する、iii)緩和への試みが失敗に終わったか、または企業がリスク緩和策は実現不可能か許容範囲にないと見なした場合、供給業者との関係を解消する。正しい戦略を決めるにあたって、企業は附属書 II (紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるグローバル・サプライチェーンのためのモデル・サプライチェーン指針)の内容を検討し、また自らの影響力を考慮し、必要なら、特定されたリスクを非常に効果的に防止または緩和することのできる供給業者に対する影響力を構築するための措置を取る。企業が、取引継続中または一時停止中にリスク緩和の取組みを続行する場合、そうした企業は、供給業者に加え、地方および中央の政府当局、国際機関や市民社会組織および第三者機関など影響を被る利害関係者と必要に応じて協議し、リスク管理計画の中の測定可能なリスク緩和の戦略に関して合意しておく必要がある。企業はデュー・ディリジェンス・ガイダンス附属書 III に示された措置や指標を活用し、紛争および高リスクに対する意識の高い緩和戦略をリスク管理計画の中で立案し、また漸進的な改善を測定する。
  - C) リスク管理計画を実施し、リスク緩和の取組みの進行状況や内容を監視・追跡した上、経営上層部に報告すること。この項目については、リスク管理計画が紛争地域および高リスク地域で実施され監視される場合には、地方および中央の政府当局や、上流の企業、国際機関や市民社会組織、および影響を受ける第三者機関等との協力や協議のもとで行われる場合がある。
  - D) 緩和を必要とするリスクのため、または状況に変化があった後に、事実およびリスクに ついての追加的な評価を引き受けること。
- 4. サプライチェーンの中の特定のポイントにおいて、独立の第三者によるサプライチェーンの デュー・ディリジェンスの監査を実施する。サプライチェーンの中で特定のポイント(補足 書に示された通り)に位置する企業は、自らのデュー・ディリジェンスの実践について独立 の第三者による監査を受けるべきである。また、こうした監査は、独立の制度化されたメカ ニズムによって検証されることがある。

5. **サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関して報告を行う**。企業は自らのサプライチェーンのデュー・ディリジェンス指針ならびにその実践に関し、公的な報告を行うべきである。その際、自社の持続可能性報告書、企業の社会的責任報告書または年次報告書が対象とする範囲を拡大することにより、鉱物サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する追加情報を盛り込むことが可能である。

#### 附属書Ⅱ

# 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるグローバル・サプライチェーンの ためのモデル・サプライチェーン指針<sup>1</sup>

紛争地域および高リスク地域からの鉱物の採掘、取引、取扱い、および輸出に関連して発生する可能性がある重大な悪影響のリスクを認識し、また人権を尊重し紛争には手を貸さないという責任があることを認識しつつ、我々は紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任ある調達に関する下記の指針を、紛争に対する意識の高い調達行為のための共通の参照として、そして採掘から最終消費者に至るまでの間の供給業者のリスク認識のための共通の参照として、これを採用し、広く普及させ、また供給業者との契約書もしくは合意書に盛り込むことを約束する。また我々は、紛争の資金調達に加担するあらゆる行動を控えることを約束するとともに、該当する国連制裁決議もしくは、必要に応じてそうした決議を実施させる国内法を遵守することを約束する。

### 鉱物の採掘、輸送、取引に関連した人権侵害

- 1. 我々は紛争地域および高リスク地域からの調達を行うか、もしくはそうした地域において操業を行うが、下記の行為がいかなる者の手で行われようとも、これを寛大に扱うこと、そこから利益を得ること、加担すること、支援すること、促進することは、決して行わない。
  - i) あらゆる形態の拷問、残虐、非人道的で品位を傷つける扱い。
  - ii) あらゆる形態の強制労働。これは懲罰の脅威のもとで何者かに強要されたものであ り、当人が自発的に行うものではない労働やサービスの提供である。
  - iii) 最悪の形態の児童労働。2
  - iv) 広範な性的暴力など、その他の著しい人権侵害および虐待。
  - v) 戦争犯罪もしくはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、も しくは集団虐殺。

<sup>1</sup> この「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるグローバル・サプライチェーンのためのモデル・サプライチェーン指針」は、鉱物サプライチェーン全体の関係者に対して共通の参照を提供することを意図している。企業は指針モデルを、企業の社会的責任や持続可能性、またはその他の同等・同様のテーマに関する自社の現行方針に組み込むことが推奨される。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 国際労働機関 (ILO)「最悪の形態の児童労働条約 (第 182 号)」(1999 年) 参照。

## 深刻な人権侵害に対するリスク管理

2. 上流の供給業者が、前記 1 に定義した深刻な人権侵害を行っている団体や組織から調達を行っていたり、これらと関係を結んでいたりするという相当のリスクが判明した場合、 我々は直ちにその業者との関係を中断もしくは停止する。

# 非政府武装集団3に対する直接的または間接的支援

- 3. 鉱石の採掘、輸送、取引、取扱い、または輸出を通じて行う非政府武装集団への直接または間接の支援を、我々は容認しない。この鉱石の採掘、輸送、取引、取扱い、または輸出を通じて行われる非政府武装集団への「直接または間接の支援」には、非政府武装集団およびその関連組織4からの鉱物の調達、同じく彼らに対する支払い、または彼らへの物流面や機器装備面の支援などが含まれる。(但しこれらに限らない。)こうした非政府武装集団およびその関連組織とは以下のような行為を一つないし複数行う者である。
  - i) 鉱山を違法に支配するか、もしくは輸送ルート、鉱物の取引拠点、およびサプライチェーンにおいて上流の関係者を支配する。5
  - ii) 鉱山へのアクセスポイント、輸送ルート沿い、鉱物の取引拠点等において、違法な 課税を行ったり、金銭や鉱物を恐喝<sup>6</sup>したりする。
  - iii) 中間業者や輸出企業、もしくは国際取引業者に対し、違法な課税や恐喝を行う。

#### 非政府武装集団に対する直接的または間接的支援のリスク管理

4. 上流の供給業者が、前記 3 に挙げた非政府武装集団に対し直接または間接の支援を提供する団体や組織から調達を行っていたり、関係を結んでいたりするという相当のリスクが判明した場合、我々は直ちにその業者との関係を中断もしくは停止する。

<sup>3</sup> 非政府武装集団を特定するには、企業は関連する国連安保理決議を参照すべきである。

<sup>「</sup>関連組織」には、鉱物の採掘、取引、および取扱いを促進するために武装集団と直接取引している仲買人、混載業者(consolidators)、中間業者、およびサプライチェーン上のその他業者がある。

<sup>5</sup> 鉱山、輸送ルート、鉱物の取引拠点、およびサプライチェーンの上流に位置する関係者の「支配」が意味するところは、i) 採掘の監督。鉱山現場へのアクセス承認および下流の企業から中間業者、輸出企業、国際取引業者への販売のいずれかまたは両方を含む、ii) 鉱物の採掘、輸送、取引、販売の強制労働の強要、iii) 上流の企業または鉱山に対し、取締役もしくは役員として参加、あるいは受益権やその他の所有権等を保有。

<sup>6</sup> 鉱山、輸送ルート、鉱物の取引拠点、または上流の企業からの「恐喝」が意味するところは、暴力やその他の懲罰の脅威の下、しかも自発的な申し出ではなく、多くの場合、鉱山現場の開発のためのアクセス認可や輸送ルートへのアクセス、もしくは鉱物の輸送、購入、販売の見返りとして、金銭や鉱物を要求することである。

# 公的または民間の保安隊

- 5. 我々は、後述の 10 に従って、公的または民間の保安隊で、鉱山現場、輸送ルート、サプライチェーンの上流の関係者を違法に管理する組織や、鉱山へのアクセス地点や輸送ルート沿いおよび鉱物の取引拠点において違法な課税や金や鉱物の恐喝を行う組織、または中間業者、輸出企業、国際取引業者に対し違法な課税や恐喝を行う組織、に対する直接的または間接的な支援を排除することに同意する。7
- 6. 我々は、鉱山現場およびその周辺、そして輸送ルート沿いにおける公的または民間の保 安隊の役割とは、唯一、法規の維持であると認識している。これには人権の保護、鉱山 労働者の安全確保や施設・設備の保全、そして正当な採掘および取引活動に対する妨害 から鉱山現場または輸送ルートを保護することなどを含む。
- 7. 我々もしくはサプライチェーン上のいずれかの企業が公的または民間の保安隊と契約を 交わす場合、そうした保安隊に「安全と人権に関する自主的原則」に従って業務に従事 させることを我々が約束するか、もしくは保安隊にそうすることを我々は要求する。特 に、我々は、著しい人権侵害に関与したとして知られる個人や一群を保安隊が絶対に採 用しないように審査方針の導入を支援するか、またはその導入のための措置を講じる。
- 8. 我々は、公的保安隊による安全活動に対する支払いの透明性、配分比率の妥当性、および説明責任の改善に効果をもたらす解決策の考案に貢献するため、地方もしくは中央当局、国際機関、および市民社会組織との間に協力関係を構築するための努力を支援するか、もしくは関係構築のための措置を講じる。
- 9. 我々は、弱者的立場の団体、特にサプライチェーンの鉱石の採掘が零細または小規模採掘によって行われる場合、そうした零細採掘業者らが、公的または民間の保安隊が採掘現場に存在することによる悪影響に晒されることを回避もしくは最小限に留めるために、地方当局、国際機関、および市民社会組織との間に協力関係を構築するための努力を支援するか、もしくは関係構築のための措置を講じる。

#### 公的または民間の保安隊のリスク管理

10. 前記 5 に挙げられたように、公的または民間の保安隊に対する直接的もしくは間接的支援のリスクが相当に存在すると認めた場合には、そのリスクを防止または緩和するために、我々は、サプライチェーンにおける企業の個々の位置に従って、上流の供給業者やその他の利害関係者と協力し、直ちにリスク管理計画を立案、採用し、実施する。そうした場合に、リスク管理計画の採用から 6 ヵ月以内に行った緩和の試みが失敗に終わっ

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> 「直接的または間接的な支援」とは、企業が操業する国の政府に支払う法定の税金、手数料、採掘権料などを含む法的に求められる形の支援のことではない。(これら支払いの開示に関しては、下記 **13** 項を参照のこと。)

た後には、我々は上流の供給業者との関係を中断するか停止する。 \* 前記 8 および 9 と 相容れない活動に相当なリスクを見出した場合も、我々は同様の方法で対応する。

#### 贈収賄および鉱物原産地の詐称

11. 我々はいかなる賄賂の申し出、約束、提供、または要求をも行わない。また、鉱物の採掘、取引、出荷、輸送、および輸出のために政府に対して支払われる税金、手数料、および採掘権料を偽ることを目的に、鉱物の原産地を隠匿または偽装するための賄賂の誘いを受け付けない。9

#### 資金洗浄

12. 採掘現場へのアクセス地点、輸送ルート沿い、または上流の供給業者によって鉱物取引が行われる拠点での違法な課税もしくは鉱物の恐喝に由来し、鉱物の採掘、取引、取扱い、輸送、もしくは輸出に起因または関連した資金洗浄の相当のリスクが認められた場合、我々は、資金洗浄の効果的な排除に貢献する取り組みを支援し、もしくは排除に貢献するための措置を講じる。

## 政府への税金、手数料、採掘権料の支払い

13. 我々は、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の採掘、取引、輸出に関連した税金、 手数料、採掘権料がすべて政府に確実に支払われるようにする。そして、サプライチェ ーンにおける企業の位置付けに応じて、「資源採掘産業透明性イニシアティブ(EITI)」 に規定された原則に従い、我々はそうした支払いについて開示することを約束する。

<sup>8</sup> 附属書 I のステップ 3(D)で詳述した通り、企業はリスク管理計画の採用後、緩和を必要とするリスクに対して追加的なリスク評価を行うべきである。リスク管理計画の採用後 6 ヵ月以内に、前述の 5 項にあるような、公的もしくは民間の保安隊に対する直接または間接支援のリスクを防止もしくは緩和するための測定可能な改善がない場合、企業は供給業者との関係を最低 3 ヵ月の一時中断または停止とすべきである。一時中断の場合、リスク管理計画は改訂され、取引関係の再開前までに漸進的な改善を達成するために必要なパフォーマンス目標が定められる場合がある。

<sup>9</sup> OECD「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」(1997年)、および国連「腐 敗防止条約」(2004年)を参照のこと。

贈収賄、鉱物原産地詐称、資金洗浄、および政府への税金、手数料、採掘権料支払い にかかるリスク管理

14. 我々は、妥当な時間軸の中で測定可能な措置を講ずることによって悪影響のリスクを防止または緩和するという観点から、そのパフォーマンスを改善し追跡するために、サプライチェーンにおける企業の位置付けに応じ、また必要に応じて、供給業者、中央もしくは地方政府当局、国際機関、市民社会組織、および影響を受ける第三者機関との協力関係を構築することを約束する。緩和の試みが失敗に終わった後には、我々は上流の供給業者との関係を中断するか停止する。10

<sup>10</sup> 附属書 I のステップ 3(D)で詳述した通り、企業はリスク管理計画の採用後、緩和を必要とするリスクに対して追加的なリスク評価を行うべきである。リスク管理計画の採用後 6 ヵ月以内に、贈収賄、鉱物原産地詐称、資金洗浄、および政府への税金、手数料、採掘権料支払いにかかるリスクを防止もしくは緩和するための測定可能な改善がない場合、企業は供給業者との関係を最低 3 ヵ月の中断または停止とすべきである。一時中断の場合、リスク管理計画は改訂され、取引関係の再開前までに漸進的な改善を達成するために必要なパフォーマンス目標が定めてもよい。

#### 附属書 Ⅲ

## リスク緩和のために推奨される措置、および改善を測定するための指標

## サプライチェーン指針~安全保障および関連事項

#### リスク緩和:

以下で提示されるリスク緩和のための措置は、上流の企業による実施が個別に検討されるか、 もしくは団体や共同評価チームによる実施や、これらを行うための適切な手段による実施が検討 される場合がある。

- 関係する中央政府当局(鉱業省など)に対し、サプライチェーンにおける人権侵害に関わる 行為および搾取的行為について注意喚起する。
- 鉱物への違法な課税や恐喝行為が行われている地域において、上流の中間業者および混載業者(consolidators)が公的および民間の保安隊に行った支払いの内容を、下流の業者もしくは公に対し確実に開示するよう、緊急措置をとる。
- 中間業者および混載業者(consolidators)に協力し、これら業者らが治安の動向や保安隊への支払いについて文書化する能力の強化を支援する。
- 零細・小規模採掘事業者("ASM")からの調達を行いつつ、これら ASM コミュニティと地方 政府、および公的または民間の保安隊との間で安全保障体制を正式化してゆくことを支援し、 またこの時必要に応じて国際機関や市民社会組織と協力し、支払いが自由に行われ、かつ提供されたサービスに見合ったものとなることを確実なものにする。また、「安全と人権に関する自主的原則」、「国連 法執行官のための行動綱領」、「国連 法執行官による武力および銃器 の使用に関する基本原則」と調和した協力のルールを明らかにする。
- 情報共有および情報伝達のための地域の公開フォーラムの設置を支援する。
- 保安隊が提供するサービスへの支払いを行うため、信託およびその他類似の基金の設置を、 必要に応じて支援する。
- 保安隊の能力強化を支援するために、国際機関および市民社会組織との協力関係を必要に応じて構築する。この能力強化は、鉱山現場においては「安全と人権に関する自主的原則」と、そしてさらに「国連 法執行官のための行動綱領」、または「国連 法執行官による武力および 銃器の使用に関する基本原則」と調和がとれたものとする。

さらに情報を要する場合は、多数国間投資保証機関の「安全と人権に関する自主的原則:主要現場のための実施用ツールキット(An Implementation Toolkit for Major Sites)」(2008 年)、赤十字国際委員会による武装警察官および警備担当者のための訓練用リソース、「民間軍事会社のための国際行動規範(International Code of Conduct for Private Security Service Providers)」(2010 年)を参照のこと。

**改善度測定のために推奨される指標**:例えば、グローバル・リポーティング・イニシアティブの「指標プロトコル・セット:人権」、「鉱業・金属セクター補足書(第三版)、指標**HR8**:業務に関連した人権についての組織の方針および手順に従い、訓練を受けた警備担当者の比率」、を参照。指標の詳しい解説については、各指標の注釈を参照のこと。指標に関する報告および、地域社会や女性にとってのリスクなどの関連情報収集についての手引きは、グローバル・リポーティング・イニシアティブの「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン」および「鉱業・金属セクター補足書(第三版)」を参照のこと。

鉱山原産の鉱物または保安隊のいるルート経由で輸送された鉱物に関しては、公的または民間の保安隊が上流の業者に対して不法な課税や恐喝を行った際、バッチごとの鉱物と金銭の割合、および、治安の提供と支払いに関する取り決めの特徴と種類を含んだ公的または民間の保安隊への支払いの特徴と種類。

# サプライチェーン指針〜安全保障ならびに、 零細採掘事業者の悪影響への曝露

#### リスク緩和:

零細採掘事業の地域からの調達が行われる場合、以下で提示されるリスク緩和のための措置について、上流の企業による実施が個別に検討されるか、もしくは団体や共同評価チームによる実施や、これらを行うための適切な手段による実施が検討される場合がある。

● 協同組合、団体、またはその他会員組織の形成などを通じて零細採掘セクターの漸進的な専門職化を進め、このセクターを正式なものにしようとするホスト国政府の取組みを支援することにより、零細採掘事業者が人権侵害的行為に晒されるリスクを最少にする。

このリスク緩和の実施に関するさらに詳細な手引きは、「責任あるジュエリー協議会」による「基準ガイダンス」の「COP 2.14零細・小規模採掘事業」、特に「物品・サービスを極力地元で調達することによる広範な地域社会の支援/地域社会との関係構築の条件としての児童労働の排除/ジェンダーの認識と権限移譲プログラムを通じての零細・小規模採掘事業者コミュニティにおける女性を取り巻く環境の改善」を参照のこと。

**改善度測定のために推奨される指標**:例えば、グローバル・リポーティング・イニシアティブの「指標プロトコル・セット:社会」、「鉱業・金属セクター補足書(第三版)、指標 MM8:採掘現場およびその近傍で零細・小規模採掘が行なわれている数(もしくは比率%)/関連するリスクとそのリスクを管理し緩和するための措置」を参照。指標の詳しい解説については、各指標の注釈を参照のこと。指標に関する報告および、コミュニティと女性のリスクを含む関連情報収集についてのガイダンスは、グローバル・リポーティング・イニシアティブの「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン」および「鉱業・金属セクター補足書(第三版)」を参照のこと。

#### サプライチェーン指針~賄賂および鉱物の原産国詐称

#### リスク緩和:

紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスを実施する上で、供給業者、とりわけ中小の業者、の能力強化を目的として、上流に位置する企業は、団体や評価チーム、もしくはその他適切な手段によって協力することができる。

**改善度測定のために推奨される指標**: 改善の指標は、本ガイダンス中の工程に基づいたものである必要がある。例えば、指標には次のようなものを含む。「下流に対して開示される情報/加工・流通過程管理もしくは導入されているサプライチェーン透明性システムの特徴/特に加工・流通過程管理および透明性システムから生み出された情報の検証のためのサプライチェーンのリスク評価およびリスク管理の特徴と形式/能力開発訓練およびその他サプライチェーンのデュー・ディリジェンスのための業界の取組みの両方またはいずれかへの企業の関与」

# サプライチェーン指針~資金洗浄

#### リスク緩和:

以下で提示されるリスク緩和のための措置として、上流の企業による実施が個別に検討されるか、もしくは団体や共同評価チームによる実施や、これらを行うための適切な手段による実施を検討することができる。

- 供給業者、顧客、および取引用に危険信号を作成し、不審な行為や活動を特定する。
- すべての供給業者、ビジネスパートナー、および顧客の身元を特定、検証する。
- 犯罪活動が疑われる行動を、地方、国、地域、および国際的な法執行機関に通報する。

さらに情報を求める場合は、金融活動タスクフォースの「資金洗浄およびテロリスト資金調達対策のためのリスクに基づくアプローチに関するガイダンス(Guidance on the risk-based approach to combating money laundering and terrorist financing)」を参照。

**改善度測定のために推奨される指標**: 改善の指標は、本ガイダンス中の工程に基づいたものである必要がある。例えば、潜在的な指標としては次のようなものがある。「サプライチェーン指針/下流に対して開示される情報、加工・流通過程管理もしくは導入されているサプライチェーン透明性システムの特徴/特に加工・流通過程管理および透明性システムから生み出された情報の検証のためのサプライチェーンのリスク評価およびリスク管理の特徴と形式/能力開発訓練およびその他サプライチェーンのデュー・ディリジェンスのための業界の取組みの両方またはいずれかへの企業の関与」。

#### サプライチェーン指針~政府に支払われる税金、手数料、採掘権料の透明性

#### リスク緩和:

以下で提示されるリスク緩和のための措置として、上流の企業による実施が個別に検討されるか、もしくは団体や共同評価チームによる実施や、これらを行うための適切な手段による実施を検討することができる。

- 「資源採掘産業透明性イニシアティブ」の実施を支援する。
- 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の採掘、取引、および輸出を目的として、政府に対して支払う税金、手数料、採掘権料に関する情報を、個々に(集計せずに)公開することを支援する。
- 関係する地方および中央政府当局に対し、税金や料金の回収および監視における潜在的な問題点を指摘する。
- これら当局が任務を効果的に遂行するための能力開発訓練を支援する。

企業がこのEITIを支援する方法に関しては、http://eiti.org/document/businesguideを参照。

**改善度測定のために推奨される指標**:例えば、グローバル・リポーティング・イニシアティブの「指標プロトコル・セット:経済」、「鉱業・金属セクター補足書(第三版)、指標**EC1**:創出され分配される直接的経済価値、収益・営業費用・従業員給与・寄付およびその他の市域社会投資・利益剰余金・出資者および政府への支払いを含む」を参照。指標の詳しい解説については、各指標の注釈を参照のこと。指標に関する報告および、関連情報収集についてのガイダンスは、グローバル・リポーティング・イニシアティブの「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン」および「鉱業・金属セクター補足書(第三版)」を参照のこと。

すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書

# 範囲および定義

本補足書では、紛争地域または高リスク地域からのすず、タンタル、およびタングステン(以後、鉱物と言う)のサプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関し、鉱物サプライチェーン内での位置づけの違いに応じて、個別のガイダンスを提供する。ここでは、サプライチェーンの上流および下流の企業の役割を区別した上で、さらにそれに応じた上流と下流の企業それぞれに対するデュー・ディリジェンス勧告を区別して示す。

本補足書において、「上流」とはサプライチェーンにおける鉱山から精錬/精製業者までのことを指し、「上流の企業」とは、採掘業者(零細・小規模から大規模生産者まで)1、地元の取引業者、鉱物原産国からの輸出業者、国際収集取引業者(international concentrate traders)、鉱物再加工業者、精錬業者/精製業者などのことである。「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」およびこの「すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書」(以下、「ガイダンス」と言う)では、特に、こうした企業が、自社で保有する鉱物を対象とした管理システムを社内に構築すること(加工流通過程管理またはトレーサビリティ)、また、現場にて評価チームを結成することを勧告している。こうしたチームは、上流の企業同士で協力し合って共同で設置する場合もある。そしてチームの目的は、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の採掘、取引、取扱い、および輸出を巡る環境の質的側面に関する、検証可能で信頼性の高い、最新の情報を生成し共有することである。本ガイダンスでは、こうした上流の企業に対し、リスク評価の結果を自分達より下流に位置する買い手企業に提供すること、ならびに精錬/精製業者のデュー・ディリジェンス活動に独立の第三者もしくは制度化されたメカニズムによる監査を受けさせることを求めている。

<sup>1 「</sup>上流の企業」に含まれるのは、零細または小規模の生産事業体であり、個人や零細事業者の非公式な作業グループではない。

一方、「下流」とは、鉱物サプライチェーンの精錬/精製業者から小売り業者までのことを指し、「下流の企業」とは、金属取引業者、部品製造業者、製品製造業者、OEM業者(受託製造業者)、および小売業者などのことである。本ガイダンスでは特に、これら下流の企業が可能な限り、そのサプライチェーンにおける精錬/精製業者のデュー・ディリジェンス工程を特定、確認し、それが本ガイダンス中で提案されているデュー・ディリジェンス手法に従っているか評価するよう勧告している。下流の企業は、精錬/精製業者によるガイダンスの遵守状況を評価しようとする業界全体の取組みに参加することも可能であり、また精錬/精製業者が本ガイダンスの勧告に従うことを支援する目的でこうした取組みが提供している情報を利用することもできる。

この区別が映し出す事実は、企業が所有する鉱物が精錬を通過し、精製された金属が最終製品に用いられる様々な部材の小さな一部となって消費者市場に送られてしまった後は、その鉱物の追跡に基づいた内部の管理メカニズムは一般的に機能しなくなるということである。こうした現実的な困難が立ちはだかるために、下流の企業は、自らの直近の供給業者に対する管理体制を内部に構築すべきであり、また下流の企業は、業界全体の取組みを通じてその努力を調整し、下請供給業者(サブサプライヤー)に対する影響力を持つこともできれば、現実的な課題を克服することも、本ガイダンス中のデュー・ディリジェンス勧告の内容を効果的に果たすこともできる。

## 本補足書の適用を促す危険信号

本ガイダンスは、紛争地域および高リスク地域において操業する関係者、もしくは紛争地域および高リスク地域からのすず(錫石)、タンタル(タンタライト/タンタル石)、タングステン(鉄マンガン重石)もしくはこれらの派生物を潜在的に供給しているか、または使用している関係者に対して適用される。企業は、事前に自らの鉱物または金属調達行為を見直し、本ガイダンスが適用されるかどうか判断しておく必要がある。以下に挙げる危険信号が、本ガイダンス中のデュー・ディリジェンスの基準および工程を適用する契機となる。

#### 鉱物の原産地および経由地に関連した危険信号:

- □ 鉱物が、紛争地域または高リスク地域を原産地とするか、またはこれら地域を輸送の際に経由している。<sup>2</sup>
- 知 鉱物が、既知埋蔵量が限られ、期待資源または予想生産水準が疑問視されている国を原産地 として申告されている。(つまり、ある国から出荷されたとして申告された鉱物の量が、同国 の既知埋蔵量や予想生産量の水準と調和しない場合。)

<sup>2</sup> 紛争地域および高リスク地域の定義および指標については、ガイダンスを参照のこと。

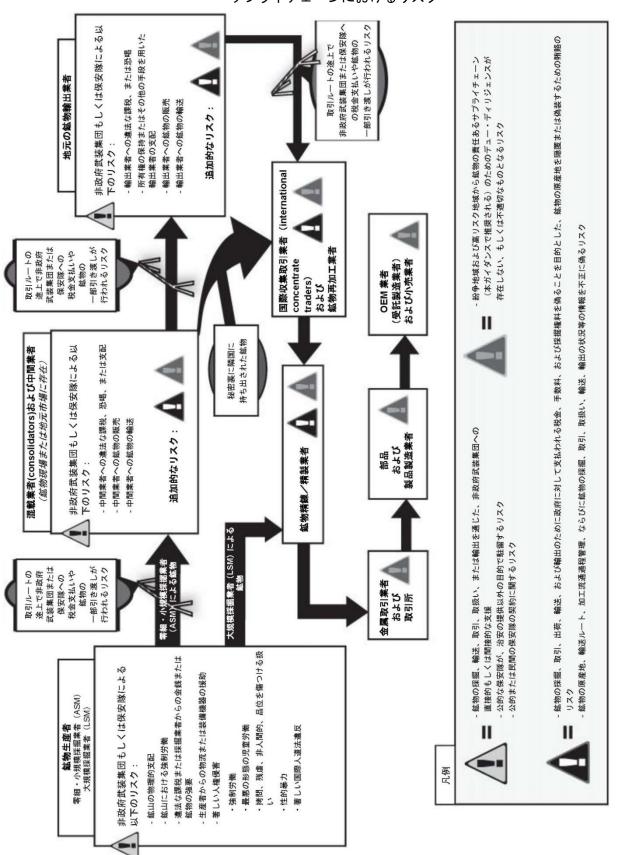
知 鉱物が、紛争地域および高リスク地域からの鉱物が輸送中に通過することが知られている国 を原産地として申告されている。

## 供給業者に関する危険信号:

- © 企業にとっての供給業者もしくはその他既知の上流の企業が、前述の危険信号の原産地や経 由地のいずれかから鉱物を供給したり、そこで操業したりする企業の株式を保有しているか、 またはその他の利害関係を有する。
- © 企業にとっての供給業者もしくはその他既知の上流の企業が、過去 **12** ヵ月間に前述の危険信号の原産地や経由地から鉱物を調達したことが知られている。

サプライチェーン内のある企業が、同社の所有する鉱物が「危険信号の原産地または経由地」 からのものかどうか判断できない場合、本ガイダンスのステップ 1 へ進む。

図 1. 紛争地域および高リスク地域からのすず、タンタル、およびタングステンの サプライチェーンにおけるリスク



#### ステップ1:強固な企業管理システムの構築

**目的**:企業内の現行のデュー・ディリジェンスおよび管理システムが紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関連したリスクに確実に対処するようにすること。

- **A.** 紛争地域および高リスク地域からの鉱物のサプライチェーン指針を採用し、これにコミットする。この指針は、サプライチェーン内のすべての企業に当てはまるものであり、以下の内容を含む。
- 1. 鉱物の採掘、輸送、取扱い、取引、加工、精錬、精製、合金化、および輸出に関する共通の 参照のための原則を規定した指針の公約であり、これに照らし合わせて、企業は、自社なら びに供給業者の活動と関係を評価する。この指針は、附属書 Ⅱ のモデル・サプライチェーン 指針に示された基準と調和したものでなくてはならない。
- 2. 明確で首尾一貫した管理工程により、適切なリスク管理を確実に行う。企業は、本ガイダンス中で特定される様々なレベルのために概説されるデュー・ディリジェンスのステップおよび勧告に対しコミットしなくてはならない。
- **B.** 内部管理システムを構築し、サプライチェーンのデュー・ディリジェンスを支援する。サプライチェーン内の企業は、以下の内容を行う。
- 1. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス工程を監督するのに必要な能力、知識、および 経験を有する上級スタッフに、権限と責任を割り当てる。
- 2. これらの工程の実施および監視を支援するために必要な資源を確保する。<sup>3</sup>
- 3. 企業の方針をはじめとした重要情報が、関係する従業員や供給業者に確実に行き渡る組織構造およびコミュニケーション工程を導入する。
- 4. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス工程実施に関する内部説明責任 (internal accountability) を確保する。

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> ISO9001 (2008年)、4.1(d)。

C. 鉱物サプライチェーンの統制と透明性のためのシステムを構築する。

#### C.1.個別の勧告 - 地元の鉱物輸出業者向け

- 1. 次に挙げる情報を収集<sup>4</sup>し開示する。開示先は、まず直近の下流の購入者であり、彼らがサプライチェーンの次に下流の者へと伝達する。もう一つの開示先は、紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関する情報収集と情報処理の権限を委ねられて設置された、地域的か国際的かいずれかの制度化されたメカニズムである。
  - a) 鉱物の採掘、取引、輸送および輸出を目的として、政府に支払われるすべての税金、手 数料、または採掘権料。
  - b) 鉱物の採掘、取引、輸送および輸出を目的とした、政府関係者に対するその他支払い。
  - c) サプライチェーンにおける採鉱以降のすべてのポイントにおいて、公的または民間の保 安隊もしくはその他武装集団に対して支払われた税金およびその他支払い。
  - d) 当該輸出業者の所有権(受益所有権を含む)および企業構造。役員および取締役の氏名、 業界や政府、政治または軍部と企業及び役員の関係も含む。
  - e) 鉱物の原産地となる鉱山。
  - f) 採掘の量、日付、および方法 (零細・小規模もしくは大規模採掘事業)。
  - g) 鉱物が取り纏められ、取引され、加工、または価値を高められた場所。
  - *h*) サプライチェーンの上流の中間業者、混載業者(consolidators)、およびその他の関係業者の身元。
  - *i*) 輸送ルート。

\_

<sup>4</sup> デュー・ディリジェンスとは、能動的かつ受動的で継続的な工程であり、それ故に情報は集められ、徐々に積み上げられてゆくが、その間、本ガイダンスの様々な段階を経てゆく中でその質が次第に向上してゆく。この様々な段階とは、供給業者とのコミュニケーション(例えば、ステップ 1(c)、1(d)で説明される契約条項や、その他の工程)や、確立した加工・流通過程管理もしくは透明性管理(ステップ 1(c.4)参照)、リスク評価(附属「上流の企業のリスク評価のためのガイドノート」中のステップ 2(I)参照)などである。

## **C.2.**個別の勧告 - 国際収集取引業者 (international concentrate traders) および鉱物再加工業者 向け

- 1. 前述の開示要件を、地元輸出業者との商業契約書の中に盛り込む。5
- 2. 以下の情報を収集し、次の両者に開示する。直近の下流の購入者ならびに、紛争地域および 高リスク地域からの鉱物に関する情報収集と情報処理の権限を委ねられて設置された、地域 的か国際的かいずれかの制度化されたメカニズム。
  - a) 輸出、輸入、および再輸出に関連するすべての文書。輸出、輸入、および再輸出のため に行われたすべての支払い記録、および公的または民間の保安隊もしくはその他の武装 集団への税金やその他の支払いのすべての記録を含む。
  - b) すべての直近の供給業者(地元輸出業者)の身元。
  - c) 地元輸出業者から提供された全情報。

#### C.3.個別の勧告-精錬/精製業者向け

- 1. 前述の開示要件を、国際収集取引業者 (international concentrate traders)、鉱物再加工業者、および地元輸出業者との商業契約書の中に盛り込む。<sup>6</sup>
- 2. 下記で概略を示す加工流通過程管理およびトレーサビリティ・システムから得られた情報を、 5年以上維持する<sup>7</sup>。コンピュータ上でデータベース化しておくことが望ましく、こうした情報は、下流の購入者ならびに紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関する情報収集と情報処理の権限を委ねられて設置された地域的か国際的かいずれかの制度化されたメカニズムが利用出来るようにする。

#### C.4.個別の勧告-すべての上流の企業向け

1. 1.「鉱物の原産地および経由地に関連した危険信号」が発せられる場所から調達された鉱物に関する次に挙げる情報を、集計せずに個別ベースで生成する加工流通過程管理およびトレーサビリティ・システムの両方またはいずれかを導入する。なお、こうした情報は文書で補足されていることが望ましい。それらの情報とは、鉱物の原産地となる鉱山/採掘量および日付/鉱物が統合・取引・加工された場所/鉱物の採掘・取引・輸送および輸出を目的とし

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 地元輸出業者から求められた情報を入手・維持するのは、国際収集取引業者 (international concentrate traders) の責務である。これは、輸出業者らが上記勧告に従っているか否かを問わない。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> 国際収集取引業者 (international concentrate traders) および地元輸出業者から求められた情報を入手・ 維持するのは、精錬/精製業者の責務である。これは、こうした取引業者や輸出業者らが上記勧告に従っているか否かを問わない。

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> FATF(金融活動タスクフォース)勧告 10 を参照のこと。また、その附属書 Ⅱ の「キンバリープロセス 認証制度(Kimberley Process Certification Scheme)」ならびに「キンバリープロセス・モスクワ宣言 (Kimberley Process Moscow Declaration)」も併せて参照のこと。

て政府関係者に支払われるすべての税金・手数料・採掘権料またはその他の支払いすべて/ 公的または民間の保安隊もしくはその他武装集団への税金およびその他の支払いすべて/サ プライチェーンの上流の関係業者の身元/輸送ルート。8

- 2. 本ガイダンス中のデュー・ディリジェンス基準および工程に従って入手し維持される情報は、下流の購入者ならびに紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関する情報収集と情報処理の権限を委ねられて設置された地域的か国際的かいずれかの制度化されたメカニズムが利用出来るようにする。
- 3. 現実的に可能であれば、現金による購買は避け、また鉱物の購入に際し現金払いを避けられなかった場合については、検証可能な書類をもって裏付けるようにする。またその支払いは、公的な銀行を通じて支払われることが望ましい。<sup>9</sup>
- **4.** 資源採掘産業透明性イニシアティブ<sup>10</sup>のもとで規定されている原則および基準の実施を支援する。

#### C.5.個別の勧告—すべての下流の企業向け

- 1. 企業のサプライチェーン上の精錬/精製業者の身元確認を可能にするサプライチェーン透明性システムを導入する。このシステムを通じて、「鉱物の原産地および経由地に関連した危険信号」が発せられる場所から調達された鉱物のサプライチェーンに関する次の情報を入手する必要がある。その情報とは、各精錬/精製業者のサプライチェーンにおける鉱物のすべての原産国、輸出国、および経由国、である。その企業規模および他の要因により、直近の供給業者の上流の関係企業を特定することが困難な企業は、共通の供給業者と取引のある業界メンバーや、取引のある下流の企業と関わり合い積極的に協力し、サプライチェーン内の精錬業者を特定する。
- 2. 関連する記録を5年以上維持する。コンピュータ上でデータベース化することが望ましい。
- 3. 供給業者に関するデジタル情報共有システム<sup>11</sup>を拡張し、精錬/精製業者までをも含めるように支援する。また、紛争地域および高リスク地域からの鉱物サプライチェーン内の供給業者のデュー・ディリジェンスを評価するためのシステムを採用する。その際、業務上の機密保持およびその他の競合上の懸念<sup>12</sup>を考慮し、本ガイダンス中で推奨される基準および工程

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> 「ITRI サプライチェーン・イニシアティブ(iTSCi)」を参照。

<sup>9</sup> 金融機関は、自社サービスの提供を目的に顧客のデュー・ディリジェンスを実施する際には、本ガイダンスおよび補足書を参照し、本ガイダンスに遵守していることを自らの意思決定において考慮することが推奨される。

<sup>10</sup> 資源採掘産業透明性イニシアティブの情報は、http://eiti.org/を参照のこと。また、企業による EITI 支援 に関しての情報は、http://eiti.org/document/businessguide を参照。

<sup>11</sup> 例えば、E-TASC: http://e-tasc.com のような供給業者デジタル情報システムを参照。

<sup>12</sup> 業務上の機密保持およびその他の競争上の懸念が意味するのは、価格情報ならびに供給業者関係である。 これは、今後発展する解釈を妨げない。すべての情報は、紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関 する情報の収集・処理を委ねられて設置された、地域的または国際的な、制度化されたメカニズムに開

を活用する。

- D. 供給業者との関係を強化する。サプライチェーン内の企業は、供給業者が、附属書 II と整合性の取れたサプライチェーン指針および本ガイダンス中のデュー・ディリジェンス工程に確実にコミットするようにさせる。そのために企業が行うべきは以下の通りである。
- 1. 現実的に可能であれば、供給業者に対する影響力を育てるために、供給業者との間に、短期の関係や一度きりの契約ではなく、長期の関係を構築する。
- 2. 供給業者に対し、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンに対する自分達の期待を伝達する。また、本ガイダンスに規定されたサプライチェーン指針およびデュー・ディリジェンス工程を、適用と監視<sup>13</sup>が可能な供給業者との間で交わす商業契約書および合意書の両方またはいずれかの中に盛り込む。その際、必要と見なせば、供給業者に対する抜き打ち検査を行う権利と、供給業者の書類にアクセスする権利を含める。
- 3. 供給業者がそのパフォーマンスを向上させ、また企業のサプライチェーン指針に適合できるよう、その能力を支援および構築する方法を検討する。<sup>14</sup>
- 4. 供給業者とともに測定可能な改善計画を考案することを約束する。リスク緩和を続ける際、 適切で必要な場合は、地方および中央政府、国際機関、市民社会組織の参加も仰ぐ。<sup>15</sup>
- **E.** 企業レベルで苦情処理メカニズムを構築する。サプライチェーンにおける位置づけに応じて、企業が行う可能性があるのは以下の通り。
- 1. あらゆる利害関係者(影響を受ける人々や内部告発者)が、紛争地域および高リスク地域における鉱石の採掘、取引、取扱い、および輸出をめぐる環境について懸念を申し立てることのできる仕組みを作り上げる。企業は、自身の事実評価およびリスク評価に加え、この仕組みによりサプライチェーンにおける諸問題のリスクに関して警戒態勢をとることができる。
- 2. そのような仕組みを企業自らの手で直接、またはその他の企業や組織と協力した取り組みにより、もしくは外部の専門家または団体(オンブズマンなど)に依頼して設置する。

示される。

<sup>13</sup> 供給業者の監視ならびに違反の管理に関する情報は、ステップ 2~5 を参照。

<sup>14</sup> ステップ3「リスク緩和」参照。

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> ステップ **3**「リスク緩和」参照。

#### ステップ2:サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価

**目的**:紛争地域および高リスク地域からの鉱物の採掘、取引、取扱い、および輸出をめぐる状況にまつわるリスクを特定し、評価すること。

#### I.上流の企業

上流の企業は、加工流通過程管理および鉱物の採掘、取引、取扱い、および輸出をめぐる状況を明らかにし、附属書 II の紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関するモデル・サプライチェーン指針と照らし合わせることにより、そうした状況のリスクを特定・評価することが期待される。上流の企業同士が、本章の勧告を実行するにあたって、協力しあって共同の取り組みを進めることができる。しかし、各企業は自らのデュー・ディリジェンスに関する責任は個別に持ち続けることになるため、共同作業を行う場合であっても常に、個々の企業に特有の状況を適切に考慮しなくてはならない。

- A. 鉱物サプライチェーンのリスク評価の範囲を特定する。本補足書の冒頭で示された「鉱物の原産地および経由地に関連した危険信号」および「供給業者に関する危険信号」により本ガイダンス適用の必要が生じた鉱物および供給業者についてリスク評価の対象とするために、精錬/精製業者、国際収集取引業者(international concentrate traders)、および鉱物再加工業者は、ステップ 1 で得られた情報を検討する。
- B. 企業の進行中および計画中のサプライチェーンを取り巻く実際の状況を明確に描く。上流の企業は、紛争地域および高リスク地域の背景を評価する必要がある。それは、すべての上流の企業の加工流通過程管理、活動状況、および相互関係を明確化することや、鉱物の採掘、取引、取扱い、および輸出が行われている場所ならびにその質的な状況を明らかにすることである。サプライチェーンを明確に描き、リスクを効果的に識別するために、上流の企業はステップ 1 で収集され維持される情報を信頼し、さらに最新の現場情報を入手し維持することが必要である。「附属:上流の企業のリスク評価のためのガイドノート」を参照すれば、現場評価チーム(以後「評価チーム」)の設置に関する手引きが示されており、検討用に推奨される質問項目が列挙されている。評価チームは紛争地域および高リスク地域にて操業する企業、またはこうした地域から供給を行う上流の企業が共同で設置することもある。上流の企業は個別に責任を持ち続けながら、評価チームが提示する以下の勧告すべてに従い、またそれらに対応する。

- **C.** サプライチェーンにおけるリスクを評価する。企業は、サプライチェーンを取り巻く実際の 状況をモデル・サプライチェーン指針と照らし合わせて質の面から評価し、サプライチェー ンのリスクを判断する必要がある。
- 1. 次に挙げるような適用可能な基準を確認する。
  - a) 附属書 || と一致した企業のサプライチェーン指針の原則および基準。16
  - b) 企業が本籍を置く国もしくは(該当する場合は)企業が株式を公開している国の法律。 鉱物の原産国である可能性が高い国の法律。鉱物が経由する国や、再輸出される国の法 律。
  - c) 企業の操業や取引関係を支配する法的文書。例えば、融資契約書、受委託契約書、供給 契約書。
  - d) その他関連する国際的な文書類。例えば、OECD 多国籍企業行動指針、国際人権法および人道法。
- 2. サプライチェーンにおける状況 (特に、付属の中で概説されている推奨模範質問に対する回答) が関係する基準に適合しているかどうか判断する。実際の状況と基準との間に不一致が十分にあれば、潜在的な悪影響を伴うリスクとして考慮すべきである。

#### Ⅱ.下流の企業

下流の企業は、自社と取引する精錬/精製業者のデュー・ディリジェンス行為を本ガイダンスに照らし合わせて評価することにより、そのサプライチェーンにおけるリスクを特定する必要がある。下流の企業で、自分たちにとっての直接の供給業者と他の上流の企業とを区別することが(企業規模やその他の要因により)難しい場合、サプライチェーンにおける精錬/精製業者を識別してそれら業者のデュー・ディリジェンス行為を評価するために、もしくは精錬/精製業者が調達を行っていく上で本ガイダンスの要求を満たしているかどうかを業界の認証制度を通じて確認するために「、共通の供給業者と取引関係にある業界メンバー、または本章の勧告を実施する上での取引関係がある下流の企業と積極的に協力することができる。下流の企業は、自らのデュー・ディリジェンスに関する責任は個別に持ち続けることになるため、共同作業を行う場合であっても常に、個々の企業に特有の状況を適切に考慮しなくてはならない。

<sup>16</sup> 上述のステップ 1(A)および附属書 II を参照。

<sup>17</sup> CFSP 紛争フリー製錬所プログラム www.conflictfreesourcing.org を参照。

- A. サプライチェーン内の精錬/精製業者を最善の努力によって特定する。下流の企業は、自身のサプライチェーンで利用される精製金属を生産する鉱物精錬/精製業者を特定することを目指すべきである。これを行うには幾つか方法がある。例えば、企業にとって直近の供給業者との極秘の話し合いを通じて行う、供給業者との契約書に機密情報の開示要求を織り込むことによって行う、本ガイダンス中の要求を満たす精錬/精製業者を直近の供給業者に対して特定することによって行う、サプライチェーンの上流の関係業者を開示してゆくという業界全体の枠組みを通じて行う、などである。18
- B. 鉱物サプライチェーンのリスク評価の範囲を特定する。サプライチェーンで用いられる精製金属を生産する精錬/精製業者の特定が済んだら、下流の企業はそうした精錬/精製業者と協力し、彼らから、鉱物の原産国、経由国、そして鉱山から彼ら業者までを結ぶ輸送ルート、などに関する情報を手始めに入手する。本補足書の冒頭で示された「鉱物の原産地および経由地に関連した危険信号」および「供給業者に関する危険信号」により本ガイダンス適用の必要が生じた鉱物および供給業者についてリスク評価の対象とするために、下流の企業は、ここで得られた情報およびステップ1で得られた情報を検討する。
- C. 精錬/精製業者が、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンの ためのデュー・ディリジェンスの全要素を実施したか否かを評価する。
- 1. 精錬/精製業者によるデュー・ディリジェンス行為の証拠を入手する。
- 2. 評価チームから得られた情報を検討する。19
- 3. 精錬/精製業者によるデュー・ディリジェンス行為の証拠を、本ガイダンス中のサプライチェーン指針およびデュー・ディリジェンス工程と照らし合わせることにより、クロスチェックする。
- 4. 精錬/精製業者と協力し、能力向上、リスク緩和、およびデュー・ディリジェンスのパフォーマンス改善のための方策を見出すことに貢献する。その際、業界主導の取組みを通じて行うことも含む。
- D. 必要な場合は、鉱物の精錬/精製業者の施設にて共同で現場確認を実施する。業界主導のプログラムへの参加を通じてこれを行うことも含む。

<sup>18</sup> ステップ 1(C) (「鉱物サプライチェーンに対する内部統制の確立」) およびステップ 1(D)を参照。

<sup>19 「</sup>附属:上流の企業のリスク評価のためのガイドノート」参照。

#### ステップ3:特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施

**目的**: 悪影響を防止もしくは緩和するため、特定されたリスクを評価し、それに対処すること。 企業は本章の勧告を、他と協力し、共同の取組みを通じて実施することができる。しかし、各企 業は自らのデュー・ディリジェンスに関する責任は個別に持ち続けることになるため、共同作業 を行う場合であっても常に、個々の企業に特有の状況を適切に考慮しなくてはならない。

- **A.** 任命された経営上層部に対し、結果を報告する。その際、集まった情報、およびサプライチェーンのリスク評価で特定された現実のリスクと潜在的なリスクについて概説する。
- B. リスク管理計画の立案と採用。企業は、ステップ2で特定されたリスクへの企業の対応について概説したサプライチェーンのリスク管理計画を採用し、次のいずれかの方法でリスク管理を行う。i) 測定可能なリスク緩和の取組みを実施中、取引を継続する。ii) 測定可能なリスク緩和の取組みを実施中、取引を一時停止する。iii) 緩和の取組みが実施不可能もしくは許容不可となった場合、供給業者との関係を解消する。リスク管理計画を採用し、正しいリスク管理戦略を決定するために企業が行うべきは以下の通りである。
- 1. 特定されたリスクが、供給業者との関係の継続、一時停止、もしくは解消のいずれかによって緩和することができるか否かの判断を行うために、附属書 II の紛争地域および高リスク地域からの鉱物についてのモデル・サプライチェーン指針を検討する、もしくは企業自身の内部指針が附属書 II と調和した内容であればこれを検討する。
- 2. 測定可能なリスク緩和の取組みを通じて、供給業者との関係解消を必要としないリスクを管理する。測定可能なリスク緩和の取組みは、妥当な時間軸の中で、パフォーマンスの漸進的な改善を促進することを目的とすべきである。リスク緩和のための戦略立案の際に、企業が行うべきことは以下の通りである。
  - a) 特定されたリスクを非常に効果的に防止または緩和することのできる上流の供給業者に 対して影響力を構築することを検討し、必要に応じてその措置を取る。
    - i) 上流の企業 悪影響を及ぼす重大なリスクを非常に効果的かつ直接的に緩和することのできるサプライチェーン内の関係企業に対して、上流の企業は、自身のサプライチェーン内での位置付けに応じて、大きな実際の影響力または潜在的な影響力を有する。上流の企業が、取引を継続しつつもしくは一時停止の策を取りながらリスク緩和を続ける決定をするなら、緩和の取組みは妥当な時間軸の中で漸進的に悪影響を排除することを視野に入れ、適切な利害関係者との間に必要に応じて建設的に

関係を構築する方法を探し出すことに焦点を当てるべきである。20

- ii) 下流の企業 下流の企業の場合、自身のサプライチェーン上での位置付けに応じて、 悪影響を及ぼすリスクを非常に効果的かつ直接的に緩和することのできる上流の供 給業者に対する影響力を行使すること、または影響力を構築した上で行使してゆく ことが推奨される。下流の企業が、取引を継続しつつもしくは一時停止の策を取り ながらリスク緩和を続ける決定をするなら、その緩和の取組みは、供給業者がデュ ー・ディリジェンスを実施しそのパフォーマンスを改善できるよう、供給業者の価 値の方向付けと能力開発訓練に焦点を当てたものになるべきである。企業は、関係 する国際機関、非政府組織 (NGO)、利害関係者やその他の専門家らと協力して、 業界団体に対しデュー・ディリジェンス能力訓練の規格開発と実施を促してゆくべ きである。
- b) 供給業者および影響を受ける利害関係者と協議し、リスク管理計画中の測定可能なリスク緩和の戦略について合意する。測定可能なリスク緩和は、その企業の特定の供給業者およびその業者が事業を行う際の状況に応じて調整される必要があり、また、妥当な時間軸におけるパフォーマンス目標を明確に打ち出すことと、改善を測定するための質的および量的な指標のいずれかまたは両方を含むことが必要である。
  - i) 上流の企業 事業上の機密保持およびその他の競争上の懸念<sup>21</sup>に対して適切な配慮をしつつ、サプライチェーンのリスク評価と、サプライチェーン管理計画を公表し、地方および中央政府当局、上流の企業、地元市民社会、および影響を受ける第三者がこれを入手・閲覧できるようにする。また、企業は影響を受ける利害関係者がリスク評価および管理計画を検討するための十分な時間を与え、リスク管理に対する質問、懸念、および代替案に対応し、また適切な配慮を示す。

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> 推奨されるリスク管理戦略に関しては附属書Ⅱを参照。附属書Ⅲではリスク緩和措置が提案されており、 改善測定用の指標も幾つか推奨されている。リスク緩和に関する詳細な手引きは本ガイダンスの実施フェーズで登場予定。

<sup>21</sup> 脚注 12 を参照。

- C. リスク管理計画を実施し、リスク緩和のパフォーマンスを監視および追跡し、任命された経営上層部にこれを報告する。さらに、緩和の試みが失敗に終わった際には供給業者との関係を一時停止するか解消するかを検討する。
- 1. 上流の企業 上流の企業は、地方および中央当局、上流の企業、国際機関、または市民社会 組織、および影響を受ける第三者と協力または協議の上、リスク緩和を実施し、そのパフォ ーマンスを監視・追跡する。上流の企業は、リスク緩和のパフォーマンスを監視するために、 地域社会監視ネットワークの創設やその支援を希望することがある。
- D. 緩和を必要とするリスクのため、または状況に変化があった後に、事実およびリスクについての追加的な評価を引き受ける。<sup>22</sup>サプライチェーンのデュー・ディリジェンスは動的な工程であり、継続的なリスク監視を必要とする。リスク緩和戦略を実施に移した後、企業はステップ2を繰り返し、効果的なリスク管理を確実に行わなくてはならない。さらに、企業のサプライチェーンにいかなる変化があった際にも、悪影響を防止・緩和するために、幾つかのステップを繰り返すことが必要になることがある。

<sup>22</sup> 状況の変化の判定は、企業の加工・流通過程管理の文書化状況や鉱物の原産地および輸送ルートとしての紛争地域の事情の継続的監視を通じ、リスクへの配慮に基づいて行われるべき。状況の変化には、加工・流通過程や原産地、輸送ルート、輸出地点における供給業者や関係業者の変化が含まれる。特定地域での紛争の増加、地域を監督する軍部の顔ぶれや原産地鉱山の所有や管理の変化など、そうした事情に固有の要素も含まれる。

### ステップ 4:独立した第三者による精錬/精製業者の デュー・ディリジェンス行為の監査を実施

**目的**:紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンの精錬/精製業者のデュー・ディリジェンスを独立した第三者が監査すること、および、精錬/精製業者ならびに上流のデュー・ディリジェンス行為の改善に貢献すること。この時、業界主導に加え政府の支援および関連する利害関係者の協力を受けて設置される制度化されたメカニズムを通じて貢献が行われる場合を含む。

- A. 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための精錬/精製業者のデュー・ディリジェンスを独立した第三者が監査する計画を立てる。この監査の範囲、 基準、原則ならびに活動内容は、以下の通りである。<sup>23</sup>
- 1. **監査の範囲**:この監査の範囲には、紛争地域および高リスク地域からの鉱物のサプライチェーンのデュー・ディリジェンスを精錬/精製業者が実施する上で行うすべての活動、すべての工程、および用いるすべてのシステムが含まれる。そして、ここには、鉱物サプライチェーンに対する精錬/精製業者の支配力や、下流の企業に開示される供給業者に関する情報、加工流通過程管理および鉱物に関するその他の情報、現場での調査を含む精錬/精製業者のリスク評価、そして精錬/精製業者のリスク管理戦略、が含まれる。但し、これらに限定されるものではない。
- 2. **監査の基準**:この監査では、本ガイダンスの基準や工程に鑑みた際の、精錬/精製業者によるデュー・ディリジェンス工程の適合性を判定する。

#### 3. 監査の原則:

a) 独立性:監査の中立性と公平性を保つために、監査組織および監査チームの全メンバー (「監査役」) は、精錬/精製業者およびそれらの子会社、ライセンス先、契約者、供給業者、および共同監査で協力している企業、から独立していなくてはならない。このことは特に、監査役には被監査者との間に、ビジネスまたは金銭面の関係(株式保有、債券、その他有価証券の形で)を含め、利益相反があってはならないことを意味する。また、その他のサービス、特にデュー・ディリジェンス行為もしくはその中で評価を受け

<sup>23</sup> この勧告では、精錬/精製業者のデュー・ディリジェンス行為の監査をサプライチェーンに特化した独立の第三者に委託するために企業が検討すべきいくつかの基本原則、範囲、基準、およびその他の基本情報を概説している。企業は、監査プログラムの要件の詳細(プログラムの責任、手順、記録保持、監視、審査)ならびに監査活動の段階的な概要に関しては、ISO 国際標準 19011 (2002 年) (「ISO 19011」)を参考にすることが望ましい。

たサプライチェーンの活動に関するサービスを、監査の前 24 ヵ月以内の間に被監査者企業に対して提供してはならない。<sup>24</sup>

- b) 能力:監査役は、監査役の能力と評価に関する ISO 19011 の第7章に規定された要件と 適合していなくてはならない。具体的には、監査役は次に挙げる領域の知識や技能を有 していなくてはならない。<sup>25</sup>
  - i) 監査の原則、手順、および技術 (ISO19011)。
  - ii) 対象企業のサプライチェーンのデュー・ディリジェンスの原則、手順、および技術。
  - iii) 対象企業の運営面の組織構造、とりわけ鉱物の調達および鉱物サプライチェーン。
  - iv) 鉱物の原産地または輸送地となっている紛争地域の社会的、文化的、歴史的な背景。 特に監査を行うにあたっての、関連する言語能力と適切な文化的感覚。
  - v) 紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関するモデル・サプライチェーン指針を 含む、すべての適用可能な基準。(附属書Ⅱ)
- c) 説明責任:パフォーマンス指標は、監査役が監査を行う能力を監視するために用いられる。その際の能力とは、監査プログラムに従って、また監査の目標、範囲、および基準に基づいて、監査を行う能力であり、監査プログラム記録に照らし合わせて判定される。

#### 4. 監査活動:

- a) 監査準備:監査の目的、範囲、基準や、用いられる言語は、監査役に明確に伝えられなくてはならず、監査開始時点において、被監査者と監査役の間には、如何なる曖昧さも残されていてはならない。<sup>27</sup>監査役は、利用可能な時間、資源、情報、および関係者の協力に基づいて、監査の実行可能性を判断しなくてはならない。<sup>28</sup>
- b) 文書の検討: 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の精錬/精製業者のサプライチェーンのデュー・ディリジェンスの一部として作成された文書は、「書類の通り、システムが監査基準に従っているかどうか判断するため」に検討される。29ここに含まれるのは、サプライチェーンの内部管理に関する文書 (加工流通過程管理の文書サンプル、支払記録)、供給業者との間で交わされた関連の交信および契約条項、企業のリスク評価の際に作成された文書 (取引先や供給業者、インタビュー、および現場評価に関する全記録)、およびリスク管理戦略に関するあらゆる文書 (例えば、改善指標に関して供給業者との間で合意した内容)などであるが、但しこれらだけに限定されない。

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> FLA (公正労働協会) 憲章の第8章(A)を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 必要な知識および技能は、ISO19011 (2002年) の第 7.4 章にある通り、監査者が受けた教育と就労経験によって決まる。監査者は、プロ意識、公平性、公正さに関する個人の特質についても明らかにしなくてはならない。

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> ISO 19011 の第 5.6 章を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> ISO 19011 の第 6.2 章を参照。

<sup>28</sup> ISO 19011 の第 6.2 章を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> ISO 19011 の第 6.3 章を参照。

- c) 現場調査: 現場調査を始める前に、監査役は監査計画30および作業文書31をすべて用意する。精錬/精製業者のサプライチェーンのリスク評価ならびに精錬/精製業者のサプライチェーンのリスク管理から得られた証拠が検証される。監査役は、関連するインタビューの実施、観察、および書類の検討を行うことによって、さらに証拠を収集し、情報を検証する。32現場調査に含まれる内容は以下の通りである。
  - i) 精錬/精製業者の施設および精錬/精製業者が紛争地域および高リスク地域からの 鉱物の責任あるサプライチェーンのデュー・ディリジェンスを行う場所。
  - ii) 精錬/精製業者の供給業者のサンプル (国際収集取引業者 (international concentrate traders)、再加工業者、および地元輸出業者のいずれも)。供給業者の施設を含む。
  - iii) 評価チームとの会議 (附属参照)。その目的としては、検証可能で信頼性の高い、最新情報を生成するための基準と方法を確認すること、および、精錬/精製業者が紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのデュー・ディリジェンスを行う間に依拠する証拠のサンプルを監査することである。このミーティングの準備の際、監査役は現場評価チームに対し情報を要求し、また質問を投げかける。
  - iv) 地方および中央政府当局、国連専門家グループ、国連平和維持派遣団、および地元 市民社会との協議。
- d) 監査の結論:監査役は、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンの精錬/精製業者によるデュー・ディリジェンスが、本ガイダンスに適合しているかどうかを、収集した証拠に基づいて判断し、結論をまとめる。監査役は、監査報告書の中で、精錬/精製業者に対し、そのデュー・ディリジェンス行為を改善するよう勧告を行う。

<sup>30</sup> ISO 19011 の第 6.4.1 章を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> ISO 19011 の第 6.4.3 章を参照。

<sup>32</sup> ISO 19011 の第 6.5.4 章を参照。

- B. 上記の監査の範囲、基準、原則および活動に従って監査を実施する。
- 1. **監査の実施**。現状では、サプライチェーン内のすべての関係者は、監査が確実に上述の範囲、 基準、原則および活動に従って行われるよう、業界団体を通じて協力し合う。
  - a) 個別の勧告 地元鉱物輸出業者向け
    - i) 企業の現場への立ち入り、およびサプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する全書類ならびに記録へのアクセスを認める。
    - ii) 現場評価チームとの安全な接触を促進する。監査チームと現場評価チームが安全に 会議を行う場所を手配するための計画を調整する。
  - b) 個別の勧告 国際収集取引業者 (international concentrate traders) および鉱物再加工業者向け
    - i) 企業の現場への立ち入り、およびサプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する全書類ならびに記録へのアクセスを認める。
  - c) 個別の勧告 精錬/精製業者向け
    - i) 企業の現場への立ち入り、およびサプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する全書類ならびに記録へのアクセスを認める。
    - ii) 監査チームが選んだ供給業者のサンプルとの連絡を促進する。
  - d) 個別の勧告 すべての下流の企業向け
    - i) すべての下流の企業は、業界団体もしくはその他の適切な手段を通じて、監査役の 任命ならびに本ガイダンスで規定される基準や工程に沿った監査条件の決定に参加 および貢献することが推奨される。中小の事業体は、そうした業界団体への参加ま たは業界団体との協力関係構築が推奨される。
- 2. **紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのために制度化されたメカニズム**。政府ならびに市民社会の協力および支援を受けて、サプライチェーン内の全関係者は、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるデュー・ディリジェンス実施を監督・支援する制度化されたメカニズムの中に、上記で示した監査の範囲、基準、原則および活動を組み込むことを検討する。この機構では、以下の内容を実行する。
  - a) 監査に関連して
    - i) 監査役の信認。
    - ii) 監査の監督および検証。
    - iii) 業務上の機密保持ならびに競争上の懸念33に適切に配慮しつつ、監査報告書を発行。
  - b) 供給業者のデュー・ディリジェンス実施能力の開発およびリスク緩和のための枠組みの 構築と実施。

-

<sup>&</sup>lt;sup>33</sup> 脚注 12 を参照。

c) 関係企業に対する利害関係者の不満の受理とフォロー。

#### ステップ5: サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する年次報告

**目的**:企業が取る措置に対する公共の信頼を得るため、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスに関して公に報告する。

A. 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディ リジェンスに関する追加情報を、年に一度報告するか、もしくはその方が現実的な場合には、 年次の持続可能性報告書もしくは企業の社会的責任報告書の中に盛り込む。

#### A.1.個別の勧告ーすべての上流の企業向け

- 1. 企業管理システム:企業のサプライチェーンのデュー・ディリジェンス指針を規定する。企業のデュー・ディリジェンスに関与する経営構造、および企業内で誰が直接の責任者なのかを説明する。企業が導入している鉱物のサプライチェーンの管理システムについて記述する。特に、そのシステムがどのように働き、またそこからどのようなデータが得られ、それが報告期間中の企業のデュー・ディリジェンスの取組みを強化したのかを説明する。企業のデータベースおよび記録管理システムについて記述し、鉱物原産地となる鉱山までのすべての供給業者について、下流の関係者に開示する方法を説明する。EITI(資源採掘産業透明性イニシアティブ)の基準および原則に沿って行われる政府への支払いに関する情報を開示する。
- 2. サプライチェーンにおける企業のリスク評価:業務上の機密保持および競争上の懸念<sup>34</sup>に適切に配慮しつつ、リスク評価を公表する。方法論や実践の仕方、そして現場評価から得られる情報について概説し、また企業のサプライチェーンのリスク評価の方法論について説明する。
- 3. リスク管理:リスク管理のために取られる措置について記述する。そこには、リスク管理計画の中のリスク緩和戦略に関する概要報告も含め、さらにもし行われているならば能力訓練についても紹介し、さらに影響を受ける利害関係者の参加についても触れる。パフォーマンスを監視・追跡する企業の取組みについても開示する。

<sup>34</sup> 業務上の機密保持およびその他の競争上の懸念が意味するのは、価格情報ならびに供給業者関係である。これは、今後発展する解釈を妨げない。地域的なものであれ国際的なものであれ、制度化されたメカニズムが、紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関する情報の収集・加工を委ねられた上で設置された時には、すべての情報はそうした機構に開示されることになる。

#### A.2.個別の勧告-精錬/精製業者向け

1. 監査:業務上の機密保持および競争上の懸念<sup>35</sup>に適切に配慮しつつ、精錬/精製業者の監査 報告を公表する。

#### A.3.個別の勧告ーすべての下流の企業向け

- 1. 企業管理システム:企業のサプライチェーンのデュー・ディリジェンス指針を規定する。企業のデュー・ディリジェンスに関与する経営構造、および企業内で誰が直接の責任者なのかを説明する。
- 2. リスク評価および管理:サプライチェーン上の精錬/精製業者を特定し、これら精錬/精製業者のデュー・ディリジェンス行為を評価するために取られる措置について記述する。その中には、本ガイダンスで推奨されるデュー・ディリジェンス工程に適合する業界の認証制度を通じて公表された有資格の精錬/精製業者リストを含む。リスク管理のために取られる措置についても記述する。
- 3. 監査:業務上の機密保持および競争上の懸念<sup>36</sup>ならびに特定されたリスクへの対応に適切に 配慮しつつ、これら下流の企業のデュー・ディリジェンス行為の監査報告について公表する。

<sup>35</sup> 脚注 34 を参照。

<sup>36</sup> 脚注 34 を参照。

#### 附属

#### 上流の企業のリスク評価のためのガイドノート

- **A. 効果的なリスク評価を可能にする環境づくり**。サプライチェーンのリスク評価を計画および 構築する際、サプライチェーンの上流の企業は下記で推奨される行動を考慮する。
- 1. **証拠に基づいたアプローチを用いる。**企業のリスク評価の結論は、現場評価チームが現場調査を通じて収集する検証可能で信頼性の高い最新情報によって裏付けられる。
- 2. 企業によるサプライチェーンの事実評価ならびにリスク評価の信頼性と質を確保する。その際、企業の評価実施者は、評価対象となっている活動とは無関係で利益相反がないよう確保する。<sup>37</sup>企業の評価実施者は誠実かつ正確に報告を行い、最高水準の職業上の倫理基準を守ること、および「職業人として然るべき注意」を払うことを誓う。<sup>38</sup>
- 3. 適切な能力水準を確保する。そのために、次に挙げる内の出来るだけ多くの領域の知識や技能を持ち合わせている専門家を採用する。評価を受ける運営の背景(例:言語能力、文化的感覚)、紛争に関連するリスクの内容(例:附属書 II で示した基準、人権、人道法、汚職、金融犯罪、紛争に関係する融資、透明性)、鉱物サプライチェーンの特質と形式(例:鉱物の調達)、および本ガイダンス中の基準ならびに工程。
- B. 現場評価チーム(以下「評価チーム」)を、鉱物原産地および経由地である紛争地域および高 リスク地域に設置し、供給業者に関する情報、ならびに鉱物の採掘、取引、取扱い、および 輸出をめぐる環境についての情報を作成・維持する。上流の企業は、これら地域から調達を 行うもしくはこれら地域で操業する他の上流の企業(「協力企業」)と共同で、そうしたチームを設置することがある。
- 1. 評価チームを設置する上流の企業は、以下のことを行う。
  - a) 政府機関、市民社会、および地元供給業者の間の協力を強化し、コミュニケーションの 道筋を開くことを目論みつつ、評価チームは情報獲得のために必ず地方および中央政府

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> ISO 19011(2002年)第4項

<sup>38</sup> ISO 19011 (2002年) 第4項

と協議する。

- b) 評価チームは、地元に関する知識と専門性を有する市民社会組織と必ず定期的に協議する。
- c) 評価チームに情報を提供するために、地域社会監視ネットワークを設置するか、または その創設を支援する。
- d) 評価チームが収集し維持している情報をサプライチェーン全体で共有する。その際に好ましいのは、コンピュータ・システムを用いてウェブアクセスも可能にすることである。これはサプライチェーン内の企業のためであると共に、紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関する情報収集および情報処理を委ねられて設置された地域的か国際的かいずれかの制度化されたメカニズムのためである。
- 2. 評価チームを設置する上流の企業は、下記の活動を行うために、現場評価チームの範囲と任務を定義する。
  - a) 鉱物の採掘、取引、取扱い、および輸出を取り巻く現実の状況に関して、直接の証拠を 入手する。この情報には次のようなものがある。
    - i) 鉱山の採掘現場、輸送ルート、および鉱物が取り引きされる地点、の武装化状況。 評価チームは、鉱山の採掘現場、輸送ルート、および鉱物が取り引きされる地点の 武装化状況を追跡する。鉱山、武装集団、取引ルート、道路閉鎖、および飛行場の 位置を示した双方向の地図は、企業にとって追加的な情報源となりうる。<sup>39</sup>また、 鉱山の採掘現場、輸送ルート、および鉱物が取引される地点、の武装化状況を追跡 することが意味するのは、非政府武装集団および公的または民間の保安隊(附属書 II 中のモデル・サプライチェーン指針にて定義)に対する直接もしくは間接の支援 へと結びつく現実の状況を明らかにすることである。
    - ii) 公的または民間の保安隊、非政府武装集団、または鉱山地域や輸送ルート沿いもしくは鉱物の取引地点で活動するその他の第三者グループによって引き起こされる、鉱物の採掘、輸送、もしくは取引に関連した深刻な人権侵害(附属書 II 中のモデル・サプライチェーン指針にて定義)
  - b) 協力企業からの個別の質問や明確化の要望に答え、また企業のリスク評価ならびにリスク管理のための勧告を提示する。すべての協力企業は、以下の点に関して現場評価チームに質問を提示するか、現場評価チームに対し以下の点の明確化を要望する。40
    - i) トレーサビリティおよび加工流通過程管理システム (ステップ 1(C)) およびリスク 評価 (ステップ 2) から得られる証拠。
    - ii) 反資金洗浄コンプライアンス・システムを通じて実施されているような「顧客熟知

-

<sup>39</sup> DRC (コンゴ民主共和国) 地図、米国務省地図、IPIS 地図など。

<sup>40</sup> 質問や明確化は記録され、監視や更新など将来の利用のために情報システムに送られること、また協力 企業も利用できるようになることが望ましい。

/供給業者熟知」プロトコルに沿った供給業者(中間業者および輸出業者)情報。<sup>41</sup> c) 現場の利害関係者からの苦情を受理・評価し、協力企業に伝達する。

#### B.1.個別の勧告—地元輸出業者向け

- 1. 評価チームのために地元における物資等の調達・管理を促進し、いかなる支援要請にも応える。
- 2. 評価チームによるすべての上流の中間業者、混載業者(consolidators)、輸送業者への接触を促進する。
- 3. 評価チームによるすべての企業現場への立ち入りを容認する。荷品積み替えやラベル張り替えが行われる可能性がある場合には、隣国もしくはその他外国の現場も含む。また評価チームによる帳簿、記録や、その他調達行為・税金・手数料・採掘権料支払いを示す証拠、および輸出関連文書へのアクセスを容認する。
- 4. 企業のデュー・ディリジェンス行為の一部として入手、維持されるすべての情報への、評価 チームによるアクセスを容認する。これらの情報には、非政府武装集団および公的または民 間の保安隊に対して行われた支払いに関するものも含む。
- 5. 評価チームとの連絡係の役割を果たす人物を特定する。

# B.2.個別の勧告—国際収集取引業者(international concentrate traders)および鉱物再加工業者向け

- 1. 評価チームによるすべての国際(越境)輸送業者への接触を促進し、チームが予告無く、国際(越境)鉱物輸送に合流することを促進する。
- 2. 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の荷品積み替えやラベル張り替えが行われる可能性がある、またはサプライチェーンの漏れとなっていることで知られている、または漏れとなっている可能性の高い、国際収集取引業者(international concentrate traders)および鉱物再加工業者が隣国または他国に所有するすべての現場へ、評価チームが立ち入ることを容認する。
- 3. すべての帳簿、記録、またはその他調達行為・税金・手数料・採掘権料支払いを示す証拠、 および輸出関連文書への、評価チームによるアクセスを容認する。
- 4. 企業のデュー・ディリジェンス行為の一部として入手、維持されるすべての情報への、評価 チームによるアクセスを容認する。これらの情報には、非政府武装集団および公的または民

<sup>41</sup> 金融活動タスクフォース (Financial Action Task Force)「資金洗浄およびテロ資金対策のためのリスクに基づくアプローチに関するガイダンス (Guidance on the risk-based approach to combating money laundering and terrorist financing)」 (2007 年 6 月) セクション 3.10 を参照。

間の保安隊に対して行われた支払いに関するものも含む。

- 5. 鉱物の原産地および経由地に関連した危険信号が発せられる場所からの鉱物の記録を、評価 チームに積極的に提供する。
- 6. 評価チームとの連絡係の役割を果たす人物を特定する。

#### B.3.個別の勧告―精錬/精製業者向け

- 1. 評価チームとの連絡係の役割を果たす人物を特定する。
- 2. すべての帳簿、記録、またはその他調達行為・税金・手数料・採掘権料支払いを示す証拠、 および輸出関連文書への、評価チームによるアクセスを容認する。
- 3. 企業のデュー・ディリジェンス行為の一部として入手、維持されるすべての情報への、評価 チームによるアクセスを容認する。
- **C.** 企業の評価において回答されるべき推奨質問。ここに挙げるのは、リスクを引き起こす、ずず、タンタル、タングステン、およびこれらの鉱石ならびに金属派生物のサプライチェーンにおいて見られる一般的な状況に関連した質問である。
- 1. 鉱物の原産、経由、および輸出の場所としての紛争地域および高リスク地域の背景について 知る。
  - a) 鉱物の原産国、その隣国、および経由国(潜在的な輸送ルートおよび採掘・取引・取扱い・輸出の場所を含む)である紛争地域および高リスク地域の概要を学ぶ。関連情報としては、公的な報告書(政府、国際機関、非政府団体、およびメディアによるもの)、地図、国連の報告書、および国連安保理制裁、鉱物の採掘およびそれが鉱物の潜在的原産国における紛争や人権または環境破壊におよぼす影響について書かれた業界の文献、またはその他の公的な声明文(例:倫理的年金基金(ethical pension funds)からのもの)、などがある。
  - b) その地域または近隣に、国連平和維持部隊のように介入および調査の能力を備えた国際 団体は存在するか?これらのシステムを用いて、サプライチェーン上の関係者を特定す ることは出来るか?武装集団やその他の紛争要因の存在に関連した懸念に対処する上で、 頼みとする手段は地元に存在するか?鉱山問題を管轄する国、地方、または地元の関係 規制当局で、こうした問題への対処能力を有する組織はあるか?

#### 2. 自身の供給業者および取引相手を知る42

<sup>42</sup> 金融活動タスクフォース (Financial Action Task Force)「資金洗浄およびテロ資金対策のためのリスクに 基づくアプローチに関するガイダンス (Guidance on the risk-based approach to combating money

- a) 鉱物の採掘地点とデュー・ディリジェンスに取り組む企業が鉱物を保管している地点の間で、資金調達、鉱物の採掘、取引、および輸送に関与している供給業者もしくはその他の団体は誰か?サプライチェーン内の重要な関係者を特定し、所有(受益所有権を含む)、企業構造、役員および取締役の氏名、出資比率または他の組織における役員、業界や政府、政治または軍部と企業および役員の関係(特に、非政府武装集団および公的または民間の保安隊との潜在的な関係に焦点を当てる)等の情報を収集する。43
- b) これらの供給業者は、そのような調達システムやデュー・ディリジェンス・システムを 運用しているか?供給業者はどのようなサプライチェーン指針を採用しているか、また 彼らは如何にしてそうしたシステムを自らの管理プロセスに統合しているのか?どのよ うにして彼らは鉱物に対する内部の管理を構築しているか?また、供給業者を相手に、 どのようにして指針や条件を執行しているのか?

#### 3. 紛争地域および高リスク地域における採鉱の条件を知る

- a) 鉱物の正確な原産地はどこか? (具体的にどの鉱山なのか?)
- b) 採掘に用いられた方法は何か?鉱物が、零細・小規模採掘事業 (ASM) または大規模掘削事業のどちらによって採掘されたのか、特定する。もしそれが零細・小規模採掘業者によるものであれば、個人の業者によるものか、零細採掘業者の組合によるものなのか、協会を形成しているのか、小規模の事業体の形をとっているのか、可能であれば確認する。政府機関に支払われた税金、採掘権料、および手数料と、さらにそうした支払いに関する開示状況について明らかにする。
- c) 非政府武装集団または公的もしくは民間の保安隊が、次に挙げる内の一種類かそれ以上の形で存在することや関与することが、採掘の条件として含まれるか?鉱山または鉱山周辺輸送ルートの直接支配/採掘業者への課税または鉱物の恐喝/非政府武装集団または公的もしくは民間の保安隊、あるいは彼らの家族や仲間らによる鉱山採掘現場の受益権または所有権、もしくは鉱業権/非番時の副収入源としての採掘活動/採掘業者によって、もしくは生産から生じる税金を通じて支払われる保証金の提供。こうした武装集団もしくは軍隊が紛争に関与しているか、または紛争に利害を有しているか?彼らのいずれかに、広範な人権侵害またはその他の犯罪に関与したという過去があるか?
- d) 採掘の条件はどんな内容か?特に、次のものが含まれているかどうかを明らかにする。 i)採鉱を目的に、何らかの形の拷問、残虐かつ非人間的で品位を傷つける扱いを強いられ ること。ii)懲罰の脅威の下で強いられる強制労働で、当の本人の自発によるものではな い労働。iii)採鉱の目的で行われる最悪の形態の児童労働。iv)広範な性的暴力など、鉱山 現場または採鉱の過程で行われるその他の著しい人権侵害および虐待。v)戦争犯罪もし

laundering and terrorist financing)」(2007 年 6 月) セクション 3.10 を参照。ステップ 2 を参照。

<sup>43</sup> 国際石油ガス生産者協会「高く評価されるデュー・ディリジェンスに関するガイドライン (Guidelines on reputational due diligence)」第 VI 章 (報告書番号 356、2004 年) を参照。「OECD ガバナンスが脆弱な地域における多国籍企業のリスク認識ツール」(2006 年)第 5 章参照。

くはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺。

#### 4. 紛争地域および高リスク地域における鉱物の輸送、取扱い、および取引の条件を知る

- a) 下流の購入者は、鉱山現場にいたのか、他の場所にいたのか?異なった採掘業者からの鉱物は、別々に取り扱われ、加工され、さらに下流に対して販売された際も別々の状態のままだったのか?もしそうでないなら、下流に販売された際の鉱物は、どの地点で加工され、混載され、混ぜ合わされたのか?
- b) 鉱物を取り扱った中間業者は誰か?そうした中間業者のいずれかが、非政府武装集団と 関係のある鉱物の採掘または取引を行ったとの報告もしくは疑いがあるかどうか、明ら かにする。
- c) 公的または民間の保安隊または非政府武装集団が、鉱物の取引、輸送、または課税に、 直接または間接的に関与しているとすれば、それはどの程度関与しているか?これら公 的または民間の保安隊または非政府武装集団は、中間業者や輸出業者との提携によるも のを含め、他者が行っている鉱物の取引、輸送、課税から何らかの形で利益を得ている か?
- d) 公的または民間の保安隊または非政府武装集団が取引および輸送ルート沿いに存在しているとすれば、それはどの程度なのか?鉱物の取引、輸送、または課税の際に、人権侵害が起きていないか?例えば、強制労働、恐喝、強要などが行われている証拠はあるか?児童労働は行われているか?特に、以下のことが行われているかどうか、明らかにする。i)鉱物の輸送または取引の目的のために、何らかの形の拷問や、残虐かつ非人間的で品位を傷つける扱いを強いられること。ii)鉱物の採掘、輸送、取引、または販売のための、強制労働。iii)鉱物の輸送または取引の目的で行われる最悪の形態の児童労働。iv)鉱山現場または鉱物の輸送や取引の過程で広範に行われる性的暴力など、その他の著しい人権侵害および虐待。v)戦争犯罪もしくはその他の、鉱物の輸送および取引の目的で行われる深刻な国際的人道法違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺。
- e) 下流における取引を検証するための情報としては、どのようなものが入手可能か?例えば、真正の書類、輸送ルート、ライセンス供与、国境を越える輸送、および非政府武装 集団または公的または民間の保安隊の存在、など。

#### 5. 紛争地域および高リスク地域からの輸出の条件を知る

- a) 輸出の地点はどこか?鉱物原産地の隠匿もしくは詐称の目的で輸出地点にて支払われた 便宜供与のための金銭または賄賂に関する報告や疑いはあるか?鉱物の輸出の際に添付 される書類は何か?または、偽造書類や申告書の不正確な記載(鉱物の種類、品質、原産地、重量など)に関する報告や疑いはあるか?輸出に際して、どのような税金、関税、もしくはその他手数料が支払われたか?また、過少申告の報告または疑いはあるか?
- b) 輸出のための輸送はどのように調整され、どのように実施されたのか?輸送業者は誰か?また、そうした輸送業者が汚職(便宜供与のために金銭授受、賄賂、過少申告など)に関わったとの報告もしくは疑いはあるか?輸出のための資金および保険の調達はどのように行われたか?

### 金に関する補足書

#### 概要および範囲

金に関する本補足書は、「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物のためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」にとって不可欠の一部を構成している。「ガイダンス」の「概要」の部分、ならびに「附属書 I (鉱物サプライチェーンにおけるリスクに基づいたデュー・ディリジェンスのための 5 段階の枠組)」、「附属書 II (紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるグローバル・サプライチェーンのためのモデル・サプライチェーン指針)」、「附属書 III (リスク緩和のために推奨される措置、および改善を測定するための指標)」はいずれもこの「金に関する補足書」に適用される。したがって、「ガイダンス」という語は本補足書を通じて用いられ、「金に関する補足書」および「OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物のためのデュー・ディリジェンス」の双方に言及する場合がある。

本補足書では、紛争地域または高リスク地域からの金のサプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関し、金のサプライチェーン内における各企業の位置づけの違いに応じて、個別ガイダンスを提供する。ここでは、サプライチェーンの「上流の企業」および「下流の企業」(後述の定義を参照)の役割を区別した上で、さらにそれに応じた上流と下流の企業それぞれに対するデュー・ディリジェンス勧告を区別して示す。そしてまた、必要に応じて、これら大きく二つに分けられたカテゴリー内の個々の関係企業に対する個別勧告も提示している。いずれかのカテゴリーに属する企業は、自らが金を所有しているか、借り受けているか、貸しているかにかかわらず、デュー・ディリジェンスを実施することが望ましい。

本補足書では、紛争地域および高リスク地域を起源とする可能性のある金のサプライチェーンにおいて、企業が紛争や深刻な人権侵害に加担するのを避けるために取るべき措置に焦点を当てている。本補足書では、再生利用された素材が、紛争地域および高リスク地域で採掘された金の原産地を隠匿するための洗浄の手段になる可能性がある場合においてのみ、再生利用された金/金のスクラップもしくはかつて精製された金(「再生利用される金」)に対して取られるべきデュー・ディリジェンス措置を紹介している。ブリオン銀行の金庫室、中央銀行の金庫室、取引所、および精錬所にあって「検証可能な日付」1が2012年1月1日より前となっている金投資商品(インゴット、バー、硬貨、密閉容器に収められた粒子)は、その原産地情報を必要としない(新規定適用免除品。)しかしながら、新規定適用免除品の取引が国際制裁に違反して行われることのないように、また紛争地域および高リスク地域で採掘される金の販売に起因もしくは関連する資金

<sup>1 「</sup>検証可能な日付」とは、商品上もしくは在庫リストに押印された実際の日付印によって検証される日付である。定義を参照。

洗浄を可能にすることのないように、金投資商品は「取引先熟知(Know Your Counterparty)」の デュー・ディリジェンスを必要とする。

本補足書を適用するか否か判断するために、金のサプライチェーン内の企業は例外なくステップ 1 (強固な企業管理システムの構築)を実施し、ステップ 2 (サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価)に着手することにより、自社が紛争地域および高リスク地域から金の調達を現に行っているか、またはその可能性があるかを判定することが望ましい。本補足書におけるこれら以外のステップは、紛争地域および高リスク地域から金の調達を行っている企業および、紛争地域および高リスク地域にて操業を行う金のサプライチェーン内の関係企業にのみあてはまるだろう。

ガイダンスおよび本補足書では、個々の企業によるデュー・ディリジェンスのパフォーマンスの原則、基準および工程を提示することに加え、新たに行われようとしている業界全体のサプライチェーンの取組みが紛争に対する意識の高い責任ある調達行為に向けて前進してゆく際に、達成すべきデュー・ディリジェンスの原則、基準、および工程についても勧告を行っている。大湖地域国際会議の認証制度ならびにその手段、もしくは産業による取組みや、多様な利害関係者による取組みで行われているような包括的認証制度は、本ガイダンスの中の基準や工程とも調和した、紛争に関わらない金の調達行為の認証工程を規定するものである。こうした認証制度を開発することにより、サプライチェーンが紛争や深刻な人権侵害に加担していないことの確たる保証となる可能性がある。2

本ガイダンスは、紛争地域および高リスク地域におけるデュー・ディリジェンスが現実的な課題を提示していることを認識している。デュー・ディリジェンスの実際の運用には柔軟性が求められる。どういった内容や範囲を持ったデュー・ディリジェンスが適切かは、個別の状況によって決まるものであり、事業体の規模、活動が行われている場所、各国固有の事情、関連する製品やサービスの属するセクターや性質、といった要素から影響を受ける。こうした課題への対処法には以下のように様々なものがあるが、但しこれらに限定されるものではない。

- デュー・ディリジェンス実施のための能力構築へ向けた、業界全体の協力。
- ◆ 特定のデュー・ディリジェンス作業にかかる費用の業界内での分担。
- 責任あるサプライチェーン・マネジメントの取組みへの参加。<sup>3</sup>

<sup>2</sup> 紛争への加担の定義については、OECD ガイダンスの附属書Ⅱを参照のこと。

<sup>3</sup> 例えば、「OECD ガイダンス:紛争に関与しない精錬業者のプログラム、電子業界 CSR アライアンス (EICC) およびグローバル・e-サステナビリティ・イニシアティブ (OECD Guidance: Conflict-Free Smelter Program」、ワールド・ゴールド・カウンシルの「紛争に関与しない金のスタンダード (Conflict Free Gold Standard)」(2012 年)、ロンドン地金市場協会(London Bullion Market Association)の「責任ある金のガイダンス(Responsible Gold Guidance)」(2012 年)、および責任あるジュエリー協議会の「加工流通過程認証(Chain-of-Custody Certification)」(2012 年)と調和する。責任ある鉱業のためのアライアンス/国際フェアトレードラベル機構(Alliance of Responsible Mining/Fairtrade Labelling Organizations International)の「零細および小規模採掘による金のための公正取引ならびに公正採掘の基準(Fairtrade and Fairmined Standard for Gold from Artisanal and Small-Scale Mining)」(2010 年)。

- 共通の供給業者と取引する業界メンバー同士での調整。
- 上流の企業および下流の企業の協力。
- 国際機関や市民社会組織との協調関係構築。
- モデル・サプライチェーン指針 (附属書 II) および本ガイダンスで概説される個別のデュー・ディリジェンス勧告を、既存の指針や管理システムおよび従来のデュー・ディリジェンス行為 (調達行為、誠実性および顧客熟知デュー・ディリジェンスの措置、および持続可能性に関する報告、企業の社会的責任などに関する報告、もしくはその他年次報告) に統合。

本ガイダンスでは特に、紛争地域および高リスク地域における零細および小規模の金採掘業者に関するデュー・ディリジェンスが課題を呈していることを認めている。個人、非公式のグループ、もしくは共同体などの零細および小規模の金生産者は、本ガイダンスで勧告されるようなデュー・ディリジェンスの実施を期待されていない。しかし、彼らの顧客によるデュー・ディリジェンスの取組みへ関与することに加え、将来、自身によってデュー・ディリジェンスを行えるよう、こうした関与を正式なものにすることが推奨されている。零細および小規模の事業体のみ、デュー・ディリジェンスの実施が求められる(後述の「定義」参照)。合法的な零細および小規模採掘者をはじめとする、紛争地域および高リスク地域において脆弱な立場に置かれている集団な対する社会的および経済的に有害となる可能性のある影響を防止するための措置を附属 I で提案している。

紛争地域および高リスク地域における操業を取り巻く複雑な環境において、状況が急速に進化や 劣化を遂げていることを踏まえて、デュー・ディリジェンスとは、企業が紛争や深刻な人権侵害 に加担してしまうリスクを特定しそれに対処するために、本ガイダンス、特に附属書 II に従って 妥当な措置を取り誠実な努力を行うための、能動的かつ受動的な、そして継続的な工程と解釈さ れる。本ガイダンスでは、供給業者との建設的な協力を通じてデュー・ディリジェンス行為を漸 進的に改善させることを推進している。企業は本ガイダンスの内容を、責任ある事業運営に関す る自身のより広範な政策および実践へと統合してゆくこと、ならびに消費者および一般社会全体 に対し、本ガイダンスを実行していることを知らせることが推奨される。そして企業は、自社の 商品に社会的責任と紛争に対する高い意識という特質を持たせることに関して合理的な判断を下 すために本ガイダンスを利用することも可能である。

本ガイダンスは、「OECD 多国籍企業行動指針」ならびに「OECD ガバナンスが脆弱な地域における多国籍企業のリスク認識ツール」中の原則および基準に立脚し、またこれらと調和する内容になっている。本ガイダンスでは、紛争地域および高リスク地域で操業する企業やそこから鉱石を調達する企業に対する勧告を提示しており、これは各国政府との共同の取り組みによるもの

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> 「OECD 多国籍企業行動指針」(2011年)の第4章人権に関する注釈の第40段落によれば以下の通り。「…特別の注意を必要とする特定の集団又は人口に属する個人の人権へ悪影響を及ぼし得る場合には、企業はそれらの個人の人権を尊重すべきである。この関係で、国連文書は、先住民、国民的又は民族的、宗教的及び言語的少数派に属する人々、女性、児童、障害者、移住労働者及びその家族に関する権利を更に詳細に記述している。」

である。同時に、紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのための原則ならびにデュー・ディリジェンス工程に関する手引きを提示している。なお、これら原則や工程は、適用される法律および国際的に認められた関連の基準とも整合するものである。したがって、本ガイダンスは、鉱業に関するものを含め国内法や国内規則に取って替わるものでも、優先されるものでもない。5

#### 定義

零細および小規模採掘事業 (ASM) — 極めて単純な形式の探索、採鉱、加工、および輸送を行う、公式、非公式の鉱山事業である。通常、資本集約性が低く、労働集約性の高い技術を用いている。「ASM」には、個人で働く男女や、家族のグループでの就労や共同作業、さらには数百人から数千人が加盟する協同組合またはその他の法的な団体や事業体の一員としての労働も含む。具体的には、4 から 10 人の個人がグループを組むことや、時として家族単位で、一カ所の採鉱地点での仕事を分け合うことがある(例: 一本のトンネルの掘削など)。組織レベルでは、30 から300 人規模の集団が一般的で、一つの鉱床を共同で採掘し(例:複数のトンネルの掘削など)、場合によっては処理設備を共同で使用する。6

**ASM 事業体** ― 零細および小規模の組織として十分に正式化されており、本ガイダンスを実施できるだけの組織化がなされている。附属書にある通り、零細および小規模の採掘者らは、このような正式な組織化を目指すことが推奨される。

ブリオン 一 バーまたはインゴットの形に精製された金を示す一般的な用語。

**ブリオン銀行** — 銀行(個人対象銀行、商業銀行、および投資銀行など)もしくは金融機関(精製した金の金融取引を営む商社なども含む)。

加工流通過程管理(Chain of Custody) — サプライチェーン上を移動する鉱物の所有者である組織が移り変わってゆく一連の流れの記録。

**紛争地域および高リスク地域** 一 武力紛争、犯罪ネットワークによるものを含む広範にわたる暴力、もしくは広範にわたって深刻な危害が人に及ぶその他のリスクの存在が確認される地域である。武力紛争の形は様々で、国際的なものや非国際的なもの、二か国以上が関与する場合、解放戦争が含まれるもの、または内乱や内戦などの場合がある。高リスク地域は、紛争のリスクが高い地域や、ガイダンスの附属書 II の第 1 段落で定義された深刻で広範な人権侵害のリスクが高い地域である。多くの場合、そうした地域の特徴は、政情不安や政治的抑圧、制度上の問題点、不安定さ、公共インフラの崩壊、広範にわたる暴力、国内または国際法違反、などである。

<sup>「</sup>OECD 多国籍企業行動指針」(2011年)第1章、第2段落を参照のこと。

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> Felix Hruschka および Christina Echavarría による、責任ある ASM に関する責任ある採掘業の提携シリーズ No.3 の「責任ある零細採掘業にとっての確実な機会」(Rock-Solid Chances for Responsible Artisanal Mining, Alliance for Responsible Mining Series on Responsible ASM No.3)」(2011 年)を参照のこと。

金の採掘、輸送、取引、取扱い、もしくは輸出を通じて、非政府武装集団または公的もしくは 民間の保安隊に対して行われる「直接的または間接的な支援」 ― 非政府武装集団または公的もし くは民間の保安隊から鉱物を調達したり、こうした集団や部隊へ支払いを行ったり、あるいは物 流面や装備機器の面で支援したりすることである。但し、これらに限定されない。こうした非政 府武装集団または関連組織7は、次のような行動を取る。

- i) 鉱山現場の違法な支配、または輸送ルート、金の取引拠点、サプライチェーンの上流の企業 の支配<sup>8</sup>
- ii) 鉱山現場へのアクセス地点、輸送ルート、金の取引拠点における違法な課税または金銭や金の恐喝9
- iii) 中間業者、輸出企業、もしくは国際取引業者に対する違法な課税または恐喝

デュー・ディリジェンス ― デュー・ディリジェンスとは、能動的かつ受動的で、継続的な工程であり、これを通じて企業は、自らにとっての実際の悪影響と潜在的な悪影響とを特定、防止、緩和し、そして如何にしてこうした悪影響に対処してゆくのか説明することが可能になる。そして、これは企業の意思決定とリスク管理システムにとっては切り離すことのできない一部分である。デュー・ディリジェンスは、不正取引を抑止する法律や国連制裁を含む国際法および国内法を、企業が確実に遵守してゆく上で助けとなるものである。

<sup>「</sup>関連組織」には、金の採掘、取引、および取扱いを促進するために武装集団と直接取引している仲買人、混載業者(consolidators)、中間業者、およびサプライチェーン上のその他業者がある。

<sup>8</sup> 鉱山、輸送ルート、金の取引拠点、およびサプライチェーンの上流に位置する関係者の「支配」が意味するところは、(i) 採掘の監督。鉱山現場へのアクセス承認および下流の企業から中間業者、輸出企業、国際取引業者への販売のいずれかまたは両方を含む、(ii) 金の採掘、輸送、取引、販売のための強制労働の強要、(iii) 上流の企業または鉱山に対し、取締役もしくは役員として参加、あるいは受益権やその他の所有権などを保有。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 鉱山、輸送ルート、鉱物の取引拠点、または上流の企業からの「恐喝」が意味するところは、暴力やその他の懲罰の脅威の下、しかも自発的な申し出ではなく、多くの場合、鉱山現場の開発のためのアクセス認可や輸送ルートへのアクセス、もしくは鉱物の輸送、購入、販売の見返りとして、金銭や金を要求することである。

#### 金の源泉

本ガイダンスの目的に鑑みれば、金および金を含有する素材には三つの源があると言え、それぞれ について異なるデュー・ディリジェンスが推奨される。

- 1) 採掘された金 (Mined Gold) 鉱山 (中規模および大規模採掘もしくは、零細および小規模採掘) を起源とする金であり、過去に精製されたことのない金である。この「採掘された金 (Mined Gold)」の原産地は、その金が採掘された鉱山になる。採掘された金は、精製前の段階で、さらに以下のように分類される。
- 砂金 (Alluvial gold) 新たに採掘された金で、小川などの水流の中またはその近辺の砂や砂礫の沈殿から取り出される。一般的に非常に細かいが、目視は可能である。砂金の形状は通常、「粉末」であり、時に小さな塊であることがある。これは既に濃縮され、形を持つものであり、輸送も容易で、また小型のインゴット(通常、純度 85~92%)へと容易に溶解または半精製(semi-refined)される場合もある。こうした形状の砂金は、金塊や宝飾品として利用される前に精製が必要である。通常の場合、中間の濃縮や加工を挟まず、直ちに精製される。
- **金鉱石(Gold ore)** 経済価値のある濃縮された金を含んだ岩や砂礫である。例えば 1 トンの鉱石に金が 1 グラムというように重量としては非常に小さいが、中規模および大規模の産業採掘を行っても、まだ経済的に回収可能な水準である。金鉱石は、その体積と重量故に、通常は加工のために採掘現場から離れた場所へ運ばれることはない。
- **金の濃縮物(Gold concentrate)** 一 金鉱石を加工してさらに濃度を高くする工程から作られる中間的な素材である。ドーレ(doré)を生産するには、ここからさらに中間的加工が求められる。金の濃縮物(Gold concentrate)は、通常、ドーレ生産のために、近隣の製錬所へと輸送される。
- ドーレ (Gold doré) 新たに採掘された金のバーである。一般的には、金鉱石に多くの加工を重ねて、また中規模および大規模鉱山の精錬業者により、高濃度(通常、純度 85~90%) へと精錬される。この形態を取る採掘された金は、商業用の質に達しておらず、この後精製業者へ運ばれ、これ以上の加工工程を挟まずに、直ちに精製される。
- **鉱業副産物 (Mining Byproduct)** 他の金属採掘から産出される金である。一例は、硫化 銅鉱石からのもので、この中に金が微量含まれている。金が副産物になる場合、より重要度 の高い金属が最初に加工・精製され、その後、主要金属の最終残留物(銅の場合、銅電解ス ライム/陽極泥)から金が抽出され精製されるという流れである。
- LSM による金 (LSM Gold) —「中規模および大規模採掘」により産出される金 (「中規模および大規模採掘」については、定義の項を参照。)
- ASM による金 (ASM Gold) 「零細および小規模採掘」により産出される金 (「零細および小規模採掘」については、定義の項を参照。)

- 2) 再生利用される金(Recyclable Gold) 最終消費者向けや、使用済みで再利用される、または投資商品としての金および金含有製品、スクラップ、廃棄金属、さらには精製過程や製品製造過程で生まれた素材で、いずれも過去に精製されたことのある金のことである。そして、これは精製業者もしくはその他の下流の中間処理業者に送り戻され、「再生された金(recycled gold)」として新しいライフサイクルを開始する。「再生利用される金(Recyclable Gold)」の起源は、金のサプライチェーンにおいて、金が精製業者もしくはその他の下流の中間処理業者もしくは再生利用業者のもとへ送り戻された時点と考えられる。再生利用される金は、さらに以下のように分類される。
- 未処理の再生利用される金 (Unprocessed recyclable gold) 元々の形状のまま残っている再生利用される金または製品製造時のスクラップで、加工や精製のために戻される前の段階。(ブリオン・バー、宝飾品、装飾品、硬貨、機械の構成物など)
- 溶解された再生利用される金 (Melted recyclable gold) ― 再生利用の最初の工程として溶解され、基本的なバーの形状やその他の形状に流し込まれたもの。その際、寸法は規定されず、質もばらつきがある。
- **産業副産物 (Industrial Byproduct)** 他の素材を処理している間に産出された素材で、本来目的としたものではないが、それとは別に有用な素材である。金の精製からは、溶鉱炉の煙塵、使用済みのるつぼ、床のごみなど、価値の無い副産物が生み出されることが多い。
- 3) 新規定適用免除品 金の投資商品 (インゴット、バー、硬貨、密閉容器に収められた粒子) で、ブリオン銀行の貯蔵室や中央銀行の貯蔵室、および取引所や精製業者のもとにあり、検証可能な日付が 2012 年 1 月 1 日より前のもので、これは原産地の特定が求められないことを意味する。記載された所有者の代理で、第三者が保持することもある。
- ◆ 検証可能な日付: 商品および在庫リストのいずれかまたは両方に押印されている日付印の 検査を通して検証可能となる日付。

混合された金 (Mixed Gold) — 複数の起源 (例えば、採掘された金と再生利用される金) を含む金。本補足書の勧告に従って、混合された金の複数の起源について、デュー・ディリジェンスが行われるべきである。

受渡適合品 — 精製された金の物理的な仕様の基準であり、また、取引所および店頭(OTC)市場で受け入れられる金精製業者の能力の基準である(例えば、ロンドン金市場受渡適合品(London Good Delivery))。

**業界プログラム** — 本ガイダンスの目的に鑑みると、業界プログラムとは、本ガイダンス中の勧告の一部ないしはすべてを支援し前進させるために、業界組織もしくはそれに準ずる業界の取組みが開発・管理を行う取組みもしくはプログラムのことである。業界プログラムは、これ以外の目的をも網羅した業界組織のより幅広い活動の一部となる場合もある。本ガイダンスにおいて、

業界プログラムの関連した活動や取り組みへ言及している場合は、そのような活動および取組みのいずれかもしくは双方が、本ガイダンスの内容と調和が取れていることを意味するものと理解される。

制度化されたメカニズム — 本ガイダンスの目的に鑑みると、これは、本ガイダンス中の勧告の一部ないしはすべてを支援し前進させるために、政府、業界、および市民社会が設立した組織、または政府、業界、および市民社会からの代表者によって構成される組織のことである。本ガイダンスにおいて、「制度化されたメカニズム」の関連した活動や取り組みへ言及している場合は、そのような活動および取組みのいずれかもしくは双方が、本ガイダンスの内容と調和が取れていることを意味するものと理解される。

**合法的な零細および小規模採掘** — 零細および小規模採掘の合法性とは、状況によって異なる様々な要素が関与してくるだけに、定義が困難な概念である(附属参照)。本ガイダンスの目的に鑑みれば、この合法であるということは、何よりもまず、適用される法律に整合しているということである。<sup>10</sup>適用されるべき法的な枠組みが実施されない場合、もしくはそうした枠組み自体が存在しない場合は、零細および小規模採掘の合法性の評価は、正式化の機会が訪れた際の取組みを考慮するとともに、(適用されるべき法的な枠組みが存在する場合には)こうした採掘事業者および事業体による誠実な努力を考慮することになる。(ただし、大部分の場合、零細および小規模採掘業者らは能力、技術力、十分な資金力が非常に限られているか、もしくはこれらを持ち合わせていないことを念頭に置く必要がある。)いずれの場合でも、零細および小規模採掘業は、他のあらゆる採掘業と同様、附属書Ⅱで定義されている鉱物の採掘、輸送、取引にかかわる紛争や深刻な人権侵害に加担していれば、合法的とは見做されない。

**管理システム** 一 期待された成果を達成するために、業務が間違いなく正確に、一貫して、そして効果的に行われるようにするための集合的に体系的な枠組みを提供する管理工程および文書化であり、これはパフォーマンスに継続的な改善をもたらす。

中規模および大規模採掘(LSM) — 本ガイダンスの目的に鑑みれば、LSM とは零細もしくは小規模採掘と見なされない金採掘事業を言う。

再生利用業者(Recycler) 一次に定義される精製業者とは異なり、サンプルや試験用など、再生利用可能な金や金の断片を収集して、取り纏めたり、場合によっては加工したりする個人または団体である。

<sup>10 「</sup>責任ある採掘業における責任ある零細および小規模採掘業のビジョン(Vision for Responsible Artisanal and Small-Scale Mining in Alliance for Responsible Mining)」(Echavarria らによる編集)、(2008年)責任ある ASM に関する責任ある採掘業の提携シリーズ No.1 メデリンの「金の鉱脈 ― 責任ある零細および小規模採掘業のガイド」(The Golden Vein - A guide to responsible artisanal and small-scale mining, Alliance for Responsible Mining Series on Responsible ASM No.1. Medellin.)」を参照。

精製業者 ― ドーレ、砂金、再生利用される金、金のスクラップ、その他の金を含有する原材料から異物を除去することにより、商業市場で求められる品質にまで金の純化を行う個人または団体である。

**供給業者** 一 サプライチェーンに参加し、金および金を含有する素材の供給を行う個人または組織である。

**サプライチェーン** 一 金がその源から最終消費者の手に渡るまでの間に関与する全活動、組織、関係者、技術、情報、資源、およびサービスのシステムのことである。

上流のサプライチェーンおよび上流の企業 —「上流のサプライチェーン」とは、金のサプライチェーンの内、鉱山から精製業者までのことである。「上流の企業」とは、採掘業者(零細・小規模の事業体または中・大規模の金採掘企業まで)<sup>11</sup>、地元の金取引業者または金の原産国からの輸出業者、輸送業者、採掘された金/再生利用される金を扱う国際的な取引業者、および精製業者などのことである。個人や非公式の作業グループまたは共同体のような零細・小規模の金生産者は、本ガイダンスに沿ってデュー・ディリジェンスを行うという目的から見て、上流の企業としては含まれない。ただし、彼らにとっての顧客が行うデュー・ディリジェンスという観点から、またいずれ将来、自身でデュー・ディリジェンスを行う際のために親しんでおくという観点から、関与し続けることが奨励される。

下流のサプライチェーンおよび下流の企業 —「下流のサプライチェーン」とは、金のサプライチェーンの精製業者から小売業者までのことである。「下流の企業」とは、精製した金の取引業者、金の市場、ブリオン銀行、および取引所もしくは、自ら金の保管室を有するその他組織、宝飾品製造企業および小売業者、さらには製品の製造過程で金を用いている企業(電子製品や医療機器の製造企業および小売企業なと)である。

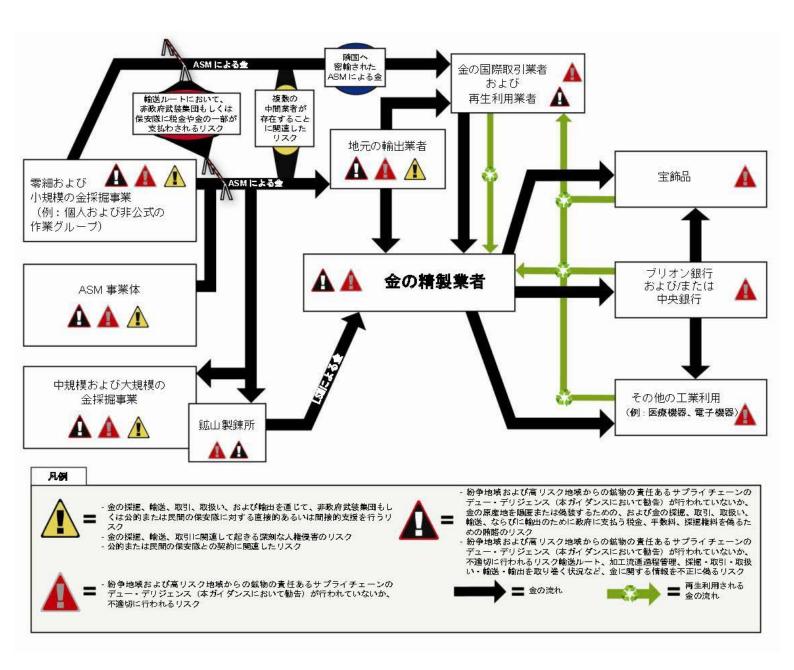
**サプライチェーンのデュー・ディリジェンス**:特に責任ある鉱物調達のためのサプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関して言えば、リスクに基づいたデュー・ディリジェンスとは、企業が、現存する悪影響ならびに潜在的な悪影響を特定、防止、緩和し、自らは絶対に人権を尊重し、サプライチェーン内にあって行う自らの行動を通じて紛争<sup>12</sup>に手を貸してしまうことのないように取るべき措置のことになる。<sup>13</sup>

<sup>11</sup> 誤解を避けるために付け加えると、こうしたガイドラインには、国または国の関係機関によって所有されているか、その統制下または指揮下にある採掘業者、加工業者および精製業者を含む。

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> 「OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」附属書Ⅱに定義される。

<sup>13 「</sup>OECD 多国籍企業行動指針」(OECD、2011 年)、「OECD ガバナンスが脆弱な地域における多国籍企業のリスク認識ツール」(OECD、2006 年)、「ビジネスと人権に関する指導原則:国連「保護、尊重および救済」フレームワーク実施のために(Guiding Principles on Business and Human Rights: Implementing the United Nations "Protect, Respect and Remedy" Framework)」2011 年 3 月 21 日 (A/HRC/17/31)。

## 図 2. 紛争地域および高リスク地域からの金のサプライチェーンにおけるリスク



## ステップ1:強固な企業管理システムの構築

**目的**:金のサプライチェーン内にある企業内の現行のデュー・ディリジェンスおよび管理システムが、効果的なデュー・ディリジェンスを行えるよう確実に構成されるようにすること。

#### セクション 1- 金のサプライチェーン内のあらゆる企業向けの総合的な勧告

- **A.** 紛争地域および高リスク地域からの可能性のある金のリスクを特定し管理するために、サプライチェーン指針を採用し、これにコミットする。これは、サプライチェーン内のすべての企業に当てはまるものであり、以下の内容を含む。
- 1. 紛争地域および高リスク地域からの金の責任あるサプライチェーンにとっての共通の原則ならびに基準を規定した指針の公約であり、これに照らし合わせて、企業は、自社および供給業者の活動と関係を評価する。この指針は、ガイダンスの附属書Ⅱのモデル・サプライチェーン指針に示された基準と調和したものでなくてはならない。
- 2. 明確で首尾一貫した管理工程により、適切なリスク管理を確実に行う。企業は、本補足書の中で特定される様々なレベルのために概説されるデュー・ディリジェンスのステップおよび 勧告に対しコミットしなくてはならない。
- **B.** 内部管理システムを構築し、サプライチェーンのデュー・ディリジェンスを支援する。サプライチェーン内の企業は、以下の内容を行う。
- 1. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス工程を監督するのに必要な能力、知識、および 経験を有する上級スタッフに、権限と責任を割り当てる。
- 2. これらの工程の実施および監視を支援するために必要な資源を確保する。
- 3. 企業の方針をはじめとした重要情報が、関係する従業員や供給業者に確実に行き渡る組織構造およびコミュニケーション工程を導入する。必要に応じて訓練も実施する必要があり、企業は、「業界プログラム」もしくは「制度化されたメカニズム」が開発した教育訓練プログラムの利用を検討してもよい。
- 4. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス工程実施に関する内部責任体制 (internal accountability) を確保する。

- C. 金のサプライチェーンに対する透明性、情報収集、および統制のためのシステムを構築する。
- 1. サプライチェーンのデュー・ディリジェンスの工程、結果、およびそこから導かれた決定に関し、内部文書と記録を作成する。これはデュー・ディリジェンスのステップ 1、ならびに紛争地域および高リスク地域からの金のサプライチェーンに対して行われる追加的なデュー・ディリジェンス(ステップ 2~5)を含む。
- 2. 金の流入・産出を遡って特定する目的および加工・流通過程管理システムを支援する目的、 またはこれらのいずれかの目的のために用いることができる内部の在庫および取引に関する 書類を保持する。(ステップ 3(B)を参照。) ここには以下の内容が含まれる:
  - a) 金および金を含有する素材の形、種類、および物理的詳細に関する情報。例えば、金鉱石、金の濃縮物、ドーレ、砂金、再生利用される金、金塊、宝飾品製造用の金およびそれを用いた宝飾品、電子部品、および金メッキ液、等々。(本補足書の「定義」の項を参照。)
  - b) 供給業者から提供された情報で、金および金を含有する素材の重量および分析結果に関するもの、ならびに流入・産出した金の重量および分析結果の判定に関するもの。
  - c) 金融活動タスクフォース (FATF) <sup>14</sup>による「40 の勧告」と整合した「取引先熟知」デュー・ディリジェンス情報を含む供給業者に関する詳細。
  - d) 流入・産出それぞれに対する固有の参照番号。
  - e) 流入・産出の日付。購入および販売の日付。
- 3. 正式な銀行が利用可能ならば、銀行経由で金に対する支払いや受領を行う。可能なら現金による購売は避け、また購入に際し現金払いを避けられなかった場合については、検証可能な書類をもって裏付けるようにする。
- 4. 金の取引に当たっては、法執行機関と十分に協力し、その際透明性を高く保つ。税関職員には、国境を越える出荷に関する情報および彼らが管轄する領域の情報への十分なアクセスを許可する。
- 5. 収集された上記の情報は5年以上維持する。コンピュータ上でデータベース化することが望ましい。
- D. 供給業者との関係を強化する。サプライチェーン内の企業は、供給業者が、附属書Ⅱと整合性の取れたサプライチェーン指針および本ガイダンス中のデュー・ディリジェンス工程にコミットするよう、影響力を働かせる必要がある。そのために企業が行うべきは以下の通りである:
- 1. 供給業者との間に、責任ある調達の関係を築くために、長期的な関係構築を目指す。

<sup>14</sup> 金融活動タスクフォース(FATF)「40 の勧告」(2003 年)を参照のこと。併せて、金融活動タスクフォース「貴金属および宝石の取引業者のための RBA(リスクに基づくアプローチ)ガイダンス(RBA Guidance for Dealers in Precious Metal and Stones)」(2008 年)参照のこと。

- 2. 供給業者に対し、紛争地域および高リスク地域からの金の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスに対する期待を伝達する。この期待とは、ガイダンスの附属書 II および本補足書と整合する内容である。特に、企業は、サプライチェーン中で特定されたリスクに関して、ガイダンスの附属書 II と調和したリスク管理戦略を供給業者が決定することを期待している旨を伝える。
- 3. 本ガイダンスに規定されたサプライチェーン指針を、適用と監視<sup>15</sup>が可能な供給業者との間で交わす商業契約書および合意書の両方またはいずれかの中に盛り込む。
- 4. 供給業者がそのパフォーマンスを向上させ、また企業のサプライチェーン指針に適合できるよう、その能力を支援および構築する方法を検討する。<sup>16</sup>
- 5. リスク管理にコミットする。リスク管理には、供給業者と共に測定可能な改善計画を立案することも含まれる。そしてリスク緩和を継続する際、適当な場合には、地方および中央政府、国際機関、市民社会の参加も仰ぐ。<sup>17</sup>
- **E.** 企業レベルおよび鉱山レベルの両方またはいずれかで、苦情処理メカニズムを構築する。サプライチェーンにおける位置づけに応じて、企業が行うべきことは以下の通り。
- 1. あらゆる利害関係者(影響を受ける人々や内部告発者)が、紛争地域および高リスク地域における金の採掘、取引、取扱い、および輸出をめぐる環境について懸念を申し立てることのできる早期警戒リスク認識メカニズムを作り上げる。企業は、自身の事実評価およびリスク評価に加え、この仕組みによりサプライチェーンにおける諸問題のリスクに関して警戒態勢をとることができる。
- 2. そうした仕組みを、企業自らの手で直接、または「業界プログラム」や「制度化されたメカニズム」のような他の企業や組織と協力した取り組みにより、もしくは外部の専門家または団体(オンブズマンなど)に依頼して設置する。

<sup>15</sup> 供給業者の監視ならびに違反の管理に関する情報は、ステップ 2~5 を参照。

<sup>16</sup> ステップ3「リスク緩和」参照。

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> ステップ **3**「リスク緩和」参照。

#### セクションⅡ-個別の勧告

#### A. 中規模・大規模採掘企業および零細・小規模採掘事業体向け

- 1. 産出した金(output)(例えば、ドーレのバー、砂金を納めた容器) それぞれに固有の参照番号を付与し、その番号を、改ざんもしくは除去すれば一目瞭然となるような形で、添付または刻印(押印)をするか、あるいは添付と刻印(押印)の両方を施す。
- 2. 金のための物理的な安全対策を講じる。例えば、出荷用に密閉した安全箱を用意し、輸送中の内容物の改ざんや取り出しが一目瞭然となるようにする。紛争地域および高リスク地域においては、このような安全対策が、適切で信頼のおける第三者(税関当局、独立の監査者、「業界プログラム」、もしくは「制度化されたメカニズム」)によって検証されることが望ましい。
- 3. 資源採掘産業透明性イニシアティブ (EITI)  $^{18}$ のもとで規定された原則および基準の実施を支援する。

# B. 「採掘された金」および「再生利用される金」を扱う、地元輸出業者、再生利用業者、および国際取引業者向け

- 1. すべての流入・産出、すなわち受け入れた金と生み出した金の、バー毎、インゴット毎、バッチ毎に固有の社内の参照番号を付与し、その番号を、改ざんもしくは除去すれば一目瞭然となるような形で、すべての産出した金(output)に添付または刻印(押印)するか、あるいは添付と刻印(押印)の両方を施す。
- 2. 他の上流の企業が用いている物理的安全保護の手法の実施を、連携して支援する。出荷した 荷品に改ざんを示す形跡が見られれば、直ちに報告し、権限を与えられた者によってのみ、 容器が開封され、中が開けられる。
- 3. 予めすべての荷品を確認し、金の種類(砂金、ドーレ、未処理の再生利用される金、溶解された再生利用される金、など)に関する供給業者からの情報に従っていることを検査する。金生産者および出荷者のいずれかまたは両方から出された重量および質に関する情報を検証し、そうした検証を業務上の記録として残す。荷品の当初の検査結果と、出荷者側からの情報の間に不一致が見られれば、内部の保安部門ならびに社内のデュー・ディリジェンス責任者に迅速に報告し、この不一致が解消されるまでは次の行動に移らない。
- 4. こうした不一致が残っている荷品はいずれも、物理的に他から引き離し、保護する。
- 5. 可能であれば、合法的な零細および小規模の金生産者もしくは彼らの代理人と直接取引する 方法を模索する。その目的は、彼らを欺いて搾取した者からの金を除外するためである。

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> EITI に関する情報は、http://eiti.org を参照のこと。また、企業による EITI 支援に関しての情報は、http://eiti.org/document/businessguide を参照。

#### C. 精製業者向け

- 1. すべての流入・産出、すなわち受け入れた金と生み出した金の、バー毎、インゴット毎、バッチ毎に固有の社内の参照番号を付与する。その番号は、流入・産出に関して収集された情報、ならびに「KYC(取引先熟知)」情報や金の原産地情報などデュー・ディリジェンスで得られた情報と対応しなくてはならない。
- 2. 他の上流の企業が用いている物理的安全保護の手法の実施を、連携して支援する。出荷した 荷品に改ざんを示す形跡が見られれば、直ちに報告し、権限を与えられた者によってのみ、 容器が開封され、中が開けられる。
- 3. 予めすべての荷品を確認し、金の種類(砂金、ドーレ、未処理の再生利用される金、溶解された再生利用される金など)に関する供給業者からの情報に従っていることを検査する。金生産者および出荷者のいずれかまたは両方から出された重量および質に関する情報を検証し、そうした検証を業務上の記録として残す。
- 4. 荷品の当初の検査結果と、出荷者からの情報の間に不一致が見られれば、精製業者の保安部門ならびに社内のデュー・ディリジェンス責任者に迅速に報告し、この不一致が解消されるまでは次の行動に移らない。
- 5. こうした不一致が残っている荷品はいずれも、物理的に他から引き離し、保護する。
- 6. すべての産出した金(gold outputs)に、(金の製品に直接刻印(押印)したり、梱包している素材に添付し、その改ざんや取り外しがあれば一目瞭然となるようにしたりして)以下の情報をすべて結びつけ、記録する。
  - a) 精製業者の名称および印章/ロゴのいずれかまたは両方
  - b) 精製の年/生産の年
  - c) それぞれの産出した金(output) に割り振られた固有の参照番号(認識番号、電子識別、 またはその他の手段による)

#### D. ブリオン銀行向け

- 1. ブリオン銀行が保有するすべての金の在庫リストを作成する。その中には、個々の金を何時、 誰から受領したかについての情報を含む。19ここには、新規定適用免除品の記録も含まれる。
- 2. 可能であれば、独立した第三者からデュー・ディリジェンス行為が本ガイダンスに合致していると検証を受けた精製業者を求める顧客の要望に応じて、金を供給する。
- 3. 金に刻印された情報ならびに下流の企業が実際に金を受領した際の取引番号を記録として保持する。
- 4. 要望があれば、金に刻印された情報ならびに実際に金を受領した際の取引番号を、その金を 受領した当の下流の企業に開示する。

<sup>19</sup> 在庫リストに通常含まれる全情報を挙げると、バッチネーム、受領日、金属、種類(大型の金のバーなど)、認識番号、受渡適合品/受渡非適合品、パレットの総数、アイテムの総数、重量、パレット、バー、精製業者、総重量、鉱物分析結果、となる。

- E. すべての下流の企業向け(下流の金ユーザー、下流の金素材ユーザー、および金を含有する 製品の製造企業など)
- 1. 供給業者に対し、金を含む素材や製品向けに精製を行っている上流の精製業者の身元情報の 提供を依頼する。方法としては、直接の調達、または精製された金製品上に刻印されたマー クによって、もしくは他の下流の製品供給業者またはブリオン銀行が提供する情報から、な どがある。
- 2. 金の精製業者が特定されれば、精製業者が本ガイダンスに従ってデュー・ディリジェンスを 実施しているかについて検証を要請する。可能であれば、本ガイダンスの基準や工程を自身 の監査プロトコルに取り込んでいる「業界プログラム」または「制度化されたメカニズム」 に、評価を受けている監査に照会してもらうよう求める。
- 3. 金含有素材および含有製品用に金の精製を行っている上流の精製業者の身元情報を、下流の 顧客に伝える。

## ステップ2:サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価

**目的**:紛争地域および高リスク地域からの金の採掘、混載、輸送、取引、および輸出を巡る環境におけるリスクを特定し、評価すること。

金のサプライチェーン内の企業は、ステップ 1 のもとで導入された強力な管理システムを用いて、 自らが製造または購入する金が、紛争もしくは深刻な人権侵害の一因となっている可能性がある というリスクを特定し、評価する必要がある。

あらゆる企業は、本章の勧告を実行するにあたって、協力しあって共同の取り組みを進めることができる。しかし、各企業は自らのデュー・ディリジェンスに関する責任は個別に持ち続けることになるため、共同作業を行う場合であっても常に、個々の企業に特有の状況を適切に考慮しなくてはならない。

セクション I - 中規模および大規模の金採掘企業ならびに零細および小規模の採掘事業体 (「金生産者」) のためのリスク評価

- A. 金生産者が紛争地域または高リスク地域において金の採掘もしくは輸送を行っているかどう か判定する(「危険信号の操業」)。そのためには、信頼できる情報源<sup>20</sup>からの証拠を基に、金 の原産地および輸送地の事情をそれぞれ検証する。そして本補足書の概要で紹介した紛争地 域および高リスク地域の定義に基づき、誠実な努力を行った結果として妥当な判断を下す。
- 1. ステップ 1 で収集された情報を基に、金の生産者が紛争地域または高リスク地域において採掘や輸送に従事していないとの判断が出来るなら、追加的なデュー・ディリジェンスは必要とされない。ステップ 1 で設置された管理システムは維持され、定期的な見直しを受けるべきである。
- 2. 金の生産者が紛争地域または高リスク地域において採掘や輸送に従事していると判断される場合は、ステップ 2(B)へと進む。

78

<sup>20</sup> 政府、国際機関、非政府団体 (NGO)、およびメディアからの調査報告、地図、国連の報告書および国連安保理制裁、鉱物の採掘およびそれが鉱物の潜在的原産国における紛争や人権または環境破壊に及ぼす影響について書かれた業界の文献、またはその他の公的な声明文 (倫理年金基金からのものなど)、を検討する。また企業は、多様な利害関係者による取組み (OECD が推進する本ガイダンス実施の実施に関連した作業を含む)を通じて開発された紛争地域および高リスク地域の基準や指標も参照すべきである。

- **B.** 金生産者が紛争地域または高リスク地域からの可能性がある金(零細および小規模採掘による金など)をいくらかでも購入しているかどうかについても判定する。そのためには、以下の手順に従う。
- 1. 金の生産者が他の供給元から「採掘された金」の購入を行う場合、鉱山および鉱山製錬所を すべて特定する。この金には「ASMによる金」が含まれることがある。
- 2. ステップ 1 で得られた供給業者に関する「取引先熟知」情報を検討し、直接入手した証拠や信頼できる情報源を頼りにして、「採掘された金」の他の供給元の原産地および輸送に関する追加情報を獲得する。
- 3. 誠実な努力を行い、「採掘された金」の他の供給元のサプライチェーンに、次に挙げる「危険信号」のいずれかが存在するかどうか特定する。

### 金の原産地および経由地に関連した危険信号:

- © 金が、紛争地域または高リスク地域を原産地とするか、またはこれら地域を輸送の際に経由 している。
- ② 金が、既知埋蔵量が限られ、期待資源または予想生産水準が限られている国を原産地として 申告されている。(つまり、ある国から出荷されたとして申告された金の量が、同国の既知埋 蔵量や予想生産量の水準と調和しない場合。)
- © 金が、紛争地域および高リスク地域からの金が輸送中に通過することが知られている、また は通過することが疑われている国を原産地として申告されている。
- 日 金が、再生利用される金/金のスクラップまたは複数の起源の金の混合であり、また紛争地域および高リスク地域からの金が輸送中に通過することが知られている国、または通過することが疑われている国にて精製されたと、申告されている。

これらの場所に基づく危険信号を考える場合、資金洗浄防止法、汚職防止法、税関審査、および その他関連する政府による取締り法の実施が弱い場合には、リスクが増大する。そこでは非公式 な銀行システムが稼働し、現金が広範に用いられる。

#### 供給業者に関する危険信号:

- □ 供給業者もしくはその他既知の上流の企業が、前述の危険信号の原産地や経由地のいずれかにおいて操業しているか、もしくはそこからの金の供給業者の株式を保有しているか、またはその他の利害関係を有する。
- 日 供給業者もしくはその他既知の上流の企業が、過去 12 ヵ月間に前述の危険信号の原産地や経 由地から金を調達したことが知られている。

#### 状況に関する危険信号:

- © 金が、金の採掘、輸送または取引に関連した紛争または深刻な人権侵害の一因となっている 可能性があるとの合理的な疑惑を呼び起こすステップ 1 で収集された情報を通じて、異常ま たは異例な状況が特定される。
  - a) 「**危険信号」が認識されない**:もし金の生産者がそのサプライチェーンにおいては「危険信号」が発せられないとの合理的な判断が出来る場合は、そのサプライチェーンに関して追加的なデュー・ディリジェンスは求められない。ステップ 1 で設置された管理システムは維持され、定期的な見直しを受けるべきである。
  - b) 「危険信号」が認識される、または情報が不明:そのサプライチェーンにおいて「危険信号」を認識する金の生産者、もしくは金のサプライチェーンから一つ以上の「危険信号」を合理的に排除できない金の生産者は、以下のステップ 2(C)へ進む。
- **C.** 金の生産者の進行中および計画中の「危険信号」の操業および金のその他の供給元を取り巻く実際の状況を明確に描く。
- 1. 「危険信号」が発せられている場所に関する事情について詳細な検討を、そして「危険信号」 が発せられている供給業者についてデュー・ディリジェンスを、それぞれ行う。
  - a) 政府、国際機関、非政府団体 (NGO)、およびメディアからの調査報告、地図、国連の報告書および国連安保理制裁、鉱物の採鉱およびそれが潜在的原産国の紛争や人権または環境破壊におよぼす影響について書かれた業界の文献、またはその他の公的な声明文(倫理年金基金からのものなど)、を検討する。
  - b) 地方政府および中央政府、地元の市民社会組織、市民社会ネットワーク、国連平和維持 部隊、および地元の供給業者らと共に協議する。協力企業からの個別の質問や明確化要 求に応じる。
  - c) (机上の調査、金の供給業者の現場訪問、リスクに比例した購入記録の無作為サンプル 検証、さらに該当する場合は、資金洗浄防止およびテロ資金対策 (AML-CFT) の手順お よび支持の検討および評価などにより) 上流の供給業者が、本ガイダンスの内容に従っ た指針および管理システムを有しているか、またそうした指針および管理システムが機 能しているか判定する。
- 2. 現場評価チームを設置する。「危険信号」の操業を行っている金の生産者ならびに「採掘した金」の他の供給元は、現場評価チーム(以後、「評価チーム」)を設置し、金の採掘、取引、取扱い、精製、および輸出を取り巻く状況について情報(後述)を収集し維持してゆく必要がある。金の生産者は確実に必要な情報を集めることに関し、個々に責任を有する。但し、こうした情報収集・維持を進めるにあたっては、自身の顧客やサプライチェーンの上流にあってこうした地域で調達や操業を行う他企業と共同でチームを形成して行うことや、「業界プ

ログラム」または「制度化されたメカニズム」を通じて行うことを希望する場合もある。「共同」チームの形成が不可能な場合、もしくは共同作業を好まない場合、企業は現場評価チームを単独で運営する必要がある。こうした現場評価チームを設置するにあたって、企業およびその他利害関係者らが行うべきことを次に挙げる。

- a) 他企業との共同による現場評価に貢献する場合、次の点を考慮する。貢献する企業の規模ならびにデュー・ディリジェンスを行うにあたって利用可能な資源。現場情報を評価する個々の企業の能力およびサプライチェーン内における企業の位置付け。すべての流入した金について企業から提供されたデータをクロスチェックすることによって示される企業のデュー・ディリジェンスの信頼性。<sup>21</sup>
- b) 評価者が確かに評価対象の活動には関係しておらず、利益相反が無いようにする。<sup>22</sup>企業の評価実施者は、誠実かつ正確に報告を行い、最高水準の職業倫理基準を守ること、および「職業人として然るべき注意」を払うことを誓わなくてはならない。<sup>23</sup>
- c) 適切な能力水準を確保する。そのために、次に挙げる内の出来るだけ多くの領域の知識や技能を持ち合わせている専門家を採用する。評価を受ける運営の背景(例:言語能力、文化的感覚)。紛争に関連するリスクの内容(例:附属書 II で示した基準、人権、人道法、汚職、金融犯罪、紛争および紛争に関係する融資、透明性)。金のサプライチェーンの特質と形式、および本ガイダンス中の基準ならびに工程。
- d) 評価チームに、自社の管理下または影響下にある鉱山、中間業者、混載業者 (consolidators)」、および輸出業者へのアクセスを認める。具体的には以下の通りである。
  - i) 現場への立ち入り。荷品積み替えやラベル張り替えが行われる可能性がある場合に は、他国の現場も含む。
  - ii) 帳簿、記録、あるいは調達行為、税金、手数料、および採掘権料に関するその他の 証拠、ならびに輸出書類へのアクセス。
  - iii) 現地での物流支援・補助。
  - iv) チームと情報提供者の安全確保。
- e) 評価チームに情報を提供するために、必要に応じて、地域社会監視ネットワークおよび 多様な利害関係者による情報ユニットのいずれかまたは両方を設置するか、もしくはそ の創設を支援する。また、鉱山、武装集団、取引ルート、道路閉鎖、および飛行場の位 置を示す対話型地図を(出来れば追加または新規に製作し)検討する。

<sup>21</sup> 例えば、金の大規模採掘現場については、関連する現場情報の収集に最適な場所は鉱山現場である可能性がある。その一方、他の上流の企業は、情報が確実に本ガイダンスに従って収集・維持されるように取り計らい、また金の生産者および精製業者の間における状況に関して、追加情報を集める必要がある。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> ISO 19011 (2002年)、第4項参照。

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> ISO 19011 (2002年)、第4項参照。

- 3. **LSM** による金(中規模および大規模採掘企業により「危険信号」による操業で採掘されたものか、または他の供給元から購入された LSM による金かを問わず) について、そのリスクを判定するために、金の採掘、加工、取引、取扱い、輸送、および輸出(該当する場合)を取り巻く現実の状況に関し、証拠を入手する。そうした証拠には以下のものが含まれる。
  - a) すべての産出した金(output)について、その鉱山の名前および場所。
  - b) 金が加工(例:混載、混合、粉砕、圧延、そしてドーレや砂金などへの精錬) される場所。
  - c) 金の加工および輸送の方法。
  - **d)** どのようにして輸送されるか、および安全性への懸念に十分配慮して信頼性を確保する ために行われている工程。
  - e) 輸送ルートの位置、金の取引が行われる地点、輸出入の際に国境を越える地点(該当する場合)。<sup>24</sup>
  - f) 鉱山の現在の産出量および生産能力、ならびに生産能力と生産実績の記録との比較分析、 食い違いの記録。
  - g) 鉱山製錬所の現在の生産量および生産能力、ならびに生産能力と生産実績の記録との比較分析、食い違いの記録。
  - h) 金を取り扱うサービスを提供する第三者(物流、加工、および輸送企業)または鉱山現場や輸送ルート沿いで治安の維持にあたる第三者に関する身元情報および「取引先熟知」情報。身元に関しては以下の指標を含める必要がある。但し、それぞれをどの程度運用するかは、リスクへの配慮に応じて決まる。
    - i) 企業の所有(受益所有権を含む) および企業構造。役員および取締役の氏名。
    - ii) 関連する事業、子会社、親会社、関係企業の情報。
    - iii) 信頼が高く、独立した情報源の文書、データ、または情報を用いた企業の身元の検 証結果(事業登録、引用、設立証明書、など)。
    - iv) 政府の監視対象情報(国連制裁リスト、OFAC(米国財務省外国資産管理局)の特定国籍業者(SDN)リスト(Specially Designated Nationals List)、ワールド・チェック検索(World-Check search)、など)を確認。
    - v) 企業と、政府、政党、軍部、犯罪ネットワーク、もしくは非政府武装集団または公 的もしくは民間の保安隊との関係の特定。
  - i) 操業免許証、例えば採掘、輸出。

j) 金の採掘、取引、輸送、および輸出に関連して政府へ支払われた税金、手数料、採掘権料等すべて。

<sup>24</sup> 輸送業者が安全上の懸念からこの情報の開示に難色を示した場合、上流の企業はこれら輸送業者に対し、確実に本ガイダンスに従って輸送ルートのリスク評価を行わせるべきであり、また輸送業者からそうした輸送ルートのリスク評価結果(特定されたリスクやそれに対して取られた措置など)について詳細な報告を求めるべきである。上流の企業はそうしたリスクについてステップ5で概説される形で報告すべきである。上流の企業が輸送業者を使わない場合や自社で輸送ルートの情報が取れる場合には、自らリスク評価を行い、ステップ5で示されるように報告する。

- k) 金の採掘、取引、輸送、および輸出に関連する政府機関や役所へのすべての支払いまた は補償。
- リ サプライチェーンにおいて採鉱以降のあらゆるポイントにおける、公的もしくは民間の 保安隊またはその他武装集団に対する、該当する法律が禁じていない支払い。
- *m)* 鉱山現場、輸送ルート、および金が取扱われたか加工されたすべてのポイントで提供された治安サービス。
- n) 安全要員の訓練およびその訓練内容の「安全と人権に関する自主的原則」に対する適合性。
- o) 「安全と人権に関する自主的原則」に従って行う、すべての安全要員の審査ならびに危険度評価。
- p) 鉱山現場、輸送ルート、および金の取引地点ならびに輸出地点の武装化状況。
- q) 鉱山、輸送ルート、および金が取引または加工される地点における、何者かによる深刻な人権侵害(拷問、残虐かつ非人間的で品位を傷つける扱い、強制または義務労働、最悪の形態の児童労働、著しい人権侵害、戦争犯罪もしくはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺)を示す証拠。
- r) 非政府武装集団もしくは公的または民間の保安隊に対する直接的または間接的な支援に 関する情報(定義の項を参照)。
- s) 適当な場合には、零細および小規模業者が金の生産者の権利のもとで操業している鉱山 現場の数と名称。作業員の推定人数。また彼らが「合法的な零細および小規模採掘事業」 (「定義」の項を参照) に関与していると見なされるか否かの評価。
- t) 適当な場合には、中大規模の採掘業者と零細・小規模業者の間の関係における対立また は緊迫状態の事例。
- u) 適当な場合には、「ASMによる金」、もしくは他の供給源からの金が、知らぬ間に金の生産者の加工事業(鉱山の精錬所など)に紛れ込んでいるという事例・報告・疑惑、および金の生産者によって採掘されたものと詐称しているとの事例・報告・疑惑のいずれかまたは両方。

- 4. ASM による金 (零細および小規模採掘事業体により「危険信号」による操業で採掘された金か、または中規模および大規模採掘事業者が購入した金かを問わず) について、そのリスクを判定するために、金の採掘、加工、取引、取扱い、輸送、および輸出(該当する場合)を取り巻く現実の状況に関し、証拠を入手する。企業は以下の情報を徐々に収集するための措置を取るが、これを補完するために、本補足書のステップ 3(C)および附属を参照し、零細および小規模採掘業者による堅実で透明性が高く、検証可能なサプライチェーン構築を支援する。
  - a) その他すべての供給源からの「採掘された金」を扱う供給業者を、信頼が高く、独立した情報源の文書、データ、または情報を用いて特定する。情報としては、それら供給業者の政府、政治軍部との関係についての情報、特に非政府武装集団や公的または民間の保安隊との関係を報じた事例、さらにはそうした供給業者が調達活動を行う地域に関する情報など。
  - b) 原産の鉱山、輸送ルート、および金の取引が行われる地点。
  - c) 零細採掘チームまたは団体、およびまた彼らが「合法的な零細および小規模採掘事業」 (「定義」の項を参照) に関与していると見なされるか否かの評価。
  - d) 金の加工および輸送の方法。
  - e) 政府機関および役人に支払われた税金、採掘権料、および手数料。
  - f) 金を取り扱うサービスを提供する第三者(物流、加工、および輸送企業)または鉱山現場や輸送ルート沿いで治安の維持にあたる第三者に関する身元情報および「取引先熟知」情報。身元に関しては以下の指標を含める必要がある。但し、それぞれをどの程度運用するかは、リスクへの配慮に応じて決まる。
    - i) 企業の所有(受益所有権を含む)および企業構造。役員および取締役の氏名。
    - ii) 関連する事業、子会社、親会社、関係企業の情報。
    - iii) 信頼が高く、独立した情報源の文書、データ、または情報を用いた企業の身元の検 証結果(事業登録、引用、設立証明書、など)。
    - iv) 政府の監視対象情報(国連制裁リスト、OFAC(米国財務省外国資産管理局)の特定国籍業者(SDN)リスト(Specially Designated Nationals List)、ワールド・チェック検索(World-Check search)、など)を確認。
    - v) 企業と、政府、政党、軍部、犯罪ネットワーク、もしくは非政府武装集団または公 的もしくは民間の保安隊との関係の特定。
  - q) 鉱山現場、輸送ルート、および金の取引地点ならびに輸出地点の武装化状況。
  - h) 鉱山、輸送ルート、および金が取引または加工される地点における、何者かによる深刻な人権侵害(拷問、残虐かつ非人間的で品位を傷つける扱い、強制または義務労働、最悪の形態の児童労働、著しい人権侵害、戦争犯罪もしくはその他の深刻な国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺)を示す証拠。25

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> 「OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」(2011 年) 附属書 II の第一段落参照。

- i) 非政府武装集団もしくは公的または民間の保安隊に対する直接的または間接的な支援に 関する情報(定義の項を参照)。
- i) 中大規模の採掘業者と零細・小規模業者の間の関係における対立または緊迫状態の事例。
- k) 他の供給元からの金が、知らぬ間に金のサプライチェーンに紛れ込んでいる事例、報告、 疑惑、および不正表示を行っている事例、報告、疑惑、のいずれかまたは両方。
- **D.** サプライチェーンにおけるリスクを評価する。企業の「危険信号」サプライチェーンを取り 巻く実際の状況を明確にすることにより収集、学習した情報を評価する。企業は、入手した 情報と下記との間に何らかの合理的な相違が生じていれば、それを「リスク」と考える必要 がある。
- 1. 本ガイダンスの附属書 || と調和した企業のサプライチェーン指針26
- 2. 本ガイダンス中のデュー・ディリジェンスの基準および工程、および本ガイダンスのステップ **1** を通じて得られた情報
- 3. 企業が本籍を置く国もしくは(該当する場合は)企業が株式を公開している国の法律。金の原産国である可能性が高い国の法律。金が経由する国や、再輸出される国の法律。
- 4. 企業の操業や取引関係を支配する法的文書。例えば、融資契約書、受委託契約書、供給契約書。
- 5. その他関連する国際的な文書類。例えば、OECD「多国籍企業行動指針」、国際人権法および 人道法。資金洗浄防止に関する国際的な勧告およびガイダンス。

.

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> 上記ステップ 1(A)および附属書Ⅱ参照。

セクション II - 採掘された金および再生利用される金を扱う地元輸出業者、再生利用業者、国際 取引業者、精製業者のためのリスク評価

- A. 金の原産を判定する。サプライチェーンにおけるリスク評価は、金の供給源から始まる。原産地が異なれば、リスクも異なり、リスク評価も異なった種類のものが求められる(本補足書冒頭の「図1-紛争地域および高リスク地域からの金のサプライチェーンにおけるリスク」参照)。金の原産地の判定はすべて、ステップ1で得られた証拠ならびに直接入手した証拠(供給業者との協力関係を通じて得たもの、および机上の調査から得たもの)、そして信頼できる情報源に依存した企業の合理的で誠実な努力に基づくものである必要がある。27地元の金輸出業者、国際的な金取引業者、および精製業者は、金の原産地について合理的な判定を行うために、リスクに見合った措置を取りつつ、供給業者の説明や主張を評価・検証する必要がある。
- 1. 「採掘された金」の原産は鉱山であり、零細および小規模鉱山か、中規模および大規模鉱山 かを問わない。
  - a) この場合の例外は、「鉱業副産物」であり、これは銅のように本ガイダンスの対象外となる鉱物の採掘から得られた金などである。<sup>28</sup>この「鉱業副産物」の原産は、微量の金が元々の鉱石から最初に分離された地点と見なされるべきである(例えば、精製所)。精製業者のデュー・ディリジェンスは、新たに採掘された金の原産を隠匿するための「鉱業副産物」を利用した詐称が行われないように確保すべきである。
- 2. 「再生利用される金」の原産は、それが再生利用される時点である。(言い換えれば、その金属としての価値を回復するために金産業への返還を目的として収集された時であり)例えば、金の再生利用業者/精製業者に売り戻された時である。新たに採掘された金の原産を隠匿する目的の詐称を排除するために、金が再生利用された地点は精製業者のデュー・ディリジェンスの検討対象とされるべきである。
- 3. 新規則適用免除品については、2012年1月1日以前に現在の形で作られたことが「検証可能な日付」によって示される場合は、原産地の判定が求められない。「供給業者の危険信号」が存在する場合(下記参照)のみ、供給業者を対象とした追加的なデュー・ディリジェンスを促すことになる。これは、この「新規制適用免除品」の取引や売買が国連制裁決議に違反し

<sup>27</sup> 政府、国際機関、非政府団体、およびメディアによる調査報告書、地図、国連の報告書、および国連安保理制裁、鉱物の採掘およびそれが鉱物の潜在的原産国における紛争や人権または環境破壊におよぼす影響について書かれた業界の文献、またはその他の公的な声明文(例:倫理的年金基金(ethical pension funds)からのもの)、などを検討する。企業はさらに、多様な利害関係者による取組みで開発された紛争地域および高リスク地域に関する基準や指標を参照すべきである。

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> 例えば、硫化銅鉱石中の微量の金は、銅が純度 99.99%の電気銅 (陰極銅) にまで完全に精製されないと、 分離独立した金としての生産には至らない。その時点で、微量の金は残留電解スライム中で濃縮され、 恐らく 2%程度となる。そうした電解スライムは、含有する金を求める精製業者へと取引される。

ないことや、紛争地域および高リスク地域で採掘される金の販売に起因または関連する資金 洗浄を可能にしないことを確実にするためである。

**B.** 金のサプライチェーンにおける「危険信号」を特定する。「金の原産地」に関する情報ならびにステップ 1 で得られた情報(供給業者に関するあらゆる「取引先熟知(KYC)」情報を含む)を基に、企業は次に挙げる「危険信号」が、採掘された金、再生利用される金、および既存の金のストックがサプライチェーンに存在するか否か特定する。

## 金の原産地および経由地に関連した危険信号:

- © 金が、紛争地域または高リスク地域を原産地とするか、またはこれら地域を輸送の際に経由 している。
- ② 金が、既知埋蔵量が限られ、期待資源または予想生産水準が限られている国を原産地として 申告されている。(つまり、ある国から出荷されたとして申告された金の量が、同国の既知埋 蔵量や予想生産量の水準と調和しない場合。)
- © 金が、紛争地域および高リスク地域からの金が輸送中に通過することが知られている、また は通過することが疑われている国を原産地として申告されている。
- □ 金が、再生利用される金/金のスクラップまたは複数の起源の金の混合であり、また紛争地域および高リスク地域からの金が輸送中に通過することが知られている国、または通過することが疑われている国にて精製されたと、申告されている。

これらの土地に基づく危険信号を考える場合、資金洗浄防止法、汚職防止法、税関審査、および その他関連する政府による取締り法の実施が弱い場合には、リスクが増大する。そこでは非公式 な銀行システムが稼働し、現金が広範に用いられる。

#### 供給業者に関する危険信号:

- □ 供給業者もしくはその他既知の上流の企業が、前述の危険信号の原産地や経由地のいずれかにおいて操業しているか、もしくはそこからの金の供給業者の株式を保有しているか、またはその他の利害関係を有する。
- 四 供給業者もしくはその他既知の上流の企業が、過去 **12** ヵ月間に前述の危険信号の原産地や経由地から金を調達したことが知られている。

## 状況に関する危険信号:

- ② 金が、金の採掘、輸送または取引に関連した紛争または深刻な人権侵害の一因となっている 可能性があるとの合理的な疑惑を呼び起こすステップ 1 で収集された情報を通じて、異常ま たは異例な状況が特定される。
  - a) 「危険信号」が認識されない:もし金の生産者がそのサプライチェーンにおいては「危険信号」が発せられないとの合理的な判断が出来る場合は、そのサプライチェーンに関して追加的なデュー・ディリジェンスは求められない。ステップ 1 で設置された管理システムは維持され、定期的な見直しを受けるべきである。
  - b) 「危険信号」が認識される、または情報が不明:そのサプライチェーンにおいて「危険信号」を認識する金の生産者、もしくは金のサプライチェーンから一つ以上の「危険信号」を合理的に排除できない金の生産者は、以下のステップ 2(C)へ進む。

- **C.** 企業の進行中および計画中の「危険信号」のサプライチェーンを取り巻く実際の状況を明確に描く。
- 1. 「危険信号」が発せられている場所に関する事情について詳細な検討を、そして「危険信号」 が発せられている供給業者についてデュー・ディリジェンスを、それぞれ行う。
  - a) 政府、国際機関、非政府団体(NGO)、およびメディアからの調査報告、地図、国連の報告書および国連安保理制裁、金の採掘及びそれが潜在的な原産国における紛争や人権または環境破壊におよぼす影響について書かれた業界の文献、またはその他の公的な声明文(例:倫理年金基金からのものなど)、を検討する。
  - b) 地方政府および中央政府、地元の市民社会組織、市民社会ネットワーク、国連平和維持 部隊、および地元の供給業者らと共に協議する。協力企業からの個別の質問や明確化要 求に応じる。
  - c) (机上の調査、金の供給業者の現場訪問、リスクに比例した購入記録の無作為サンプル 検証、さらに該当する場合は、資金洗浄防止およびテロ資金対策(AMLCFT)の手順お よび支持の検討および評価などにより)上流の供給業者が、本ガイダンスの内容に従っ た指針および管理システムを有しているか、またそうした指針および管理システムが機 能しているか判定する。
- 2. 採掘された金について、現場評価チームを設置する。地元の金の輸出業者、金の国際取引業者、もしくは「危険信号」が発せられていることが明らかになっている精製業者は、どの状況にあっても、企業の「危険信号」のサプライチェーンを取り巻く実際の状況に関する情報が確実に収集されることについて個々に責任を有している。地元の金の輸出業者、金の国際取引業者、もしくは「危険信号」が発せられていることが明らかになっている精製業者は、現場評価チームを設置し、供給業者に関する情報、(そして関連があれば)鉱物の採掘、取引、取扱い、精製、および輸出に関する情報の生成と維持を行うべきである。上流の企業は、この評価チームを、そうした地域で調達または操業を行っている他の上流の企業との共同で設置することもあれば、業界の取り組みや、多様な利害関係者により機構を通じて設置できる。「共同」チームの形成が不可能な場合、もしくは共同作業を好まない場合、企業は現場評価チームを単独で運営する必要がある。こうした現場評価チームを設置するにあたって、企業およびその他利害関係者らが行うべきことを次に挙げる。
  - a) 他企業との共同による現場評価に貢献する場合、次の点を考慮する。貢献する企業の規模ならびにデュー・ディリジェンスを行うにあたって利用可能な資源。現場情報を評価する個々の企業の能力およびサプライチェーン内における企業の位置付け。他の上流の企業(金の生産者を含む)によって過去に設置された現場評価チームの質。すべての流

- 入した金について企業から提供されたデータをクロスチェックすることによって示される企業のデュー・ディリジェンスの信頼性。<sup>29</sup>
- b) 評価者が確かに評価対象の活動には関係しておらず、利益相反が無いようにする。<sup>30</sup>企業の評価実施者は、誠実かつ正確に報告を行い、最高水準の職業倫理基準を守ること、および「職業人として然るべき注意」を払うことを誓わなくてはならない。<sup>31</sup>
- c) 適切な能力水準を確保する。そのために、次に挙げる内の出来るだけ多くの領域の知識や技能を持ち合わせている専門家を採用する。評価を受ける運営の背景(例:言語能力、文化的感覚)。紛争に関連するリスクの内容(例:附属書 II で示した基準、人権、人道法、汚職、金融犯罪、紛争および紛争に関係する融資、透明性)。金のサプライチェーンの特質と形式、および本ガイダンス中の基準ならびに工程。
- d) 評価チームに、自社の管理下または影響下にある鉱山、中間業者、混載業者 (consolidators)」、および輸出業者へのアクセスを認める。具体的には以下の通りである。
  - i) 現場への立ち入り。荷品積み替えやラベル張り替えが行われる可能性がある場合に は、他国の現場も含む。
  - ii) 帳簿、記録、あるいは調達行為、税金、手数料、および採掘権料に関するその他の 証拠、ならびに輸出書類へのアクセス。
  - iii) 現地での物流支援・補助。
  - iv) チームと情報提供者の安全確保。
- e) 評価チームに情報を提供するために、必要に応じて、地域社会監視ネットワークおよび 多様な利害関係者による情報ユニットのいずれかまたは両方を設置するか、もしくはそ の創設を支援する。また、鉱山、武装集団、取引ルート、道路閉鎖、および飛行場の位 置を示す対話型地図を(出来れば追加または新規に製作し)検討する。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 例えば、金の大規模採掘現場については、関連する現場情報の収集に最適な場所は鉱山現場である可能性がある。その一方、他の上流の企業は、情報が確実に本ガイダンスに従って収集・維持されるように取り計らい、また金の生産者および精製業者の間における状況に関して、追加情報を集める必要がある。

<sup>30</sup> ISO 19011 (2002年)、第4項参照。

<sup>31</sup> ISO 19011 (2002年)、第4項参照。

- 3. 採掘された金について、それがLSMによる金か、ASMによる金かを判定する。
  - a) 「LSM による金」については、(サプライチェーンにおける企業の位置付けに当てはまる場合) 中規模および大規模の金の生産者と協力し、金の採掘、取引、取扱い、および輸出を取り巻く実際の状況に関する証拠を入手する。証拠としては以下のようなものが挙げられる。
    - i) すべての産出した金(output)について、その鉱山の名前および場所。
    - ii) 金が加工(例:混載、混合、粉砕、圧延、そしてドーレや砂金などへの精錬) される場所。
    - iii) 金の加工および輸送の方法。
    - iv) 輸送ルートの位置、金の取引が行われる地点、輸出入の際に国境を越える地点(該当する場合)。<sup>32</sup>
    - v) 鉱山の現在の産出量および生産能力、ならびに生産能力と生産実績の記録との比較 分析、食い違いの記録。
    - vi) 鉱山製錬所の現在の生産量および生産能力、ならびに可能なら生産能力と生産実績 の記録との比較分析、食い違いの記録。
    - vii)金の生産者、中間業者、金の取引業者、輸出業者および再輸出業者など(但し、これらに限定されない)、上流のサプライチェーンの全関係企業に関する身元情報および「顧客熟知」情報。そして、金を取り扱うサービスを提供する第三者(物流、加工、および輸送企業)または鉱山現場や輸送ルート沿いで治安の維持にあたる第三者に関する身元情報および「取引先熟知」情報。身元に関しては以下の指標を含める必要がある。但し、それぞれをどの程度運用するかは、リスクへの配慮に応じて決まる。
      - 1. 企業の所有(受益所有権を含む)および企業構造。役員および取締役の氏名。
      - 2. 関連する事業、子会社、親会社、関係企業の情報。
      - 3. 信頼が高く、独立した情報源の文書、データ、または情報を用いた企業の身元 の検証結果(事業登録、引用、設立証明書、など)。
      - 4. 政府の監視対象情報(国連制裁リスト、OFAC(米国財務省外国資産管理局) の特定国籍業者(SDN)リスト(Specially Designated Nationals List)、ワール ド・チェック検索(World-Check search)、など)を確認。
      - 5. 企業と、政府、政党、軍部、犯罪ネットワーク、もしくは非政府武装集団また は公的もしくは民間の保安隊との関係の特定。

<sup>32</sup> 輸送業者が安全上の懸念からこの情報の開示に難色を示した場合、上流の企業はこれら輸送業者に対し、確実に本ガイダンスに従って輸送ルートのリスク評価を行わせるべきであり、また輸送業者からそうした輸送ルートのリスク評価結果(特定されたリスクやそれに対して取られた措置など)について詳細な報告を求めるべきである。上流の企業はそうしたリスクについてステップ5で概説される形で報告すべきである。上流の企業が輸送業者を使わない場合や自社で輸送ルートの情報が取れる場合には、自らリスク評価を行い、ステップ5で示されるように報告する。

- viii) 操業免許証、例えば採掘、輸出。
- ix) 金の採掘、取引、輸送、および輸出に関連して政府へ支払われた税金、手数料、採掘権料等すべて。
- x) 金の採掘、取引、輸送、および輸出に関連する政府機関や役所へのすべての支払い または補償。
- xi) サプライチェーンにおいて採鉱以降のあらゆるポイントにおける、公的もしくは民間の保安隊またはその他武装集団に対する、該当する法律が禁じていない支払い。
- xii) 鉱山現場、輸送ルート、および金が取扱いを受けたか加工されたすべてのポイント で提供された治安サービス。
- xiii) 安全要員の訓練およびその訓練内容の「安全と人権に関する自主的原則」に対する 適合性。
- xiv) 「安全と人権に関する自主的原則」に従って行う、すべての安全要員の審査ならび に危険度評価。
- xv) 鉱山現場、輸送ルート、および金の取引地点ならびに輸出地点の武装化状況。
- xvi) 鉱山、輸送ルート、および金が取引または加工される地点における、何者かによる 深刻な人権侵害(拷問、残虐かつ非人間的で品位を傷つける扱い、強制または義務 労働、最悪の形態の児童労働、著しい人権侵害、戦争犯罪もしくはその他の深刻な 国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺)を示す証拠。
- xvii) 非政府武装集団もしくは公的または民間の保安隊に対する直接的または間接的な支援に関する情報(定義の項を参照)。
- xviii)関連があるなら、零細および小規模業者が金の生産者の権利のもとで操業している 鉱山現場の数と名称。作業員の推定人数。また彼らが「合法的な零細および小規模 採掘事業」(「定義」の項を参照) に関与していると見なされるか否かの評価。
- xix) 関連があるなら、中大規模の採掘業者と零細・小規模業者の間の関係における対立 または緊迫状態の事例。
- xx) 関連があるなら、ASM による金、もしくは他の供給源からの金が、知らぬ間に金の 生産者の加工事業(鉱山の精錬所、など)に紛れ込んでいるという事例・報告・疑惑、および金の生産者によって採掘されたものと詐称しているとの事例・報告・疑惑のいずれかまたは両方。

- b) 「ASM による金」については、そのリスクを判定するために、金の採掘、取引、取扱い、および輸出を取り巻く現実の状況に関し、証拠を入手する。企業は以下の情報を徐々に収集するための措置を取るが、これを補完するために、ステップ 3(C)および附属 I を参照し、零細および小規模採掘業者による堅実で透明性が高く、検証可能なサプライチェーン構築を支援する。
  - i) ASM による金を地元の金輸出業者に供給している供給業者を、信頼性が高く、独立 した情報源の文書、データ、または情報を用いて特定する。情報としては、それら 供給業者の政府、政党、軍部との関係についての情報、特に非政府武装集団や公的 または民間の保安隊との関係を報じた事例、さらにはそうした供給業者が調達活動 を行う地域に関する情報など。
  - ii) 原産の鉱山、輸送ルート、および金の取引が行われる地点。
  - iii) 零細採掘チームまたは団体、およびまた彼らが「合法的な零細および小規模採掘事業」(「定義」の項を参照) に関与していると見なされるか否かの評価。
  - iv) 金の加工および輸送の方法。
  - v) 政府機関および役人に対し、輸出に関して支払われた税金、採掘権料、および手数 料。
  - vi) 金の輸出業者および輸出業者から精製業者に至るまでのサプライチェーン内の関係者(金の国際取引業者を含む)や、金を取り扱うサービスを提供する第三者(物流、加工、および輸送企業)または鉱山現場や輸送ルート沿いで保安の維持にあたる第三者らに関する身元情報および「取引先熟知」情報。身元に関しては以下の指標を含める必要がある。但し、それぞれをどの程度運用するかは、リスクへの配慮に応じて決まる。
    - 1. 企業の所有(受益所有権を含む)および企業構造。役員および取締役の氏名。
    - 2. 関連する事業、子会社、親会社、関係企業の情報。
    - 3. 信頼が高く、独立した情報源の文書、データ、または情報を用いた企業の身元 の検証結果(事業登録、引用、設立証明書、など)。
    - 4. 政府の監視対象情報(国連制裁リスト、OFAC(米国財務省外国資産管理局) の特定国籍業者(SDN)リスト(Specially Designated Nationals List)、ワール ド・チェック検索(World-Check search)、など)を確認。
    - 5. 企業と、政府、政党、軍部、犯罪ネットワーク、もしくは非政府武装集団また は公的もしくは民間の保安隊との関係の特定。
  - vii) 鉱山現場、輸送ルート、および金の取引地点ならびに輸出地点の武装化状況。
  - viii) 鉱山、輸送ルート、および金が取引または加工される地点における、何者かによる 深刻な人権侵害 (拷問、残虐かつ非人間的で品位を傷つける扱い、強制または義務

- 労働、最悪の形態の児童労働、著しい人権侵害、戦争犯罪もしくはその他の深刻な 国際的人道法の違反行為、人道に対する犯罪、もしくは集団虐殺)を示す証拠。<sup>33</sup>
- ix) 非政府武装集団もしくは公的または民間の保安隊に対する直接的または間接的な支援に関する情報(定義の項を参照)。
- x) 他の供給源からの金が、知らぬ間に金のサプライチェーンに紛れ込んでいるという 事例・報告・疑惑、および詐称しているとの事例・報告・疑惑のいずれかまたは両 方。
- xi) 関連があるなら、中大規模の採掘業者と零細・小規模業者の間の関係における対立 または緊迫状態の事例。
- 4. 再生利用される金³⁴については、「再生利用される金」の「危険信号」のサプライチェーンから、リスクに基づくアプローチを用いて、またその際にはより高いリスクを呈する人、場所、取引に優先順位を置いた上で、追加情報(机上の調査、金の供給業者の現場訪問、リスクに比例した購入記録の無作為サンプル検証なと)を収集する。³5リスクに基づくデュー・ディリジェンスの重要な一部として、供給業者と取引が特定され、あらゆる階層で記録が採取され維持されるべきである。そのようなリスク要素としては次のようなものが挙げられる。(但し、これらに限定されない。)
  - a) 取引の価値。紛争地域または高リスク地域の外で行われる再生利用される金のすべての 取引について 15,000 米ドル<sup>36</sup>を出発点として開始し、デュー・ディリジェンスは増大す る価値に比例したものとなる必要がある。しかし、採掘地域またはその近辺における取 引には、例えば金 1 グラムのように、非常に少量の場合が含まれることがある。従って、 紛争地域または高リスク地域の中における取引であればどんなものでも価値に関わらず、 精密な調査に力を入れる価値がある。
  - b) 取引の場所。金は少量でも価値が高く、持ち運びが容易である。従って完全にリスクが 無い場所というものは無い。一方、金の取引場所としてリスクが高くなるのは次のよう なものがある。金の経由地や輸出地が、原産地として申告された場所と一致を見ない場 所。原産地として申告された場所のすぐ近くにある、競争的市場または加工作業場へと 直ぐにアクセスできる場所。資金洗浄防止およびテロ資金対策(AML-CFT)法、汚職防

34 再生利用された素材は、それ自体は紛争の一因となる懸念はないが、潜在的には紛争地域および高リスク地域にて採掘された金の原産地を隠匿するための洗浄を行う際の道具となる可能性がある。

<sup>&</sup>lt;sup>33</sup> 「OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」(2011 年) 附属書Ⅱの第一段落参照。

<sup>35</sup> これらの記録には必ずしも、サプライチェーン内を動いている素材そのものは伴わないが、その後追跡や検証を行うためには、入手可能な状態にあるべきである。金のサプライチェーン内の政府や企業は、資金洗浄ならびにテロ資金対策と対抗するために、金融活動タスクフォースによる「40の勧告」を参照し、さらに具体的には同じく「貴金属・宝石ディーラーのためのリスクに基づくアプローチ(RBA)ガイダンス(RBA Guidance for Dealers in Precious Metal and Stones)」(2008 年 6 月)を参照のこと。

<sup>36</sup> 金融活動タスクフォース「40 の勧告」(2003 年)、および同じく金融活動タスクフォース「貴金属・宝石ディーラーのためのリスクに基づくアプローチ(RBA)ガイダンス(RBA Guidance for Dealers in Precious Metal and Stones)」(2008 年 6 月 17 日)を参照のこと。

止法、税関審査、およびその他関連する政府による取締り法の実施が弱い場所。そして、 現金主義経済を含め、国内で非公式な銀行システムが稼働している場所。<sup>37</sup>

- c) 材料・素材の種類。「未処理の再生利用される金」は、税金逃れや金の洗浄の手段としての金製品を「採掘された金」から直接製造していることで知られている地域を起源とする場合はあるものの、「溶解された再生利用される金」(「定義」参照)ほどには、紛争地域および高リスク地域からの採掘された金の洗浄の道具には用いられる可能性は高くない。紛争地域で産出された「採掘された金」で高濃度のもの(例:砂金採鉱による純度90%)を、精製して質を高めるのに遥かに手間のかかる低価値素材を用いてわざわざ洗浄する可能性は低い。このように洗浄に用いられることのない低価値素材の例としては、電子機器のスクラップや他の金属の精製から得られた残留電解スライムなどがある。一方、高濃度の金の宝飾品は採掘された紛争金に近い物理的特徴を有している。
- d) 異例の状況。再生利用される素材は、状況に応じてその妥当性が検討されるべきである。 例えば、ある供給業者からまたは地域からの高品位素材の量が、通常とは異なる形で急激に増えた場合、説明がなされる必要がある。 仮に国内で用いられる宝飾品が一般的に 14k (58%) を用いていた場合、再生利用された宝飾品で 90%と称するものに関しては 疑問を投じる必要がある。
- e) 供給業者。再生利用される金の供給業者が異なれば、洗浄活動のリスクも様々になる。 例えば、管理された施設で製造・加工が行われた再生利用される金のリスクは、収集業 者が複数の供給源から集めてきたもののリスクよりも低い。この他にリスクが高まる要 因としては、本ガイダンスで推奨されるデュー・ディリジェンス工程と供給業者の行為 との間にかなりの差異がある場合や、当該供給業者と、サプライチェーン内の供給業者 や取引先との間に「著しく、説明のつかない地理的な距離がある」場合である。
- 5. **再生利用される金**については、机上の調査、金の供給業者の現場訪問、リスクに比例した無作為抽出による購入記録の検証、および該当する場合は、購入と資金洗浄防止およびテロ資金対策 (AML-CFT) の手順ならびに指示に関するより詳細な評価検討、を含む精密な調査を必要とする取引に関して、以下の情報を収集する。
  - a) スクラップが精製されている製造施設があるかどうか。
  - **b)** 株式公開されていない金のアクセサリー企業に顕著な所有関係やその交代があるかどうか。
  - c) 現場訪問および書類の検査を通じて、再生利用される金/スクラップの金の事業が占める割合について、妥当と思われるおおよその水準を判定する。その際、金価格や経済情勢によってその割合が変動する余地のあることを認識しておく。

<sup>&</sup>lt;sup>37</sup> 金融活動タスクフォース「貴金属・宝石ディーラーのためのリスクに基づくアプローチ(RBA)ガイダンス(RBA Guidance for Dealers in Precious Metal and Stones)」(2008 年 6 月 17 日) 109 項を参照のこと。

- **D.** サプライチェーンにおけるリスクを評価する。企業の「危険信号」サプライチェーンを取り 巻く実際の状況を明確にすることにより収集、学習した情報を評価する。企業は、入手した 情報と下記との間に何らかの合理的な相違が生じていれば、それを「リスク」と考える必要 がある。
  - 1. 本ガイダンスの附属書 Ⅱ と調和した企業のサプライチェーン指針。38
  - 2. 本ガイダンス中のデュー・ディリジェンスの基準および工程、および本ガイダンスのステップ **1** を通じて得られた情報。
  - 3. 企業が本籍を置く国もしくは(該当する場合は)企業が株式を公開している国の法律。 金の原産国である可能性が高い国の法律。金が経由する国や、再輸出される国の法律。
  - 4. 企業の操業や取引関係を支配する法的文書。例えば、融資契約書、受委託契約書、供給 契約書。
  - 5. その他関連する国際的な文書類。例えば、OECD「多国籍企業行動指針」、国際人権法および人道法。資金洗浄防止に関する国際的な勧告およびガイダンス。

96

<sup>38</sup> 上記ステップ 1(A)および附属書 II 参照。

#### セクション Ⅲ - 下流の企業のためのリスク評価

下流の企業は、自らの精製業者のデュー・ディリジェンス行為を本ガイダンスに照らし合わせて評価することにより、そのサプライチェーンにおけるリスクを特定する必要がある。

- A. サプライチェーン内の金の精製業者を最善の努力によって特定する。下流の企業は、自身の サプライチェーンで利用される精製された金を生産する金の精製業者を特定することを目指 すべきである。金の精製業者の特定は下流の供給業者らを通じて要請することにより可能と なる場合もあるが、下流の企業は供給業者の表示をリスクに見合った措置により評価、検証 する必要がある。場合によっては、金のバー、コイン、ロッドまたはその他の精製された金 の製品には、既に精製業者のマークが刻印されている。
- 1. 精製業者が特定された場合 ステップ 2 のセクション III(B)へ。
- 2. 最善を尽くしたが精製業者の特定に至らない場合 ステップ 3 のセクション || へ。
- B. 精製業者のデュー・ディリジェンスについて事前に証拠を入手し、彼ら精製業者がそのサプライチェーンの「危険信号」を既に特定したか、または合理的に見て特定していると考えられるかを検討する。製業者がそのサプライチェーンの「危険信号」を既に特定したか、または合理的に見て特定していると考えられるかどうかの判断はすべて、ステップ1で得られた情報およびその他の追加情報(供給業者との関係から得られた情報や机上の調査から得られた情報)に依存する企業の合理的で誠実な努力に基づいて行われる必要がある。企業は、妥当な判断を下すために、リスクに見合った外部の証拠資料を用いて供給業者の表示を検証する必要がある。
- 1. 精製業者がまだ「危険信号」を特定していない:金のサプライチェーンにおいて下流の企業が、その精製業者のサプライチェーンにおいてはこれらの「危険信号」が発せられないと合理的に判断できる場合は、そのサプライチェーンに関して追加的なデュー・ディリジェンスは必要とされない。ステップ 1 で設置された管理システムは維持され、定期的に見直しされる必要がある。
- 2. 精製業者は金のサプライチェーンにおける「危険信号」を特定した、または解らない:自身の精製業者のサプライチェーンにおける「危険信号」を特定した下流の企業、または精錬業者のサプライチェーンから、一つまたは複数のこうした「危険信号」を排除できない場合は、ステップ2のパートIII(C)へ進む。

- C. 金のサプライチェーン内において「危険信号」の精製業者のサプライチェーンのデュー・ディリジェンス行為を評価することによりリスクを評価する。企業は、リスク評価を実施するために、サプライチェーン内の「危険信号」の精錬業者が、本ガイダンス内で勧告されている紛争地域および高リスク地域からの金の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスの全要素を行っているか否か判定する必要がある。下流の企業が行うべきことは以下の通りである。
- 1. 精製業者の金のサプライチェーンのデュー・ディリジェンス行為に関する証拠を入手する。
- 2. リスク評価チームから得られた情報を検討する。
- 3. 精製業者によるデュー・ディリジェンス行為の証拠を、本ガイダンス中のサプライチェーン 指針およびデュー・ディリジェンス工程と照らし合わせることにより、クロスチェックする。 企業は、供給業者のデュー・ディリジェンス行為および企業のサプライチェーン指針(附属 書 II に従う)との間に相当な相違が見られた場合には、それをリスクと考え、ステップ3に おいて対処する必要がある。
- 4. 精製業者のデュー・ディリジェンス行為が本ガイダンスに適合した基準に従って監査を受けたか否かを判定し、その監査結果を入手する。精製業者のデュー・ディリジェンス行為が本ガイダンスに適合した基準に従って監査を受けていない場合、もしくは精製業者のデュー・ディリジェンスと本ガイダンス内の基準や工程との間に相違が見られる場合、下流の企業はステップ3に従ってリスク管理に努める必要がある。また、本ガイダンスのステップ4に従って監査を受けた精製業者からの調達に努める必要がある。

## ステップ3:特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施

**目的**: 悪影響を防止もしくは緩和するため、特定されたリスクを評価し、それに対処すること。 企業は本章の勧告を、他と協力し、共同の取組みを通じて実施することができる。しかし、各企 業は自らのデュー・ディリジェンスに関する責任は個別に持ち続けることになるため、共同作業 を行う場合であっても常に、個々の企業に特有の状況を適切に考慮しなくてはならない。

#### セクション | - 上流の企業のためのリスク管理

- **A. 任命された経営上層部に対し、結果を報告する。**その際、集まった情報,およびサプライチェーンのリスク評価で特定された現実のリスクと潜在的なリスクについて概説する。
- B. 供給業者との関係を強化し、ステップ 1(C)で挙げた金のサプライチェーンに対する透明性、 情報収集、および統制のためのシステムを強化する。そこで上流の企業が行うべきことは以 下の通りである。
- 1. 加工流通過程管理およびトレーサビリティのシステムのいずれかまたは両方を設置し、「危険信号」サプライチェーンから金の流入・産出すべてに関し、ステップ II のセクション I および II(C)で概説された構成要素に分けられた情報を収集・維持する。
- 2. 鉱山の生産および能力に見られる相違、加工工程の生産および能力に見られる相違、もしくは出荷された金に関する供給業者から提供される情報の相違がある状況に対して、必要に応じて、物理的な安全対策(輸送時の安全、不正開封防止容器の中の密閉機能など)を強化する。
- 3. 紛争や深刻な人権侵害に関連するとして特定されたリスクがある荷品はいずれも、物理的に 他から引き離し、保護する。
- 4. 供給業者に対する抜き打ち検査を行う権利と、供給業者の書類にアクセスする権利を、適用と監視39が可能な供給業者との間で交わす商業契約書および書面の合意書の両方またはいずれかの中に盛り込む。
- 5. すべての流入した金に対して、評価チームが入手・維持した下記の情報を、上流のサプライチェーンを通じて共有する。
  - a) 原産の鉱山。可能な限り具体的な情報とともに。
  - b) 金または金を含有する素材を、混載、混合、粉砕、圧延、精錬、および精製している場 所。

-

<sup>39</sup> 供給業者の監視ならびに違反の管理に関する情報は、ステップ 2~5 を参照。

- c) 採掘の方法 (零細および小規模、または中規模および大規模採掘)、および選鉱・精錬・ 精製の日付。
- d) 重量および測定された品質特性。
- e) 原産の鉱山から精製業者に至るまでの上流のサプライチェーンにあって金を扱うすべて の供給業者ならびに関連するサービス提供者の身元。企業の所有(受益所有権を含む)。 企業構造と役員および取締役の氏名。紛争地域および高リスク地域における、これら企 業や役員と政府、政治、または軍部との関係。
- f) 金の採掘、取引、輸送、および輸出に関連して政府へ支払われた税金、手数料、採掘権料等すべて。
- g) 金の採掘、取引、輸送、および輸出に関連する政府機関や役所へのすべての支払いまた は補償。
- h) サプライチェーンの採鉱以降のあらゆるポイントにおける、公的もしくは民間の保安隊 またはその他武装集団に対する、該当する法律が禁じていない支払い。
- が 安全に配慮して行われている金の輸送方法と、同じく保全性確保のために行われている工程。
- 6. 精製業者については、「業界プログラム」<sup>40</sup>や、紛争地域および高リスク地域からの金に関する情報の収集と処理の権限を委ねられて設置された「制度化されたメカニズム」に従う目的から、デュー・ディリジェンス工程を通じて得られた情報を、監査役が利用できるようにしておく。こうしたプログラムやメカニズムが存在しない場合には、下流の購入者らに対し、関連する情報を彼らが利用できるようにする。
- C. リスク管理計画の立案と採用。企業は、ガイダンスの附属書Ⅱに従い、ステップ2で特定されたリスクへの企業の対応について概説したサプライチェーンのリスク管理計画を採用し、次のいずれかの方法でリスク管理を行う。(i) 測定可能なリスク緩和の取組みを実施中、取引を継続する。(ii) 測定可能なリスク緩和の取組みを実施中、取引を一時停止する。(iii) 緩和の取組みが実施不可能もしくは許容不可となった場合、供給業者との関係を解消する。リスク管理計画を決定・立案するために企業が行うべきは以下の通りである。
- 1. 特定されたリスクが、供給業者との関係の継続、一時停止、もしくは解消のいずれかによって緩和することができるか否かの判断を行うために、ガイダンス附属書 II の紛争地域および高リスク地域からの金についてのモデル・サプライチェーン指針を検討する。
- 2. 測定可能なリスク緩和の取組みを通じて、供給業者との関係解消を必要としないリスクを管理する。測定可能なリスク緩和の取組みは、リスク管理計画の採用から 6 ヵ月以内に顕著で測定可能な改善を推進することを目的とすべきである。リスク緩和のための戦略立案の際に、企業が行うべきことは以下の通りである。

<sup>40</sup> 例えば、「LBMA 責任ある金のガイダンス、EICC-GeSI 紛争の無い精錬プログラム」(LBMA Responsible Gold Guidance, the EICC-GeSI Conflict Free Smelter Program) および、もし本ガイダンスに一致する場合は、「RJC 流通加工過程管理の証明(RJC Chain-of-Custody Certification)」を参照のこと。

- a) 紛争に加担してしまうリスクを、より効果的かつ直接的に緩和することのできるサプライチェーン中の関係企業に対する影響力を、構築するまたは構築した上で行使する。上流の企業は既に他の上流の関係企業に対して、実際のまたは潜在的な影響力を持っている場合がある。上流の企業は供給業者や関連する利害関係者との間に建設的に関係を構築してゆく方法を模索すべきであり、リスク排除に向けてリスク管理計画の採用から6ヵ月以内には、顕著なしかも測定可能な改善を示さなければならない。41
- b) 供給業者および影響を受ける利害関係者と協議し、測定可能なリスク緩和戦略に関し合意する。測定可能なリスク緩和は、企業の個別の供給業者およびその事業の背景に応じて調整される必要があり、リスク管理計画採用後6ヵ月時点での明確な目標を宣言し、さらには改善を測定するための質的および量的な指標のいずれかまたは両方を含む。42企業は、影響を受ける利害関係者に十分な時間を与え、確実にリスク評価ならびに管理計画を検討させ、またリスク管理に関する質問、懸念、および代替案に対し、適切に配慮し回答する必要がある。
- c) 責任あるサプライチェーン管理について、それが適切な場合には、「業界プログラム」または「制度化されたメカニズム」に関与またはこれらを支援する。その間、これらの取組みが開発途上国の社会および経済に及ぼす影響と、国際的に求められた既存の基準について確実に配慮したものになるようにする。43
  - i) 「危険信号」の操業を行うすべての金の生産者、および「ASM による金」の調達を 行うその他の上流の企業は、その金の供給元である「合法的な零細および小規模採掘(Legitimate Artisanal and Small-Scale Mining)」生産者(定義参照)らが、附属 I と調和する堅実で、透明性が高く、しかも検証可能な金のサプライチェーンを構築 するのを支援し可能にすべきである。
  - ii) 「危険信号」の操業を行うその他の金の生産者、およびその他の上流の企業は、附属 I で示された措置を支援することが推奨される。

<sup>41</sup> 企業は、推奨されるリスク管理戦略に関するガイダンスの附属書 III を参照のこと。この附属書 III には、 リスク緩和のために推奨される措置ならびに改善を測定するために推奨される指標が示されている。リ スク緩和に関するさらに詳細な手引きは、ガイダンスの実施フェーズの箇所に詳しい。

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> ガイダンスの附属書 III、「リスク緩和のために推奨される措置、および改善を測定するための指標」を参照のこと。

<sup>43 「</sup>OECD 多国籍企業行動指針」(2011年)第2章(B)(2)参照。

- D. リスク管理計画を実施し、リスク緩和のパフォーマンスを監視および追跡し、任命された経営上層部にこれを報告する。さらに、緩和の試みが失敗に終わった際には供給業者との関係を一時停止するか解消するかを検討する。これは、附属書Ⅱに概説された推奨されるリスク管理戦略に従って行う。⁴4上流の企業は、地方および中央当局、上流の企業、国際機関、または市民社会組織、および影響を受ける第三者と協力または協議の上、リスク緩和を実施し、そのパフォーマンスを監視・追跡する。上流の企業は、リスク緩和のパフォーマンスを監視するために、地域社会監視ネットワークの創設やその支援を希望してもよい。
- **E. 緩和を必要とするリスクのため、または状況に変化があった後に、事実およびリスクについての追加的な評価を引き受ける。** <sup>45</sup>サプライチェーンのデュー・ディリジェンスは動的な工程であり、継続的なリスク監視を必要とする。リスク緩和戦略を実施に移した後、企業はステップ 2 を繰り返し、効果的なリスク管理を確実に行わなくてはならない。さらに、企業のサプライチェーンにいかなる変化があった際にも、悪影響を防止・緩和するために、幾つかのステップを繰り返すことが必要になることがある。

## セクションⅡ-下流の企業のためのリスク管理

- **A.** 任命された経営上層部に対し、結果を報告する。その際、集まった情報およびサプライチェーンのリスク評価で特定された現実のリスクと潜在的なリスクについて概説する。
- B. ステップ 1(C)で挙げた金のサプライチェーンに対する透明性、情報収集、および統制のためのシステムを強化する。分散した情報と、精製業者の身元(特定が可能な場合)を追跡して定期的に更新される情報および、ステップ 2、セクション III のデュー・ディリジェンスの結果を含める。

<sup>44</sup> 企業は、リスク管理計画採用から 6 ヵ月経っても、特定されたリスクを防止または回避する上で計測可能で顕著な改善が見られない場合、供給業者との関係を最低でも 3 ヵ月間は一時停止または停止すべきである。

<sup>45</sup> 状況の変化の判定は、企業の加工・流通過程管理の文書化状況や鉱物の原産地および輸送ルートとしての紛争地域の事情の継続的監視を通じ、リスクへの配慮に基づいて行われるべきである。状況の変化には、加工・流通過程や原産地、輸送ルート、輸出地点における供給業者や関係業者の変化が含まれる。特定地域での紛争の増加、地域を監督する軍部の顔ぶれや原産地鉱山の所有や管理の変化など、そうした事情に固有の要素も含まれる。

- **C.** リスク管理計画の立案と採用。企業は、ステップ2で特定されたリスクへの企業の対応について概説したリスク管理計画を採用する。この戦略は、サプライチェーン内の精製業者が特定されたか否かにより変わってくる。
- 1. 精製業者の特定不可の場合 ステップ 1 および 2 の措置を適切に、誠実に行ったにもかかわらず、下流の企業がサプライチェーン内の精製業者を特定できない場合、そうした下流の企業は、この特定を可能にするリスク管理計画を立案・採用する必要がある。下流の企業は、そのサプライチェーン内の精製業者特定に向けた自身の努力において、顕著な測定可能な改善を示すことが可能となる。下流の企業は、単独の努力で、もしくは業界内の協力での取り組みにより、自らのサプライチェーン内の精製業者を特定する可能性がある。
  - a) 下流の企業は、自社の直近の供給業者との内密の討議を通じて精製業者を特定する必要がある。その際、供給業者との契約の中に供給業者機密開示要件を織り込むか、または機密情報共有システムを用いる。
  - b) 下流の企業で、(その企業規模および他の要因により) 直近の供給業者と上流の関係企業 を識別することが困難な企業は、共通の供給業者と取引のある業界メンバー(および取引のある下流の企業)と積極的に協力し、サプライチェーン内の精製業者を特定し、そのデュー・ディリジェンス行為を評価する。また、本ガイダンスの要件に合致した業界の検証制度を通じて精製業者を特定し、そこから調達することも可能である。
- 2. サプライチェーン内の精製業者が「危険信号」リスクと共に特定された場合 下流の企業は、次のいずれかによりリスクを管理する。(i) 測定可能なリスク緩和がガイダンスの附属書 II に 従って精製業者によって行われている間を通じて、精製業者との取引を継続する、(ii) 測定可能なリスク緩和を精製業者が続けている間、精製業者との取引を一時的に停止する、(iii) リスク緩和策は実現不可能と思われる場合、または附属書 II に概説されたリスク管理戦略に従って精製業者がリスクに対応することが失敗に終わった場合、供給業者との関係を解消する。
  - a) 深刻な人権侵害のリスクが相当にある場合(附属書 II の第 1 および 2 段落参照)、または 非政府武装集団への直接的または間接的な支援がある場合(附属書 II の第 3 および 4 段 落)において、精製業者が、その供給業者との関係を即座に停止または解消しない場合、 その精製業者との関係解消の措置を直ちに取る。
  - b) 精製業者が、附属書 II<sup>46</sup>に従ってリスク緩和に従事しているとき、もしくは精製業者が引き続き本ガイダンスのデュー・ディリジェンス勧告を完全実施する工程にあるとき、下流の企業は、精製業者が自身のリスク管理計画の採用後 6 ヵ月以内に、確実に顕著で測定可能な改善を示すようにする。そうしたリスク管理計画の立案にあたって、下流の企業が行うべきことは以下の通りである。

103

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> 公的または民間の保安隊に対する直接的もしくは間接的な支援、賄賂を鉱物原産地詐称、資金洗浄と政府に対する税金、手数料、採掘権料の支払いに関する,ガイダンス附属書Ⅱの第 10 および 14 段落参照。

- i) 紛争に加担してしまうリスクを、より効果的かつ直接的に緩和することのできる可能性がある、サプライチェーン内で危険信号を発する精製業者に対する影響力を、構築するまたは構築した上で行使する。下流の企業は精製業者に対する影響力を、デュー・ディリジェンス行為の内容や実績を契約書(該当する場合)に織り込むことによって構築する場合や、もしくは業界団体や多様な利害関係者による取組みなどを通じて構築する場合がある。その際には、こうした取組みが開発途上国の社会および経済に及ぼす影響と、国際的に求められた既存の基準に対して確実に配慮したものになるようにする。47
- ii) 価値の方向付けと能力開発訓練を通じて精製業者のデュー・ディリジェンスのパフォーマンスを改善させることに重点を置く。下流の企業は、自らの属する団体や上流の業界団体が、関係する国際機関、非政府組織 (NGO)、利害関係者やその他の専門家らと協力して、デュー・ディリジェンス能力訓練の規格開発を実施するよう促してゆくべきである。
- iii) 精製業者およびその他共通の供給業者と協議し、リスク管理計画中の測定可能なリスク緩和に関して合意する。測定可能なリスク緩和は、企業の個別の供給業者およびその事業の背景に応じて調整される必要があり、リスク管理計画採用後 6 ヵ月時点での明確な目標を宣言し、さらには改善を測定するための質的および量的な指標のいずれかまたは両方を含む。
- D. リスク管理計画を実施し、リスク緩和のパフォーマンスを監視および追跡し、任命された経営上層部にこれを報告する。さらに、緩和の試みが失敗に終わった際には供給業者との関係を一時停止するか解消するかを検討する(ガイダンスの附属書 II の第 10 および 14 段落に従う)、もしくは本ガイダンス中のデュー・ディリジェンス勧告を実施するための是正措置を検討する。48
- E. 緩和を必要とするリスクのため、または状況に変化があった後に、事実およびリスクについての追加的な評価を引き受ける。49サプライチェーンのデュー・ディリジェンスは動的な工程であり、継続的なリスク監視を必要とする。リスク緩和戦略を実施に移した後、企業はス

<sup>47 「</sup>OECD 多国籍企業行動指針」(2011 年)、第 2 章(B)(2)参照。

<sup>48</sup> 企業は、リスク管理計画採用から 6 ヵ月経っても、(i) 特定されたリスク (附属書 II の 10、14 段落) を 防止または回避する上で、または (ii) 本ガイダンスでのデュー・ディリジェンス勧告を実施するための 修正行動において、計測可能で顕著な改善が見られない場合、供給業者との関係 (直接または下請供給 業者を通じて) を最低でも 3 ヵ月間は一時停止または停止すべきである。

<sup>49</sup> 状況の変化の判定は、企業の加工・流通過程管理の文書化状況や鉱物の原産地および輸送ルートとしての紛争地域の事情の継続的監視を通じ、リスクへの配慮に基づいて行われるべき。状況の変化には、加工・流通過程や原産地、輸送ルート、輸出地点における供給業者や関係業者の変化が含まれる。特定地域での紛争の増加、地域を監督する軍部の顔ぶれや原産地鉱山の所有や管理の変化など、そうした事情に固有の要素も含まれる。

テップ 2 を繰り返し、効果的なリスク管理を確実に行わなくてはならない。さらに、企業の サプライチェーンにいかなる変化があった際にも、悪影響を防止・緩和するために、幾つか のステップを繰り返すことが必要になることがある。

## ステップ 4:独立した第三者による精製業者のデュー・ディリジェンス行為の監査を 実施

**目的**:紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンの精錬/精製業者のデュー・ディリジェンスを独立した第三者が監査すること、および、精錬/精製業者ならびに上流のデュー・ディリジェンス行為の改善に貢献すること。この時、「制度化されたメカニズム」または「業界プログラム」を通じて貢献が行われる場合を含む。

本セクションにおける勧告は、監査の基準として用いられることを意図したものではなく、幾つかの基本的な原則、範囲、基準、およびその他の基本情報を概説するものである。その目的は、サプライチェーンに特化した独立した第三者に、企業、「業界プログラム」もしくは「制度化されたメカニズム」が、新たな監査制度または既存の監査制度の枠組みのいずれかにより、精製業者が実施するデュー・ディリジェンス行為の監査を委託することを検討するためである。監査役は、上流のサプライチェーンの各ポイントにおいて他の目的で他の独立した第三者が行った監査(例えば、「取引先熟知(KYC)」監査もしくはブリオン輸送業者の監査)が、下記の地域を網羅しており、また国際的に認められた管理システムの保証のための監査基準に従っている限り、そうした監査の結果に依存することもある。50

- A. 紛争地域および高リスク地域からの金の責任あるサプライチェーンのための精製業者のデュー・ディリジェンス行為の実施を独立した第三者が監査し検証する計画を立てる。この監査の範囲、基準、原則ならびに活動内容は、以下の通りである。51
- 1. 監査の範囲:この監査の範囲には、紛争地域および高リスク地域からの金のサプライチェーンのデュー・ディリジェンスを精製業者が実施する上で行うすべての活動、すべての工程、および用いるすべてのシステムが含まれる。そして、ここには、関連する指針および手順、金のサプライチェーンに対する精製業者の支配力や、金のサプライチェーン内の関係業者とのコミュニケーション、下流の企業に開示される供給業者に関する情報、加工流通過程管理

<sup>&</sup>lt;sup>50</sup> 国際的に認められた監査基準の例としては、ISO19011、SA8000、ISAE3000、および SSEA100 などが あるが、これらに限定はされない。

<sup>51</sup> 企業は、監査プログラムの詳細な要件(プログラムの責任、手順、記録、監視、および総括など)および監査活動の段階的な概要に関しては、ISO 国際標準 19011:2002(「ISO 19011」)を参考にするとよい。

およびその他のトレーサビリティ情報、現場での調査を含む精製業者のリスク評価、そして 精製業者のリスク管理戦略、が含まれる。但し、これらに限定されるものではない。

2. **監査の基準:この**監査では、本ガイダンスに基づく監査基準に鑑みた際の、精製業者による デュー・ディリジェンス工程の適合性を判定する。

### 3. 監査の原則:

- a) 独立性:監査の中立性と公平性を保つために、監査組織および監査チームの全メンバー (「監査役」) は、精製業者およびそれらの子会社、ライセンス先、契約者、供給業者、および共同監査で協力している企業、から独立していなくてはならない。このことは特に、監査役には被監査者との間に、ビジネスまたは金銭面の関係(株式保有、債券、その他有価証券の形で)を含め、利益相反があってはならないことを意味する。また、精製業者のデュー・ディリジェンス行為の設計、確立、実施に関わるサービスや、その中で評価を受けたサプライチェーンの関係企業に関するサービスを、監査の前 24 ヵ月以内の間に被監査者企業に対して提供してはならない。
- b) 能力:監査役は、個人個人の特質と共に、第三者による監査を完遂させるのに必要な範囲に特有の能力を持ち合わせていなくてはならない。企業側からは、国際的に認められた基準52に対し、新たな監査基準を確立する際や、既存の基準を改定する際に求められる監査役の能力に関する詳細な相談がなされることもある。個人的な特質としては、誠実性、客観性、機密保持、寛容性、プロ意識などが挙げられるが、これらに限られるものではない。範囲に特有の能力には、以下のものが挙げられるが、但し、これらに限定はされない。
  - i) 監査の原則、手順、および技術。53
  - ii) サプライチェーンのデュー・ディリジェンスの原則、手順、および技術。
  - iii) 金の調達行為および金のサプライチェーン。
  - iv) 鉱物の原産地または輸送地となっている紛争地域の社会的、文化的、歴史的な背景。 特に監査を行うにあたっての、関連する言語能力と適切な文化的感覚。
  - v) 「OECD ガイダンス」および「金に関する補足書」。紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関するモデル・サプライチェーン指針を含む。(附属書 II)
- c) 説明責任:「業界プログラム」もしくは「制度化されたメカニズム」は、定期的に監査役の監査実施能力を監視・確認する必要がある。その際は、監査の目的、範囲、基準などに基づいて行い、また監査プログラム記録に鑑みて判定される。

<sup>&</sup>lt;sup>52</sup> 国際的に認められた監査基準の例としては、ISO19011、SA8000、ISAE3000、および SSEA100 などが あるが、これらに限定はされない。

<sup>&</sup>lt;sup>53</sup> 企業は、既存の管理システム認証および ISO9001 および SA8000 のような完成した訓練プログラムを検 討してもよい。

#### 4. 監査活動:

- a) 監査準備:監査の目的、範囲、基準や、用いられる言語は、監査役に明確に伝えられなくてはならず、監査開始時点において、被監査者と監査役の間には、如何なる曖昧さも残されていてはならない。54監査役は、利用可能な時間、資源、情報、および関係者の協力に基づいて、監査の実行可能性を判断しなくてはならない。55
- b) 現場調査: 現場調査を始める前に、監査役は監査計画56および作業文書57をすべて用意する。監査役は、関連するインタビューの実施(経営陣および評価チームとのインタビューを含む)、観察、および文書の検討(後述)を行うことによって、さらに証拠を収集し、情報を検証する。現場調査に含まれる内容は以下の通りである。
  - i) 精製業者の施設および精製業者が紛争地域および高リスク地域からの金の責任ある サプライチェーンのデュー・ディリジェンスを行う場所。
  - ii) 精製業者の供給業者のサンプル (金の生産者、地元の輸出業者、金の国際取引業者、 再生利用業者を含む)。これは監査の基準に従い要求される通り。
  - iii) 評価チームとの協議。遠隔で実施される場合がある。その目的としては、検証可能で信頼性の高い、最新情報を生成するための基準と方法を確認することである。
  - iv) 地方および中央政府当局、また存在する場合は、国連専門家グループや国連平和維持派遣団、および地元市民社会との協議。これは、状況や、金のサプライチェーンにおいて特定されたリスクに適切なものを監査役が決定。
- c) 文書の検討:紛争地域および高リスク地域からの金の精製業者のサプライチェーンのデュー・ディリジェンスの一部として作成されたすべての文書のサンプルは、「書類の通り、システムが監査基準に従っているかどうか判断するため」に検討される。58ここに含まれるのは、サプライチェーンの内部管理に関する文書(加工流通過程管理の文書サンプル、支払記録)、供給業者との間で交わされた関連の交信および契約条項、下流の企業に対して開示された情報が文書化されたもの、精製業者のリスク評価からの証拠(取引先や供給業者、インタビュー、および現場評価に関する全記録)、およびリスク管理戦略に関するあらゆる文書(例えば、改善指標に関して供給業者との間で合意した内容)などであるが、但しこれらだけに限定されない。文書は現場調査の際に監査役が無作為に抽出する。そこで選ばれるサンプルは、供給業者および金のサプライチェーンに関連したリスク、年間におけるピーク時とピーク時以外に付随するリスク、および個々の供給業者から調達される金の量に付随するリスクを考慮する必要がある。検討される文書の中には、個々の供給業者からのサンプルを含む必要があり、その量は、取引先、供給業者、および金の原産国に関わるリスクの水準に応じて増やす必要がある。また、精製業者の

<sup>54</sup> ISO 19011 の第 6.2 章を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>55</sup> ISO 19011 の第 6.2 章を参照。

<sup>56</sup> ISO 19011 の第 6.4.1 章を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>57</sup> ISO 19011 の第 6.4.3 章を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>58</sup> ISO 19011 の第 6.3 章を参照。

デュー・ディリジェンス措置に関して監査役が懸念を抱いた場合には、サンプル数を増 やす必要がある。

- d) 監査の結論:監査役は、紛争地域および高リスク地域からの金の責任あるサプライチェーンの精製業者によるデュー・ディリジェンスが、ガイダンスの本セクションの勧告と一致する監査基準に適合しているかどうかを、収集した証拠に基づいて判断し、結論をまとめる。監査役は、監査報告書の中で、精製業者に対し、そのデュー・ディリジェンス行為を改善するよう勧告を行う。また、監査役は、ステップ5に従い、公表用の監査概要報告書の準備も行う必要がある。
- **B. 上記の監査の範囲、基準、原則および活動に従って監査を実施する。**サプライチェーン内のすべての関係企業は協力して、監査が、これまでに述べてきた範囲、基準、原則および活動内容に従って確実に行われるようにする必要がある。これは、以下で挙げた活動の一部または全部を行うための「業界プログラム」や「制度化されたメカニズム」を通じて行うことも推奨される。
- 1. 本ガイダンスの勧告に従った監査基準の草案作り。
- 2. 監査役の認証
- 3. 監査プログラムの監視。監査役が監査プログラムに従って監査を遂行する能力を定期的に監視・検討することを含む。
- 4. 精製業者の監査概要報告書を公表する。その際、事業の機密保持や、競争上や安全上の懸念には十分配慮する。概要報告書に含まれる内容は次の通り。
  - a) 精製業者の詳細。監査の日程や期間。
  - b) 監査活動の内容と手法。ステップ 4(A)(4)の定義の通り。
  - c) 監査の結論。ステップ 4(A)(4)の定義の通り。本ガイダンスの各ステップに関連。
- 5. 個別の勧告―すべての上流の企業向け
  - a) 企業の現場への立ち入りと、関連書類およびサプライチェーンのデュー・ディリジェンス活動の記録へのアクセスを、本ガイダンスに従って認める。
  - b) 監査チームが選任した輸送業者および供給業者との接触ならびに手配を推進する。監査 役が特定した利害関係者との協議を促進する。
  - c) 供給業者の現場訪問が必要なら、接触と手配を促進する。

# 6. 個別の勧告―すべての下流の企業向け

a) 下流の企業は、独立した第三者による精製業者のデュー・ディリジェンスの実施に参加し、これを支援することが推奨される。またその際、本ガイダンスの実施の際の効率向上のために、「業界プログラム」を利用することも奨励される。そこには、本ガイダンスに規定された勧告に一致する監査基準の定義づけが含まれる場合がある。小中の事業体は、そうした業界組織団体への参加または業界団体との関係構築が奨励される。

# ステップ5:サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する年次報告

**目的**:企業が取る措置に対する公共の信頼を得るため、紛争地域および高リスク地域からの金の 責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスに関して公に報告する。

A. 紛争地域および高リスク地域からの金の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンスに関する追加的な情報を、年に一度報告書にまとめるか、もしくはその方が現実的な場合には、年次の持続可能性報告書もしくは企業の社会的責任報告書の中に盛り込む。その際、事業上の機密保持およびその他の競争上または安全上の懸念には十分に配慮する。59

#### A.1 すべての上流の企業向け

- 1. 企業管理システム:ステップ1実施のための措置に関して報告する。ここに盛り込まれるべき内容は以下の通り。企業のサプライチェーンのデュー・ディリジェンス指針を規定する。企業のデュー・ディリジェンスに関与する経営構造、および企業内で誰が直接の責任者なのかを説明する。ステップ1(C)からステップ3(B)までの、金のサプライチェーンに対する透明性、情報収集、および管理のステムについて記述する。特に、そのシステムがどのように働き、それが報告期間中の企業のデュー・ディリジェンスの取組みを如何にして強化したのかを説明する。企業のデータベースおよび記録管理システムについて記述し、鉱物原産地となる鉱山までのすべての供給業者を特定する方法、ならびにデュー・ディリジェンスに関する情報をサプライチェーンを通じて共有する方法を説明する。EITI(資源採掘産業透明性イニシアティブ)の基準および原則に沿って行われる政府への支払いに関する情報を開示する(該当の場合)。
- 2. サプライチェーンにおける企業のリスク評価:ステップ2実施のための措置に関して報告する。ここに盛り込まれるべき内容は以下の通り。企業が如何にしてサプライチェーン内の危険信号の事業または危険信号を特定したかを説明する。その際、リスクに比例した供給業者による表示の検証を含む。「危険信号」の操業や「危険信号」サプライチェーンを取り巻く現実の状況を明確に描くための措置について説明する。現場評価チームの手法、実践、およびチームが生成した情報を概説する。その際、企業が他の上流の企業と協力しあったのか、そ

<sup>59</sup> 業務上の機密保持およびその他の競争上の懸念が意味するのは、後になって発展する解釈に影響を与えることのない、価格情報ならびに供給業者関係である。すべての情報は、紛争地域および高リスク地域からの鉱物に関する情報の収集・処理を委ねられて設置された、地域的または国際的な、制度化されたメカニズムに開示される。

して協力したのであればどのようにして行ったかを概説する。また、企業が如何にして、すべての共同作業において、個々の企業に特有の状況を確実に考慮するようにしたのか、についても概説する。特定された現在のリスクならびに潜在的なリスクについて開示する。話を明確にするために、企業は、これまでに取引したことのない潜在的な供給業者について特定されたリスクに関しては報告すべきではない。

3. リスク管理:ステップ3実施のための措置に関して報告する。ここに盛り込まれるべき内容は以下の通り。加工流通過程管理やトレーサビリティ・システムのような企業の内部管理システムが、危険信号の金のサプライチェーンに関する信頼性が高い最新情報を収集・維持する力を如何にして強化したのか説明する。リスク管理のために取られた措置について説明する。その際、リスク管理計画中のリスク緩和戦略や、該当すれば能力開発訓練、および影響を受ける利害関係者の関与、などに関するサマリーを含む。リスク緩和のパフォーマンスを追跡・監視するために企業が行った取り組みを明らかにする。同時に、顕著で測定可能な改善について評価するための6ヵ月後フォローアップの事例と結果についても明らかにする。企業が、附属書IIに従い、供給業者の身元を開示することはせずに、供給業者およびサプライチェーンのいずれかまたは両方との関係停止に踏み切った事例の数を公表する。ただし、法律に従い、関係停止が容認可能と判断した場合を除く。企業は、関係停止の全事例について、関係する国際的および国内の調査機関ならびに法執行当局のいずれかまたは両方に、該当する法律に従って報告することを目指す必要がある。その際、こうした報告が及ぼす可能性のある潜在的な弊害について十分留意する必要がある。

## **A.2 精製業者向け**:上記に加え、精製業者がすべきことは以下の通り。

- 1. 監査:業務上の機密保持および競争上の懸念に適切に配慮しつつ、精錬/精製業者の監査報告を公表する。監査レポートのサマリーは以下を含む:
  - a) 精錬業者の詳細と、監査の日程。
  - b) ステップ 4(A)(4)で定義された、監査活動と手法。「業界プログラム」および「制度化されたメカニズム」が、本ガイダンスに適合して、およびステップ 4(B)(2)で定義されたように、これらの詳細について公表を行っていない場合。
  - c) 本ガイダンスの各ステップに関連づけた、ステップ 4(A)(4)で定義された監査の結論。

#### A.3 すべての下流の企業向け

1. 企業管理システム:ステップ 1 実施のための措置に関して報告する。ここに盛り込まれるべき内容は以下の通り。企業のサプライチェーンのデュー・ディリジェンス指針を規定する。企業のデュー・ディリジェンスに関与する経営構造、および企業内で誰が直接の責任者なのかを説明する。企業が運用している金のサプライチェーンに対する管理システムについて記述する。特に、そのシステムがどのように働き、それが報告期間中の企業のデュー・ディリ

- ジェンスの取組みを如何にして強化したのかを説明する。企業のデータベースおよび記録管 理システムについて記述する。
- 2. リスク評価:ステップ2実施のための措置に関して報告する。ここに盛り込まれるべき内容は以下の通り。サプライチェーン上の精製業者を特定するために取られる措置について記述する。自身のデュー・ディリジェンス行為の評価について記述する。企業のサプライチェーンのリスク評価の手法について説明する。特定された現実のリスクまたは潜在的なリスクについて明らかにする。
- 3. リスク管理:ステップ3実施のための措置に関して報告する。60ここに盛り込まれるべき内容は以下の通り。リスク管理のために取られた措置について説明する。その際、リスク管理計画中のリスク緩和戦略や、該当すれば能力開発訓練、および影響を受ける利害関係者の関与、などに関するサマリーを含む。リスク緩和のパフォーマンスを追跡・監視するために企業が行った取り組みを明らかにする。同時に、顕著で測定可能な改善について評価するための6ヵ月後フォローアップの事例と結果についても明らかにする。

<sup>&</sup>lt;sup>60</sup> 下流の企業のデュー・ディリジェンス行為に関する追加の監査報告もしくはその要約が、存在するまた は法律により求められていれば、事業上の機密事項およびその他の競争上または安全上の懸念に配慮し つつ、これを発行する。

## 附属

## 零細・小規模採掘業者のために経済および開発の機会を創出するための措置の提案

紛争地域および高リスク地域においては、零細および小規模採掘業者はとりわけ、金の採掘・輸送・取引・取扱い・輸出に関連して起きる悪影響および深刻な人権侵害に対して脆弱である。 責任ある紛争に対する意識の高い金の生産および合法的な取引をもたらすような法的な規制環境 不在の中でこうした零細および小規模採掘事業が行われる場合、彼らの脆弱さは一段と増す。

この附属は、零細および小規模採掘セクターを疎外化すること、特に恐喝の犠牲者を生むこと、のリスクを最小化することを目的としている。一方で、紛争に関係しない金のサプライチェーンを推進し、それにより零細および小規模採掘業者にとっての経済および開発の機会を創出する狙いがある。この附属では、堅実で透明性が高く、検証可能な、鉱山から市場に至るまでの金のサプライチェーンを構築するための措置、ならびに、合法的な「ASMによる金」のためのデュー・ディリジェンスが、形式化や立法化などを通じてこれらの目的を達成できるようにする措置、について提案している。

政府、国際機関、援助提供者、サプライチェーン内の企業、および市民社会組織は、そうする ことが国内の法律や指針を踏まえれば適切と見れば、こうして提案される選択肢やその他の補完 的なアプローチを活用するために協力してあたる道を模索する機会について検討することがある。

- 「OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」の附属書Ⅱの基準と一致した、鉱山現場の 評価:<sup>61</sup>
  - a) 鉱山現場における評価工程<sup>62</sup>の監督を行うために、地元の多様な利害関係者による委員会(市民社会、産業、および地方・中央政府からの担当者で構成)を創設し、そこに参加し、またそれを支援する。

<sup>61</sup> 大湖地域では、これは、「大湖地域国際会議(ICGLR)地域認証機構」(ICGLR Regional Certification Mechanism)を実施している国の認証プログラムを通じて行われるべきである。また、「責任ある採掘業における責任ある零細および小規模採掘業のビジョン(Vision for Responsible Artisanal and Small-Scale Mining in Alliance for Responsible Mining)」(Echavarria らによる編集)(2008 年)、責任ある ASM に関する責任ある採掘業の提携シリーズ No.1 メデリンの「金の鉱脈―責任ある零細および小規模採掘業のガイド、(The Golden Vein - A guide to responsible artisanal and small -scale mining, Alliance for Responsible Mining Series on Responsible ASM No.1Medellin」」を参照のこと。

- i) 鉱山現場、輸送ルート、および金の取引が行われる地点の評価を行う際の明確なパラメータ<sup>63</sup>を設定し、それを公表する。パラメータは「OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」附属書 II の基準と一致したものである。
- ii) 多様な利害関係者の委員会から選ばれた人々でチームを結成し、これらのパラメータを用いて、鉱山現場の評価を行い、結果を公表する。
- iii) 多様な利害関係者の委員会の担当者らは、鉱山現場、輸送ルート、および金の取引が行われる地点の状況に関して、自身の現場のネットワークを通じて最新情報を求めてゆくべきである。情報は中央情報センターに蓄積さされる。また情報は、評価チーム、政府機関、および当該地域から調達を行っている上流の企業らが、利用できるようにする必要がある。
- b) 鉱山現場における綿密な調査を検討する
  - i) 本ガイダンスを広く普及させ、保安隊に対し、金の採掘・取引・取扱い・輸出への 違法な関与は、刑罰やその他処罰の対象となることを認識させる。
  - ii) ASM コミュニティ、地方政府、および公的または民間の保安隊の三者間の安全保障体制の正式化を支援する。この時、必要に応じて、市民社会や国際機関が協力する。そして、「安全と人権に関する自主的原則」、「国連 法執行官のための行動綱領(the UN Code of Conduct for Law Enforcement Officials)」、「国連 法執行官による武力および銃器の使用に関する基本原則(the UN Basic Principles on the Use of Force and Firearms by Law Enforcement Officials)」と調和した協力のルールを明らかにする。
- 2. **操業の正式化。**<sup>64</sup>以下を通じて正式化することを含む。
  - a) 現在の零細生産および取引システムにおいて正式化が行われていないことの理由を知る こと。それにより、正式化を奨励し、可能にする最善の戦略を特定する。
  - b) 零細および小規模採掘業者の正式化を支援するために技術援助を行うこと。
  - c) 零細および小規模採掘活動には様々な形や規模があることを認識すること。
  - d) 枠組み作りのための協力した取り組みを開始し、これに参加すること、および正式化の工程を支援するための援助資金の調達を行うこと。65

<sup>&</sup>lt;sup>62</sup>「大湖地域国際会議(ICGLR)地域認証マニュアル」(ICGLR Regional Certification Manual)(2011 年)を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>63</sup>「大湖地域国際会議(ICGLR)地域認証マニュアル」(ICGLR Regional Certification Manual)(2011 年)の附属 III および IV を参照。

<sup>&</sup>lt;sup>64</sup> Felix Hruschka および Christina Echavarría による「確実な機会(Rock Solid Chances)」「責任ある採掘業の提携(Alliance for Responsible Mining」(2011 年)を参照。以下の URL から入手可。http://www.communitymining.org/index.php/en/arm-publications 大湖地域に関しては、「違法な天然資源開発に対抗する ICGLR の地域的取組み(ICGLR Regional Initiative against the Illegal Exploitation of Natural Resources)」の四番目のツールである「零細採掘セクターの正式化(Formalisation of the Artisanal Mining Sector)」を参照。

<sup>65 「</sup>責任あるジュエリー協議会」による「基準ガイダンス」の「COP 2.14 零細・小規模採掘事業」を参照。 ここには、大規模採掘および ASM の取組みのための類似した次のような機会が挙げられている。「技術 的改善およびその他の改善のための資金提供/様々な課題に関しての、採掘業者に対する支援および訓 練(労働衛生、開拓、採掘および加工方法、付加価値のある工程、組織および財務の管理、爆発物の管 理など)/鉱物埋蔵量の判断における採掘業者支援(資金調達方法に関する支援と組み合わせて)/緊

3. 操業の合法化。66零細および小規模採掘業者が、合法的な手続きを経て、採掘権を獲得しその他関連した許認可を受けることを支援する。零細および小規模採掘業者による操業を合法化するための他の規制措置を検討する。採掘の特権に基づく違法な採掘に関連した課題が存在する場合は、関係するすべての利害関係者は、正当な権利保有者と零細および小規模採掘業者が誠実に行動している場合に、両者間における建設的な対話を促進することが奨励される。正当な権利に関して論争が起きた場合は、政府およびその他の利害関係者の協力を通じて仲介による解決策を模索する必要がある。

## 4. 貿易中継地および定期的に作成される輸送ルートの地図の評価

- a) 多様な利害関係者による委員会(上述)の人員によりチームを設置し、それに参加し、 金の取引が行われる地点および輸送ルートを、前述のパラメータに基づいて年に一度評 価する。
- b) 原産地を汚染する可能性を避けるため、金の取引が行われる主要な地点に安全な貯蔵施設を建設し、維持する。金の取引場所ならびに輸送ルート沿いにおける安全確保のための適切な選択肢を検討するにあたっては、以下のことを行う。
  - i) 本ガイダンスを広く普及させ、保安隊に対し、金の採掘・取引・取扱い・輸出への 違法な関与は、刑罰やその他処罰の対象となることを認識させる。
  - ii) ASM コミュニティ、地方政府、および公的または民間の保安隊の三者間の安全保障体制の正式化を支援する。この時、必要に応じて、市民社会や国際機関が協力する。そして、「安全と人権に関する自主的原則」、「国連 法執行官のための行動綱領(the UN Code of Conduct for Law Enforcement Officials)」、「国連 法執行官による武力および銃器の使用に関する基本原則(the UN Basic Principles on the Use of Force and Firearms by Law Enforcement Officials)」と調和した協力のルールを明らかにする。
- 5. **貨物の安全を確保し、評価を受けた鉱山現場からのすべての金に関するデータ収集を可能にする、トレーサビリティ・システムまたは加工流通過程管理システムのいずれかまたは両方を設置する。**鉱山現場の評価に続いて直ちに加工流通過程管理システムまたはトレーサビリティ・システムを導入することが推奨される。トレーサビリティ・システムまたは加工流通

急応答サービスの提供/採掘業者への加工サービスの提供または進歩した技術による加工施設を自ら実施する能力の構築/追加支援獲得のための、政府部門、NGO、労働組合、および国際機関との連携/マーケティングおよび商業化に関する手引きの提供、フェアトレードの準備を含む/代替的生計手段、経済開発、および ASM コミュニティにおけるその他の改善に対する積極的支援/可能な限り多くの商品・サービス供給を地元で調達することによる、さらに幅広いコミュニティ支援/コミュニティへの参加条件としての児童労働の排除/ジェンダー認知および権限移譲プログラムを通じての ASM コミュニティにおける女性を取り巻く環境の改善」

66 責任ある零細および小規模採掘事業は、国内の法的枠組みを遵守する。該当する法的枠組みが実施されていない場合、もしくはそうした枠組みが存在しない場合、該当する法的枠組み(存在する場合)の中で操業しようとする零細および小規模採掘業者および事業体の誠実な努力と、彼らの正式化へ向けた機会への取組みは(多くの場合、彼らには能力、技術、財源がまったく無いか、非常に限られていることを念頭に置きつつ)考慮される必要がある。

過程管理システムは、評価を受けた鉱山現場から出荷されたすべての金に関する情報を漸進的に収集し、保持する必要がある。<sup>67</sup>

- 6. (i) 多様な利害関係者の委員会による鉱山現場、輸送ルート、および金の取引場所の評価、および (ii) 加工流通過程管理システムおよびトレーサビリティ・システムの枠組み、に対し資金援助を提供する。資金援助の形態はさまざまであり、直接的な支援から、評価を受けた鉱山現場や輸送ルートからの金に対して、加工流通過程管理システムまたはトレーサビリティ・システムのいずれかまたは両方が導入されているケースにおける使用料や割増手数料の支払いなど。
- 7. 評価を受けた鉱山現場からの ASM による金 (ASM Gold) を直接しかも競争的に市場へ送り 込むためのプログラムを推進し、これに参加する。評価を受けた鉱山現場で操業する零細および小規模採掘業者、精錬/精製業者、評価を受けた鉱山現場からの金で、しかも安全かつ検証可能な輸送ルートを通過して来た金の直接販売を行う業者、らの間で接触を促進し、協力関係を構築する。
- 8. **苦情処理メカニズムの設置を支援する。こ**の仕組みは、本補足書ステップ **1(E)**と調和の取れたものであり、零細および小規模生産者らが、この仕組みにアクセスするのを可能にして、彼らが、紛争地域および高リスク地域からの金の採掘、輸送、取引、取扱い、および輸出に関連して抱いた懸念を、企業や政府当局に対して警告できるようにする。
- 9. 輸出国および輸入国の税関当局の間の協力を促進する。

<sup>67</sup> 加工流通過程管理システムまたはトレーサビリティ・システムに含まれるべき情報の詳細なリストは、「金に関する補足書」のステップ **2(C)**を参照。

# 経済開発協力機構 OECD

OECD は、グローバリゼーションがもたらす経済、社会、および環境の課題に、各国政府が協力して対処するためのユニークな組織である。また、OECD は、企業統治、情報経済、および高齢化社会の問題といった新たな展開や懸案について理解し、こうした展開や懸案を目の前にした各国政府の対応を支援する取組みにおいて先頭に立っている。OECD が提供する枠組みにおいて、各国政府は、政策に関する経験を比較し、共通の課題に対する答えを模索し、優れた実践事例を見出し、国内政策および国際政策を巧みに調和させるべく取り組んでいる。

OECD 加盟国は以下の通り。オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェイ、ポーランド、ポルトガル、スロバキア共和国、スロベニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、イギリス、アメリカ合衆国。欧州連合(EU)は OECDの実務に参加する。

OECD 出版部では、加盟国が合意した条約、ガイドライン、および規格に加え、経済、社会、および環境の諸問題に関して OECD が収集した統計データならびに OECD による研究結果を、広く伝えている。

OECD PUBLISHING, 2, rue André-Pascal, 75775 PARIS CEDEX 16 (20 2016 02 1 P) ISBN 978-92-64-25238-7 – 2016 OECD 紛争地域および高リスク地域からの責任ある鉱物サプライチェーンのための デュー・ディリジェンス・ガイダンス 第三版

内容

紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンスに関する閣僚理事会による勧告

OECD 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス

すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書

金に関する補足書

この刊行物はオンラインを参照してください。

http://dx.doi.org/10.1787/9789264252479-en.

この作業は、すべての OECD の書籍、定期刊行物、統計データベースを集めた OECD iLibrary に掲載されています。

Visit www.oecd-ilibrary.org for more information.